

平成21年度

総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究

我が国における海洋政策の調査研究

報告書

平成22年3月

海洋政策研究財団
(財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)

はじめに

海洋政策研究財団は、人類と海洋の共生の理念のもと、海洋・沿岸域に関する諸問題に分野横断的に取り組んでいます。国連海洋法条約およびアジェンダ 21 に代表される新たな海洋秩序の枠組みの中で、国際社会が持続可能な発展を実現するため、総合的・統合的な観点から調査研究し、広く社会に提言することを目的にしています。

活動内容は、海上交通の安全や海洋汚染防止といった、本財団がこれまでに先駆的に取り組んできた分野はもちろんのこと、沿岸域の統合的な管理、排他的経済水域や大陸棚における持続的な開発と資源の利用、海洋の安全保障、海洋教育など多岐にわたります。これらの研究活動を担うのは、社会科学や自然科学を専攻とする若手研究者、経験豊富なプロジェクトコーディネーター、それを支えるスタッフであり、内外で活躍する第一線の有識者のご協力をいただきながら研究活動を展開しています。

このような調査研究活動の一環として、当財団では競艇の交付金による日本財団の支援を受け、海洋・沿岸域の総合的な管理に向けた海洋政策、法制度、推進方策、推進体制に関する検討を行い、政策提言を行う「我が国における海洋政策に関する調査研究」を実施しております。平成 19 年度からは、我が国の排他的経済水域及び大陸棚（EEZ 等）の総合的な管理のあり方について調査研究を行っており、3 年目である本年度は、次年度のとりまとめ・提言に向けて調査研究を進めました。

本報告書は、平成 21 年度に実施した、①我が国の EEZ 等における総合的な海洋管理のあり方、②その実現のために必要な法制度のあり方に関する研究の成果をとりまとめたものです。本報告書はまだ中間的な研究段階のものですが、海洋の管理に携わる行政、研究機関、民間企業、NPO 等など関係者のみなさまの活動にお役に立てれば幸いです。

最後に、本書の作成にあたって、総合的海洋政策研究委員会及び法制ワーキンググループのメンバーの皆様、本事業を支援していただいた日本財団、その他多くの協力者の皆様に厚く御礼申し上げます。今後とも、倍旧のご支援、ご指導をお願いする次第です。

平成 22 年 3 月

海洋政策研究財団
会長 秋山昌廣

我が国における海洋政策の調査研究
総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究

研 究 メ ン バ ー

寺島 紘士 海洋政策研究財団 常務理事

市岡 卓 海洋政策研究財団 政策研究グループ グループ長

菅原 善則 同上

菅原 一美 海洋政策研究財団 政策研究グループ 調査役

遠藤 愛子 海洋政策研究財団 政策研究グループ 研究員

太田 義孝 同上

鈴木理映子 同上

武井 良修 同上

眞岩 一幸 同上

李 銀姫 同上

段 烽軍 同上

(平成 21 年 9 月退職)

以上

目 次

はじめに

我が国における海洋政策の調査研究メンバー一覧

1. 事業の概要	1
(1) 背景と目的	1
(2) 研究内容	1
(3) 研究体制	2
2. 調査研究内容	4
(1) 本年度の調査研究の内容	4
(2) 法制ワーキンググループによる報告	5
a. EEZ等の管理に関する現行法制の問題点の整理	6
b. EEZ・大陸棚管理の理念	81
c. 開発・利用法制度からみた検討	88
d. 環境管理法制からの検討	93
e. 諸外国のEEZ・大陸棚管理法制の検討	98
3. まとめ	111

1. 事業の概要

(1) 背景と目的

我が国は、国連海洋法条約を批准したことにより、領海、排他的経済水域及び大陸棚を合わせると、領土の 10 倍以上にもなる広大な海域を管轄することとなった。この海域において我が国は、豊富な生物資源、エネルギー・鉱物資源の開発、利用に対する排他的な権利を有する一方で、海洋環境の保全に対する責務を有している。我が国が海洋の恩恵を最大限に享受し、海洋基本法にいう「新たな海洋立国」の実現を図り、それによって発展を遂げていくためには、「海に広がる国土」である我が国の管轄海域の総合的な開発、利用、保全等を進めていくことが不可欠である。

平成 17 年に成立した海洋基本法では、このような問題認識の下、その第 19 条（排他的経済水域等の開発等の推進）において、排他的経済水域及び大陸棚（以下「EEZ 等」という。）について海域の特性に応じた開発、利用、保全等の推進、我が国の主権的権利を侵害する行為の防止その他の必要な措置を講ずるべきである旨を規定している。しかしながら、その具体的な推進方策については、同法に基づき平成 18 年に策定された海洋基本計画においてもいまだ示されていない。我が国の EEZ 等の取扱いについては、国連海洋法条約の批准に際し制定された「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」が、EEZ 等において「我が国の法令を適用する」旨を規定しているが、積極的に EEZ 等という空間の特性に応じた管理を行うような制度は整備されていない。我が国としてどのように EEZ 等の総合的管理を行っていくかの道筋はいまだ明らかになっていない。

本事業は、このような状況を踏まえ、EEZ 等の開発、利用、保全等のあり方について検討を行い、EEZ 等の総合的管理のあり方や、そのために必要な法制の整備について提言を作成することにより、我が国における EEZ 等の総合的管理の実現につなげることを目的としている。

(2) 研究内容

本研究は平成 19 年度から実施しており、本年度は 3 年度目に当たる。4 年度目の平成 22 年度には、EEZ 等の総合的管理のあり方や、そのために必要な法制の整備について提言を行うことを目指している。

平成 21 年度は、次年度のとりまとめに向けて問題点を整理し、掘り下げて検討を行うべき重要な年であり、これまでの研究成果を踏まえ、以下の各点について検討を行った。

- ①我が国の EEZ 等における総合的な海洋管理のあり方
- ②その実現のために必要な法制度のあり方

検討作業は、以下のそれぞれの観点から行った。

①現行法制における課題

- ・現行の EEZ 等関連法制において、現在どのような事項が課題となっているか。
- ・現行の EEZ 等関連法制を前提とし、海洋の開発、利用の進展、海洋環境保全へのニーズの高まり等将来の海洋をめぐる動向を想定したとき、今後どのような事項が課題になると予想されるか。
- ・これらの課題に制度面でどう対応すべきか。

②諸外国の先進事例を参考にした制度構築

- ・海外においては、空間管理的手法を導入し、海洋の総合的な管理を進めようとする先進的

な動きがみられる。

- ・それらは必ずしも陸から離れた沖合の海域の管理を目指したものばかりではないが、その手法において、我が国の EEZ 等の戦略的な管理を進める上で参考になるものがあるのではないか。

③海洋基本法を踏まえた海洋管理の望ましい方向性

- ・海洋基本法の理念（総合的・計画的アプローチ）を踏まえると、望ましい EEZ 等の管理の方向性が導き出されるのではないか。

④上記①～③を踏まえた海洋管理のあり方、その実現に必要な制度的枠組

- ・上記①～③を踏まえ、総合的な見地から、我が国における総合的な EEZ 等の管理方策は、いかにあるべきか。
- ・また、望ましい管理を実現するためには、どのような法制度の整備が必要か。現行の諸法制の改正では不十分であり、新たな法制の整備が必要ではないか。

(3) 研究体制

前年度に引き続き、総合的海洋政策研究委員会（以下「委員会」という。）を設置し、海洋に関わる科学的知見、技術、経済社会等の実態を踏まえ、総合的な見地から検討を行った。

また、平成 21 年度は、新たに委員会の下に、法制ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置し、委員会の検討を踏まえて法制面についての検討作業を行った。委員会は、WG の検討結果を参考にして審議を行うこととした。

委員会及びWGの構成は、別紙のとおりである。

(総合的海洋政策研究委員会の構成)

委員長	栗林 忠男	海洋政策研究財団 特別顧問	慶應義塾大学名誉教授
委員	赤塚 宏一	社団法人日本船長協会 会長	
(五十音順)	秋山 昌廣	海洋政策研究財団 会長	
	磯部 雅彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科 社会文化環境学専攻	教授
	來生 新	元横浜国立大学副学長・理事	横浜国立大学名誉教授 放送大学教授
	北村 喜宣	上智大学法科大学院	教授
	小池 勲夫	琉球大学	監事
	白山 義久	京都大学フィールド科学教育研究センター	センター長
	末永 芳美	東京海洋大学先端科学技術研究センター	教授
	平 朝彦	独立行政法人海洋研究開発機構	理事
	寺島 紘士	海洋政策研究財団	常務理事
	徳山 英一	東京大学海洋研究所	教授
	中原 裕幸	社団法人 海洋産業研究会	常務理事
	林 司宣	海洋政策研究財団 特別研究員	早稲田大学名誉教授
	廣瀬 肇	広島文化学園大学社会情報学部	教授
	福代 康夫	東京大学アジア生物資源環境研究センター	教授
	山形 俊男	東京大学大学院理学系研究科 地球惑星科学専攻	教授

(法制ワーキンググループの構成)

座長	栗林忠男	海洋政策研究財団 特別顧問	慶應義塾大学名誉教授
主査	來生 新	元横浜国立大学副学長・理事	横浜国立大学名誉教授 放送大学教授
委員	及川敬貴	横浜国立大学大学院 環境情報研究院環境情報学府	准教授
(五十音順)	北村喜宣	上智大学法科大学院	教授
	寺島紘士	海洋政策研究財団	常務理事
	中原裕幸	社団法人海洋産業研究会	常務理事

2. 調査研究内容

(1) 本年度の調査研究の内容

本年度は以下のとおり、委員会を2回、WGを5回開催し検討を行った。

日 程	委 員 会	W G
平成 21 年 6 月 5 日	第 1 回	
7 月 16 日		第 1 回
10 月 8 日		第 2 回
10 月 23 日		第 3 回
11 月 19 日		第 4 回
平成 22 年 2 月 1 日		第 5 回
3 月 11 日	第 2 回	

それぞれの委員会、WGにおける検討内容は、以下のとおりである。

(第1回委員会)

本年度の実施計画を検討する中で、本調査研究の背景と目的、本調査研究が目指す成果、検討の内容等について方向付けをした。検討は、①現行法制における課題 ②諸外国の先進事例を参考にした制度構築 ③海洋基本法を踏まえた海洋管理の望ましい方向性 ④上記①～③を踏まえた海洋管理のあり方、その実現に必要な制度的枠組 の4つの観点から行うこととした。

また、新たな法制度の整備に向けた検討課題全般について、幅広く意見交換を行った。進め方全般については、行政組織のあり方についてどこまで踏み込むか、どのように日本らしい制度づくりを行うか、法制度の枠組みをどうするかなどについて検討を行った。また、漁業資源、エネルギー・鉱物資源、海洋環境、海洋構造物の設置・管理など個別の課題について現行制度の問題点が提示された。

(第1回WG)

前年度までの調査及び第1回委員会における検討経緯とともに、本調査研究の背景と目的や目指す成果、検討の内容等について確認した。

また、委員会の議論を踏まえながら、WGとして目指す最終成果物のイメージや新たな法制度の整備に向けた検討課題全般について、ブレインストーミングを行った。次回までに、現行制度の問題点整理について昨年度までに実施した作業のアップデートを行うとともに、海外における海洋の総合的管理への取組み事例について情報の収集・整理を行い、これらを踏まえて再度全般的な議論を行うこととした。

(第2回WG)

海洋の総合的管理に関連する制度づくりへの海外の取組事例として、英国の海洋・海岸アクセス法や米国オバマ政権における省庁横断的海洋政策タスクフォースにおける動きについて、意見交換

を行った。また、現行制度の問題点を整理した資料を参照しながら、全般的な検討課題や、新たな EEZ 管理法のあらあらのイメージ、作業の進め方・分担について、議論を行った。

(第 3 回WG)

引き続き、英国及び米国の取組みについて、補足的な説明を受けながら意見交換を行った。英国において新法に基づき設立される海洋管理機関 (Marine Management Organization / MMO) の役割や具体的な機能について、参考事例として意見交換を行った。

また、新たな EEZ 管理法のイメージについて引き続き議論を行った。法制面での対応としては、個別法による対応ではなく、総合的な管理のための新たな立法を検討するということで方向性を確認した。一元的な管理のために必要な情報管理の一元化の問題についても、議論を行った。その他、とりまとめに向けて必要な作業の内容について整理を行った。

(第 4 回WG)

現行制度における問題点の総括、WGとしての報告に盛り込むべき項目等について、メンバーがそれぞれ検討メモを提出し、これに基づいて今年度のWGとしての報告の内容や作業分担について検討した。

(第 5 回WG)

今年度のWGとしての報告を構成する、①現行制度の問題点 ②諸外国の取組状況 ③新しい法制の検討の方向性の整理 (理念、環境管理法制の観点、開発利用法制の観点それぞれについて) の各項目について、それぞれメンバーが報告案を提出し、これに基づいて意見交換を行った。

(第 2 回委員会)

WGが今年度に行った法制面からの論点整理の結果について報告を受け、これを踏まえて意見交換を行った。また、本年度のとりまとめの仕方や来年度の調査研究の進め方について確認した。

(2) 法制ワーキンググループによる報告

WG は、5 回にわたる会合において集中的・精力的な検討を行い、法制面からの論点整理を行った。以下に、WGが今年度の検討結果について第 2 回委員会において行った報告を掲載する。この報告については、現時点ではあえて全体の調整・とりまとめは行っていないが、執筆したメンバーがそれぞれの立場から広範にわたる論点について中間的な整理を行ったものであり、次年度の検討に向けた貴重な足がかりとなるものである。

a. EEZ 等の管理に関する現行法制の問題点の整理

社団法人海洋産業研究会

==== 目 次 ====

1. EEZ・大陸棚管理の理念
 - 1-1. EEZ・大陸棚の特性と管理
 - (1) 自然的条件からみた 200 海里水域
 - (2) 管理の対象空間としての EEZ・大陸棚
 - (3) 我が国の EEZ および大陸棚の管理に関する考え方
 - 1) 経団連意見書「21 世紀の海洋のグランドデザイン」(2000 年 6 月)
 - 2) (社)海洋産業研究会、わが国 200 海里水域の海洋管理ネットワーク構築に関する研究(2002 年 3 月)
 - 3) EEZ 基点離島を考慮した海域区分
 - 4) 海洋マネジメントビジョン策定に向けた海域区分
 - 1-2. EEZ・大陸棚管理の理念の検討
 - (1) 国連海洋法条約にもとづく理念
 - (2) 国及び地方自治体による EEZ・大陸棚の管理
 - 1) 日本沿岸域学会の提言
 - 2) 船舶操縦士資格と船舶の航行区域
 - 3) 県による漁業操業許可の範囲
 2. EEZ・大陸棚の管理に関する現行法制の課題検討
 - 2-1. 国連海洋法条約の批准と国内法制の整備
 - 2-2. EEZ・大陸棚法の制定
 - 2-3. EEZ・大陸棚に適用される我が国の法令
 - 2-4. 現行海洋関連法制の検討
 - (1) 海洋関連法制・総括的検討
 - (2) 海洋関連法制・分野別検討
 - 1) 鉱物資源開発：鉱業法
 - 2) 漁業
 - 2-5. EEZ・大陸棚における科学調査に係る法令
 - 2-6. 領海外・EEZ 内に設置されている固定施設に関する法制
- 付属資料－ 1 : EEZ の開発・利用・保全・管理に関する国内関連法制
分野別一覧表
- 付属資料－ 2 : 関連図表類 一式

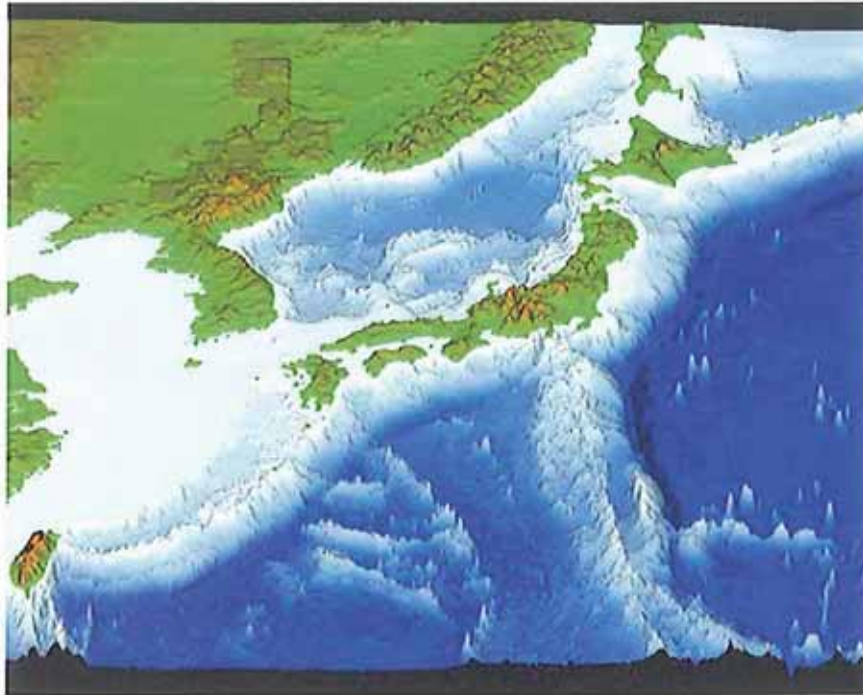
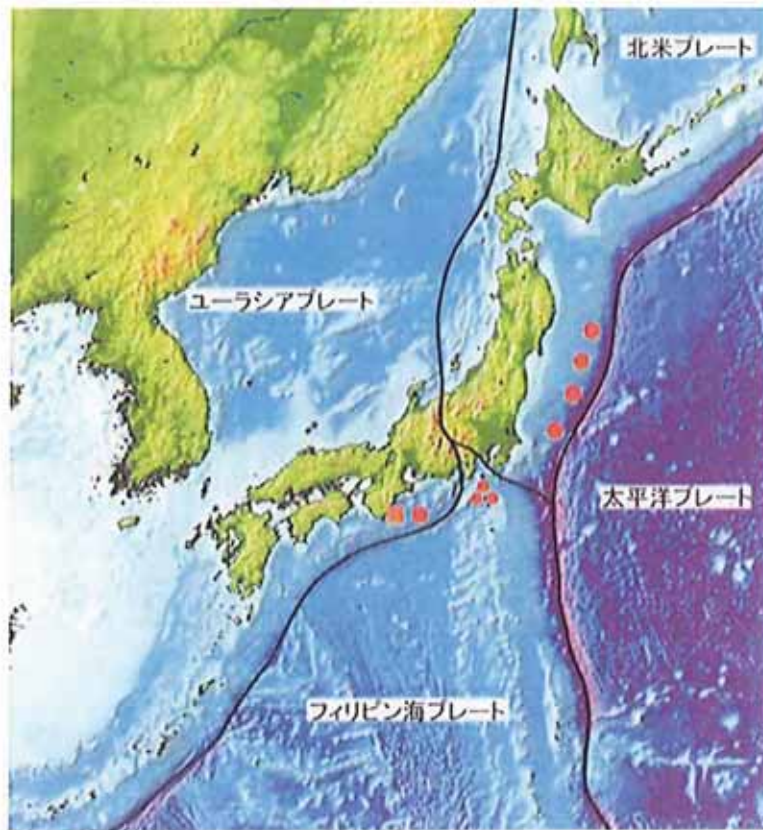


図1-2：日本周辺海域の海底地形図
(出典：同前)



●設置点
■中央基準局(下里水路観測所) 海底地殻変動観測概念図

図1-3：日本周辺のプレート位置図
(出典：同前)

(2)管理の対象空間としての EEZ・大陸棚

こうしたわが国の 200 海里水域は、その範囲については、領海の基線から 200 海里をまるまる確保できている部分と、隣接国、相対国との境界紛争を抱え、わが国の主張する中間線での境界画定とが併存する形となっている（図 1－4 参照）。そもそも EEZ が重複する場合の境界画定は、衡平の原則にもとづいて合意により行うと国連海洋法条約で定められていることから、わが国周辺では国境離島の帰属を巡って係争問題を抱えているので、まだ中間線で合意しているわけではない点に留意する必要がある。わが国の EEZ の境界が接する相手国は、ロシア、北朝鮮、韓国、中国、台湾、フィリピン、アメリカの 7 つの国・地域に及ぶのである。

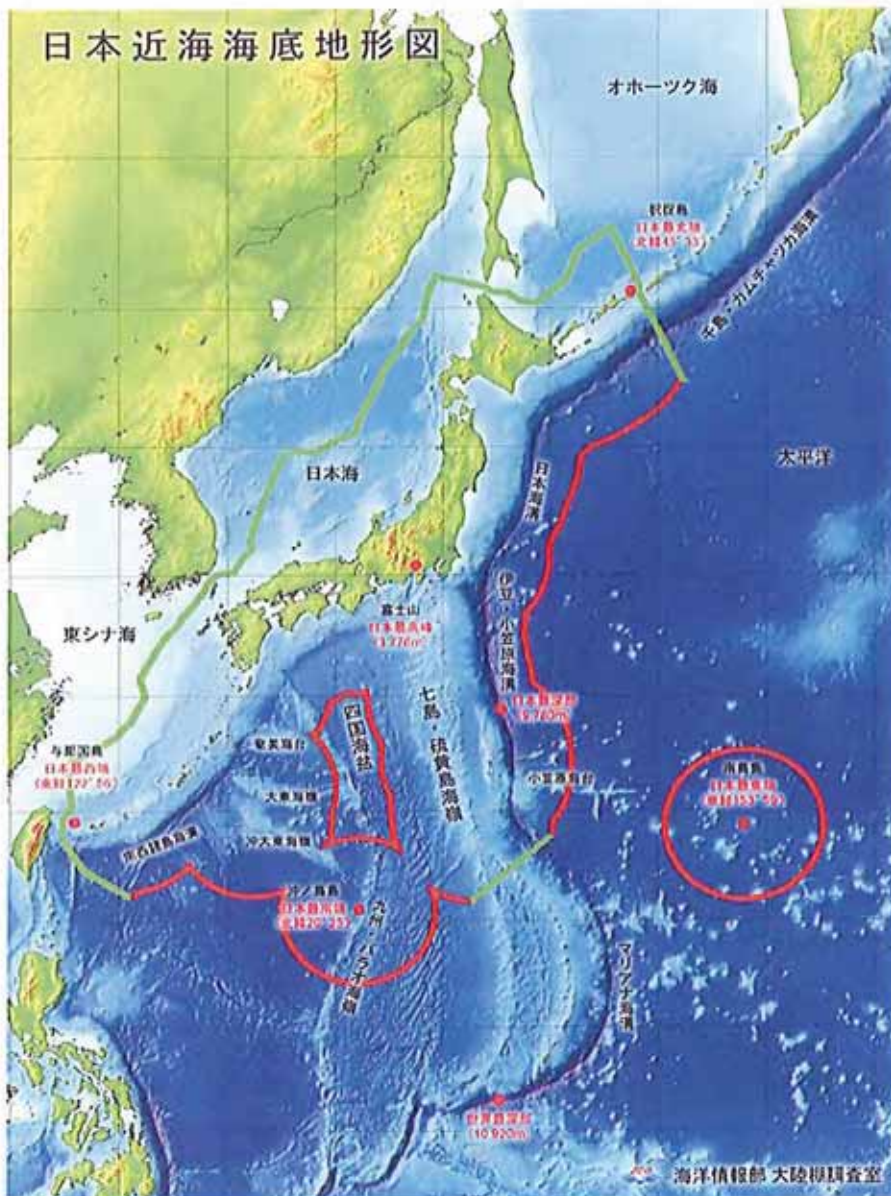


図 1－4：日本の 200 海里水域とその境界線
(赤線＝200 海里、緑線＝中間線)

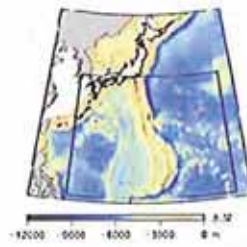
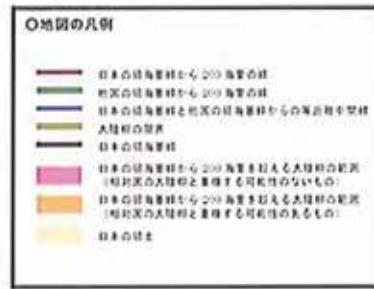
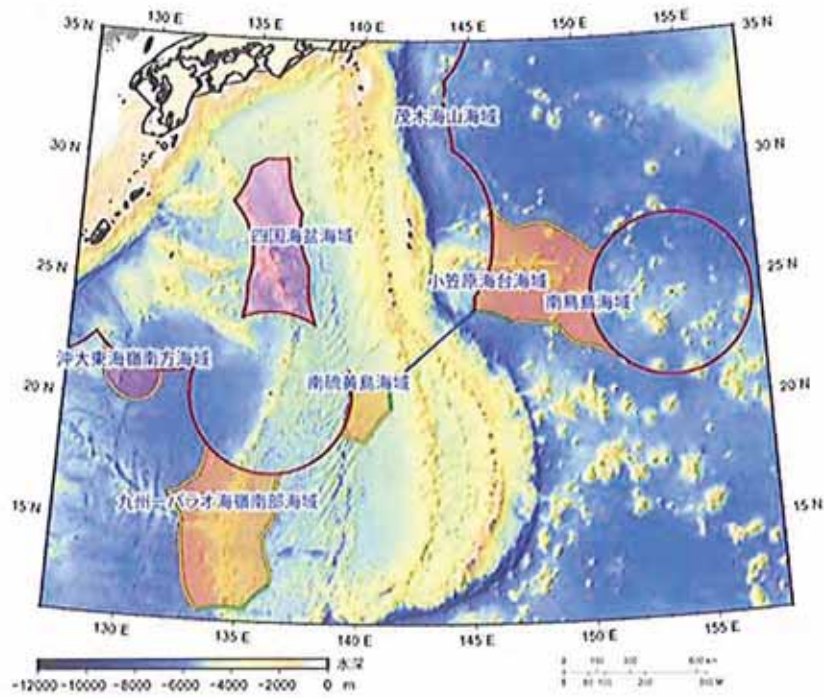


図1-5：EEZを超える大陸棚の申請内容
(出典：海上保安庁)

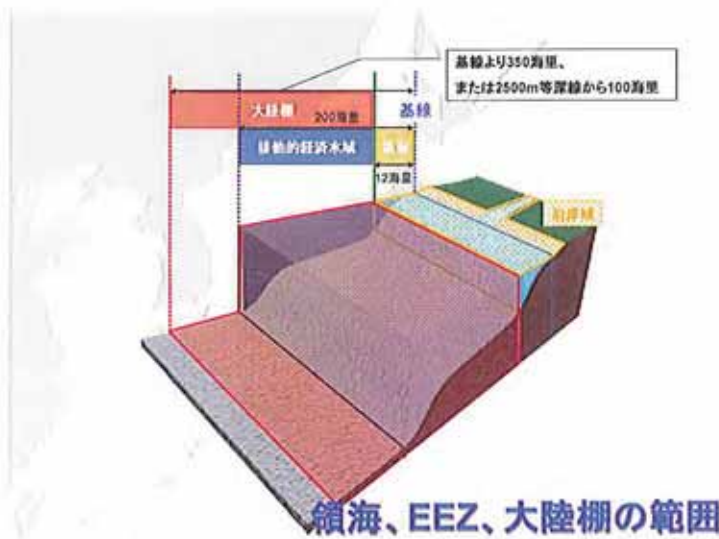


図1-6：管理対象空間としてのEEZおよび大陸棚
(出典：(社)海洋産業研究会資料)

(3)我が国の EEZ および大陸棚の管理に関する考え方

海洋基本法の基本的施策を述べた第3章の第19条は、「排他的経済水域等の開発等の推進」と題する条項であるが、そこでは次のように述べられている。「国は、排他的経済水域等の開発、利用、保全等（以下「排他的経済水域等の開発等」という。）に関する取組の強化を図ることの重要性にかんがみ、海域の特性に応じた排他的経済水域等の開発等の推進、排他的経済水域等における我が国の主権的権利を侵害する行為の防止その他の排他的経済水域等の開発等の推進のために必要な措置を講ずるものとする。」（下線は引用者）

すなわち、排他的経済水域（EEZ）の開発・利用・保全等にあたっては「海域の特性に応じた」取り組みが要請されているわけである。そこで、海域の特性はどのような考え方によるものがあるかについて、これまでの EEZ・大陸棚の管理に関するいくつかの海域区分を示した例を整理してみる。

1)経団連意見書「21世紀の海洋のグランドデザイン」（2000年6月）

同提言は、「わが国 200 海里水域における海洋開発ネットワークの構築」というサブタイトルが付けられているが、同年4月にだされた「国家産業技術戦略」の内容を発展させ、国家的海洋政策の柱として、わが国の排他的経済水域（EEZ）を7つの海域に分けて、それぞれに洋上基地を順次、設置するプロジェクト構想を提案したものである。最後の全国総合開発計画と言われる五全総のニックネームである「21世紀の国土のグランドデザイン」になぞらえてネーミングしたもので、海洋政策を国土政策と同様の高位の国家政策（National Policy）として位置付ける必要性をアピールしたものである。

その概要は次の図に示されている。

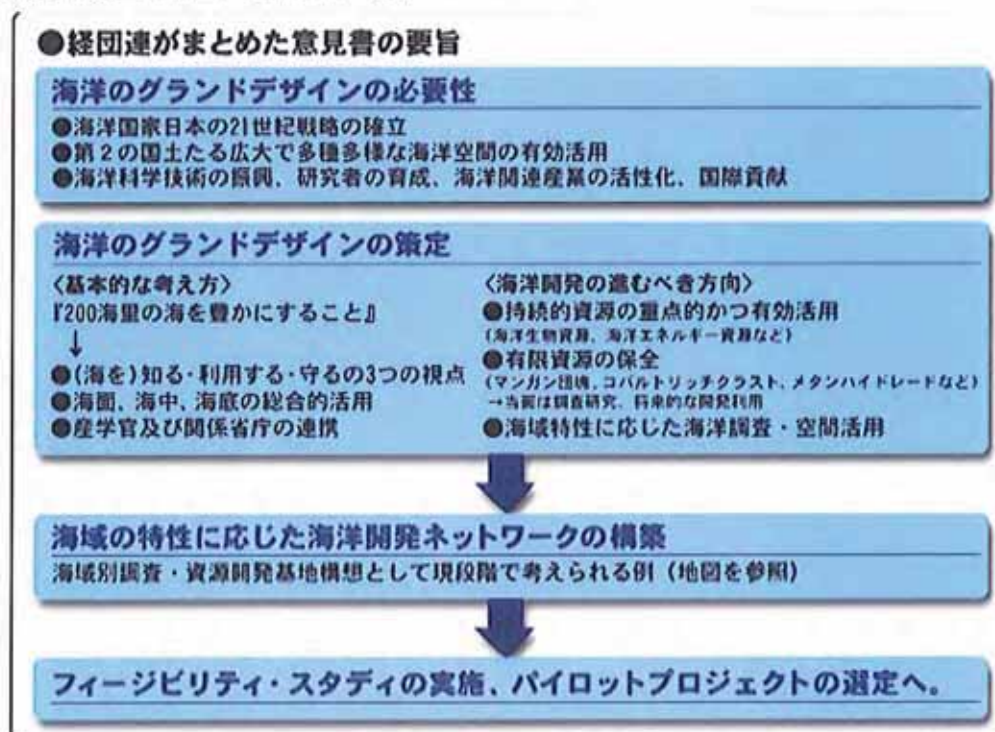


図1-7：経団連「21世紀の海洋のグランドデザイン」の提言の概要
(出典：橋口寛信、経団連海洋開発委員会総合部会長、Ship and Ocean Newsletter、
No.1、2000年8月20日)

その7つの海域に区分しての洋上基地ネットワークの提案概要は次の図に示されている。



図1-8：洋上基地の海域別構想内容
(出典：同前)

2) (社)海洋産業研究会、わが国200海里水域の海洋管理ネットワーク構築に関する研究
(2002年3月)

続いて、本格的な200カイリ水域の海洋管理に関する研究としてまとめられたのが、日本財団助成事業としての(社)海洋産業研究会による「わが国200カイリ水域の海洋管理ネットワーク構築に関する研究」である。上記の経団連提言をベースにしつつ、それをさらに発展させた形となっている。

そこでは、「管理」の内容を表現する言葉として、英語表現の方がより良い理解をするうえで手助けになるとして、次のような整理をしているので紹介しておきたい。

- control; Pollution Control や Security Controlというフレーズでの管理のイメージ。
- governance : ocean governanceというフレーズで定着しつつあるが、governanceの定義が様々あり、administrationに近いが、さらに強い語感があるとともに行政だけでなく管理主体を幅広にとらえる解釈もある。
- administration : 行政による管理全般を表現するイメージ。
- law enforcement : 法制度の執行という意味の管理のイメージ。
- management : 資源管理、沿岸域管理、環境管理等のフレーズで表現される全般的な管理のイメージ。

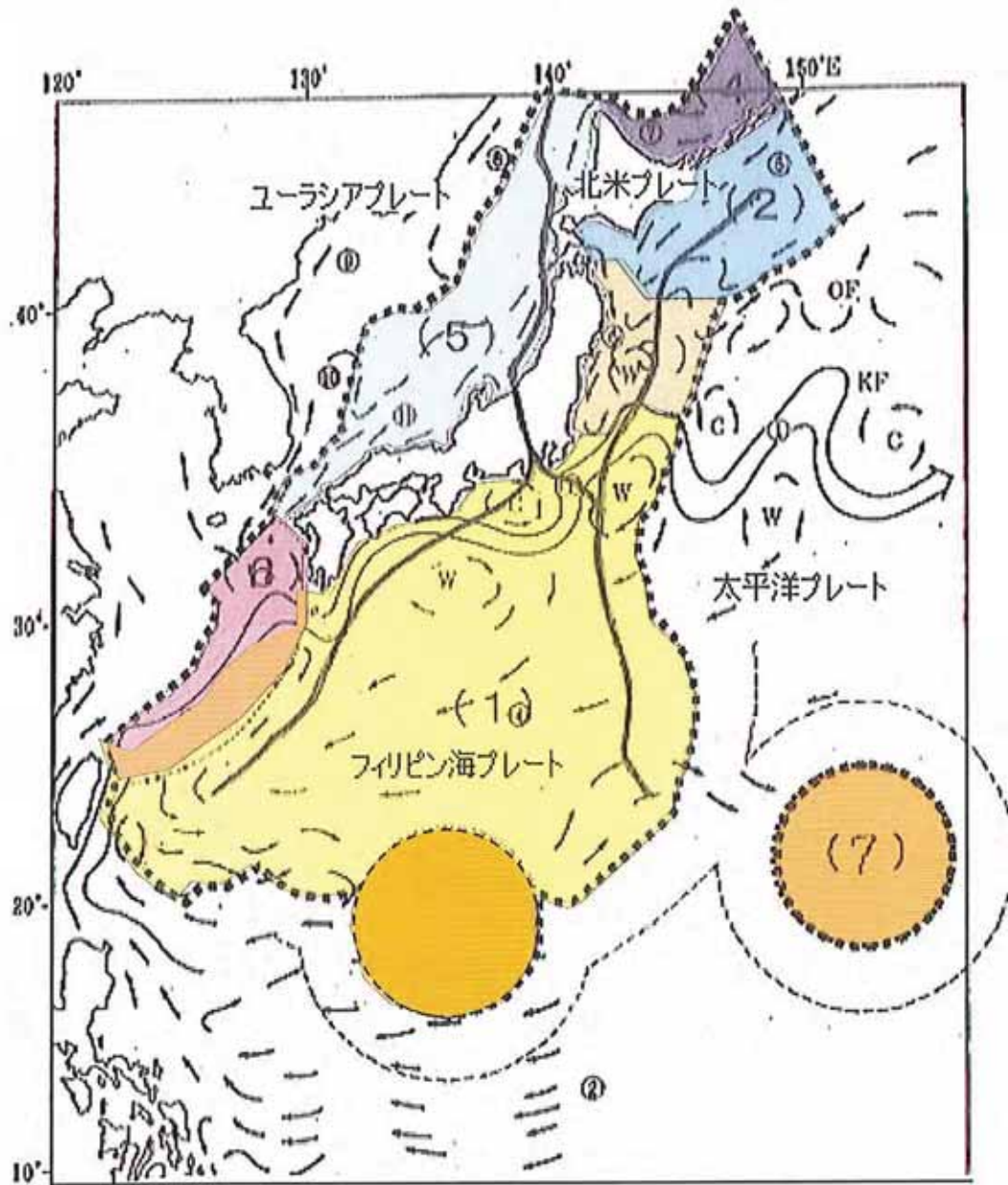
そして、やはりmanagementという用語が海洋管理ではもっとも相応しいとしている。その研究でも、次のような海域区分が示されている。

表 1-1 : 海域区分の例と海域の特徴

海域区分	海域の特徴	海域の持つポテンシャル
(1) 黒潮・亜熱帯域 フィリピンプレート 一部ユーラシアプレート 太平洋プレート	日本南岸黒潮域 南西諸島海溝 伊豆小笠原海溝 南海トラフ 小笠原トラフ プレート衝突域	カツオを中心とした遠洋漁場 クロマグロをはじめとする多くの魚筋の自然産卵海域 コバルトリッチクラスト、マンガンクラスト、熱水鉱床等の海底鉱物資源が賦存 メタンハイドレートの賦存
(2) 親潮・亜寒帯域 北米プレート 太平洋プレート	親潮流域 千島・カムチャッカ海溝 北米・太平洋プレートの衝突域 で地震多発地域	豊かな水産資源
(3) 本州東方混合水域 北米プレート 太平洋プレート	黒潮と親潮の遭遇海域 日本海溝 北米・太平洋プレートの衝突域 で地震多発地域	世界三大漁場の一つ
(4) オホーツク海域 北米プレート	わが国で唯一の氷海域 カムチャッカ半島、千島列島、サハリン、北海道に囲まれた閉鎖海	メタンハイドレートの賦存 カニ、サケ、タラ、マスの漁場
(5) 日本海域 ユーラシアプレート	対馬海峡、津軽海峡、宗谷海峡、間宮海峡に囲まれた深い海盆状の閉鎖海 表層は対馬暖流、下層は日本海固有水が占める 大和堆、北大和堆など「堆」をなす海域 遠浅で比較的傾斜の小さい海底地形（大陸棚の存在）	豊かな水産資源
(6) 東シナ海域 ユーラシアプレート	黒潮流域 沖縄トラフ	クロマグロをはじめとする多くの魚類の自然産卵海域 熱水鉱床等海底資源の賦存
(7) 中部太平洋海域 太平洋プレート フィリピンプレート	沖の鳥島、南鳥島 太平洋海洋大循環の真つ只中に位置する 遠隔離島を中心とする 200 海里円形海域	コバルトリッチクラスト、マンガン団塊、熱水鉱床等の海底鉱物資源が賦存 低緯度海域 高度回遊魚類の回遊ルート

(出典：(社)海洋産業研究会、日本財団助成事業、わが国 200 海里水域の海洋管理ネットワーク構築に関する研究報告書、平成 14 年 3 月)

また、その海域区分を図に示したものをさらに次に掲げる。この海域区分は、わが国の領土の位置と海流、プレートなどの自然的条件をもとにして区分されたものである。



(1) 黒潮・亜熱帯海域、(2) 親潮・亜寒帯海域、(3) 本州東方混合海域、
 (4) オホーツク海、(5) 日本海、(6) 東シナ海、(7) 中部太平洋海域

図1-9：総合的な海洋管理で想定される200海里水域の海域区分の例
 (出典：同前)

3) EEZ 基点離島を考慮した海域区分

他方、本土主要4島(北海道、本州、四国、九州)を基点としたEEZと、それ以外の沖縄本島を含む遠隔離島、換言すればEEZの基点離島を中心としたEEZとに大別して我が国のEEZを見てみると、下図のような海域区分ができる。

4)海洋マネジメントビジョン策定に向けた海域区分

平成 22 年度に国土交通省で取り組みが予定されている「海洋マネジメントビジョン」の予算説明資料においては、右下に海域区分のイメージが図示されている。



図1-12：海洋マネジメントビジョン策定
 (出典：国土交通省総合政策局資料)

これによれば次のような区分となっている。

- A：オホーツク海・道東太平洋海域
- B：東北太平洋海域
- C：南鳥島周辺海域
- D：小笠原・沖ノ鳥島周辺海域
- E：本州・四国・九州東部沿岸海域
- F：沖縄東部・大東諸島海域
- G：東シナ海海域
- H：東シナ海北部及び西部日本海海域
- I：北陸・東北日本海海域

この区分は、明らかにEEZ 基点離島とその周辺のEEZであるC、D、Fをそれぞれ区分けして管理することを意識した海域区分といえよう。ちなみにE海域は沿岸海域として上記の離島周辺沖合海域と区別すると同時に、メタンハイドレート資源賦存区域を意識して海洋資源管理の視点をも取り込んでいるものとの推測も成り立ちうる。

1-2. EEZ・大陸棚管理の理念の検討

(1) 国連海洋法条約もとづく理念

EEZ・大陸棚においては、沿岸国にとって国連海洋法条約（UNCLOS）にもとづく“権利”（主権的権利および管轄権）が適用されるわけだが、その権利の行使を円滑かつ合理的に推進する必要があるとともに、もう一方で、権利とコインの表裏関係にある“義務”もあると考えられる。

国連海洋法条約 第五十六条 排他的経済水域における沿岸国の権利、管轄権及び義務

1 沿岸国は、排他的経済水域において、次のものを有する。

(a) 海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源(生物資源であるか非生物資源であるかを問わない。)の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利並びに排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動(海水、海流及び風からのエネルギーの生産等)に関する主権的権利

(b) この条約の関連する規定に基づく次の事項に関する管轄権

- (i) 人工島、施設及び構築物の設置及び利用
- (ii) 海洋の科学的調査
- (iii) 海洋環境の保護及び保全

(c) この条約に定めるその他の権利及び義務

2 沿岸国は、排他的経済水域においてこの条約により自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、他の国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、この条約と両立するよう行動する。

3 この条に定める海底及びその下についての権利は、第六部の規定により行使する。

(注：アンダーラインは引用者)

こうした沿岸国としての「権利と義務」にもとづいてEEZ・大陸棚管理の理念が検討されねばならない。

(2) 国及び地方自治体によるEEZ・大陸棚の管理

1) 日本沿岸域学会の提言

EEZ・大陸棚の管理に関しては、当然、国によるものと考えられる。このことは、沿岸域管理の考え方における沿岸の範囲、そして地方自治体と国の行政境界の区分とも関係してくる。

その沿岸域管理の側から、領海外のEEZ・大陸棚は明らかに国による管理であるべきとした考え方が日本沿岸域学会から提示されている。次図に示す海域区分の考え方がそれである。提案趣旨からして領海内の沿岸の小区分の整理が主眼となっているものだが、EEZ・大陸棚の管理に関係してくるとも考えられるのは、基本エリアを沿岸5海里としている根拠である。これは、沿岸の自治体とりわけ市町村が実際に海域を管理（行政実施、活動監視、法の執行等）しようとしても具体的にパトロールしてまわることは現実的には考えにくいことから、海域の管理を、そこで活動する場合の道具（ツール、手段）である船舶の操縦士資格の適用範囲に置き換えて実施するという考え方といえる。

「海洋基本計画に対する要望」日本沿岸域学会(2007.11.12)における沿岸域区分と管理主体の提案(日本には海域に自治体行政区画はほとんどない)



コアエリア=陸側:100m(海浜植生限界)、海側:水深20m(藻場限界)

基本エリア=陸側:臨海市町村行政界、海側:5海里(2級小型船舶操縦士資格で航行できる範囲)

広域エリア=陸側:流域圏、海側:12海里領海

特定エリア=三大湾、瀬戸内海、有明・八代海などの半閉鎖海域

図1-13: 海域区分と管理主体の関係に関する日本沿岸域学会の提案

[注: 図下にある2級小型船舶操縦士資格とあるのは3級の誤記]

(出典: 日本沿岸域学会 2000年アピール関係資料)

2) 船舶操縦士資格と船舶の航行区域

この船舶の操縦士資格の適用範囲もまた、それぞれの資格に応じた航行可能海域の区分指定に関係してくる。

次ページ以降に示すように、2級小型船舶操縦士の資格では「平水区域」及び「沿海区域」と呼ばれる海岸から20海里的海域を航行できる。すなわち領海外においても航行できる。また、船舶操縦士資格とは離れるが、船舶登録すなわち船舶検査証の発行における高次海域区分として「近海区域」という区分があり、これは、海岸からの距離基準ではなく、東経175度、東経94度、北緯63度、難易11度の線で囲まれた指定海域となる。この海域は明らかに我が国のEEZをカバーしていると同時にそれを越えた広い海域となっている。1級船舶操縦士資格を保有していれば、その上のランクである「遠洋区域」すなわち全ての水域での航行が可能である。つまり、この資格を保有していれば世界一周航海も可能である。

◎船舶の操縦士免許と航行海域の区分指定

ボート免許と航行区域

免許の種類	船の大きさ	航行区域	取得年齢
1級小型船舶操縦士	総トン数 20トン未満	遠洋区域 (すべての海域…)	満17歳 9ヶ月以上
2級小型船舶操縦士	同上	平水区域および海岸より 20海里以内(約37km)	同上
3級小型船舶操縦士	同上	平水区域および海岸より 5海里以内(約9km)	同上
4級小型船舶操縦士	総トン数 5トン未満	同上	満15歳 9ヶ月以上
5級小型船舶操縦士	同上	湖・川および海岸より 1海里以内(約1.9km)	同上
湖川小馬力4級小型船舶操縦士 (湖川小力5級免許) エンジン10馬力未満	同上	湖・川および指定区域	同上

最大搭載人員は船の復原力、居住設備等に基づいて算定される。

1海里以内(1.852km)、湖は全域	5級(5トン未満)
↓	
2海里以内 水上オートバイ 3海里以内 ゴムボート(機付) (沿岸小型船→沿海区域内の水域に限る) 平水区域又は、沿海区域に接する各海岸から5海里以内の水域 5海里以内(約9km) 大阪湾全域	4級(5トン未満) 3級(5トン以上20トン未満)
↓	
(沿海小型船) 20海里以内 沿海の境界	2級以上(20トン未満)
↓	
(外洋小型船)ヨットの場合は世界一周可 100海里以内 近海の境界(東経175°C、東経94°C、北緯63°C、 南緯11°Cで囲まれた海域)	1級以上(20トン未満)
↓	
(外洋小型船) 船長+機関長 遠洋(北緯60°Cの線以上の水域及び南緯60°C以南の水域)	1級+6級海技士(機関)以上 (20トン未満)

限定沿海について

1. 小型船舶の限定沿海の航行区域は、航行しようとする水域の中心を定め、母港又は母港を含む平水区域からその小型船舶の最速力で2時間の範囲に避難港を定め、さらにその避難港から片道1時間の範囲内の水域が指定されます。

図1-14(1)：船舶の操縦士免許と航行海域の区分指定
(出典：中国運輸局ホームページ)

トップ > 船舶に関する情報 >> 船舶の航行する区域

船舶の航行する区域

船舶安全法に基づく航行区域についてご説明します。

【構成：海上安全環境部船舶安全環境課】

船舶安全法に基づく航行区域

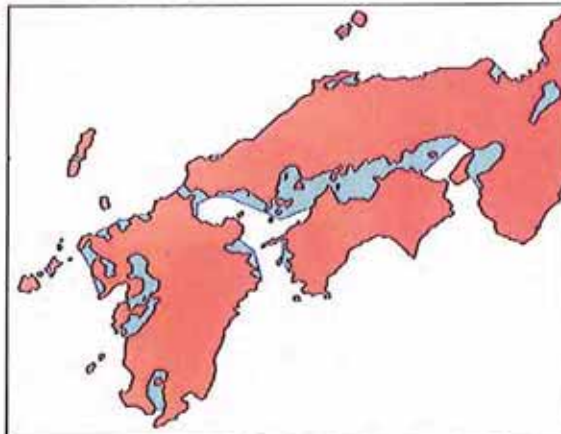
船舶職員の乗組みに関する基準や船舶検査証書などで用いられる「船舶の航行する区域」とは次の表のように区分されています。

船舶安全法に基づく航行区域等

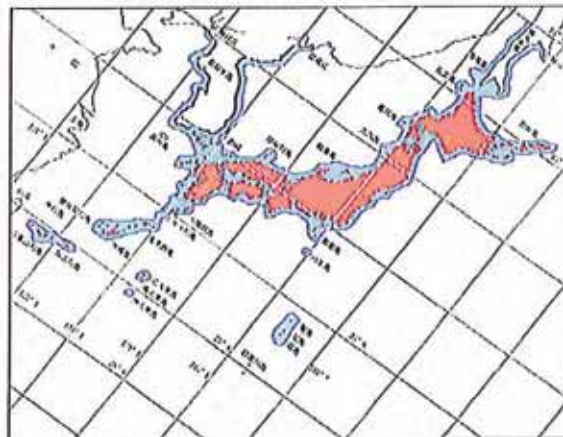
航行区域等 根拠法令

平水区域 船舶安全法施行規則第一条第6項
湖、川及び港内等の水域

適用



沿海区域 船舶安全法施行規則第一条第7項
概ね本邦、樺太本島及び朝鮮半島の各海岸から20海里以内の水域



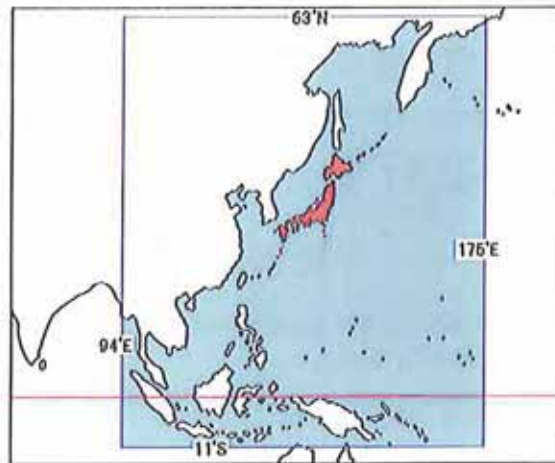
近海区域 船舶安全法施行規則第一条第8項
東経175度、南緯11度、東経94

<http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/kaian/kuiki.html>

2010/02/22

図1-14(2) : 同前 [次ページへ続く]
(出典：同前)

度、北緯63度の線により囲まれた
水域



適洋区域 船舶安全法施行規則第一条第9項

すべての水域

※ 海里とは、海上における距離の単位で、1海里=約1,852メートルです。

 <p>国土交通省中国運輸局 〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 TEL.082-228-3434 / FAX 082-227-9797</p>	 <p>Chugoku District Transport Bureau</p> 
---	--

Copyright © Chugoku District Transport Bureau

3) 県による漁業操業許可の範囲

他方、漁業法における許可のなかに知事許可漁業があるが、その適用範囲は漁業操業の許可であるから空間的區域指定はないものの、その操業許可範囲の境界に関しては興味深い裁判事例がある。実際には、和解に至ったものであるが、要点は次のようである。

青森・岩手両県境の沖合にあるタラの好漁場、通称「なべ漁場」での底はえ縄漁をめぐって、操業を禁じた青森県知事命令の取り消しを岩手県漁業者 11 人がもつめた訴訟で、両県が平成 22(2010)年 1 月 20 日、岩手県漁業者に操業を認める形で和解した。なべ漁場とは、両県境の沖合約 40km の位置にある漁場で、岩場が文字通りひっくり返した鍋のように 2 キロ四方にわたって盛り上がっていることが名前の由来とされている。

岩手県側は、1951 年に両県関係者で合意した磁針方位 78 度 30 分線を根拠に、同漁場を自県海域と主張。これに対して青森県側は、1984 年に交わした民間協定にもとづきなべ漁場を含む県境正東線（地上の県境から真東に延ばした線）以北での岩手県漁業者のはえ縄漁を禁止した。2007 年に岩手県側漁業者が民間協定の改正を求めたが、青森県側が応じなかったため、岩手県側は同協定を破棄して操業を継続した。これに対して同漁場で操業中の岩手県漁業者に青森県が操業中止を指示するとともに、2008 年に委員会指示を守るよう青森県知事が命令を出した。そこで、岩手県側漁業者 11 人が青森地裁に、青森県知事の指示の取り消しを求めて提訴していた。この訴訟について、両県が和解したものである。岩手県の達増拓也知事は「両県が大局的な立場で話し合い、問題解決に至ったのは喜ばしい」、青森県の三村申吾知事は「共存と互惠の精神に基づいて問題解決に臨んだ漁業者に敬意を払うとともに、水産庁や岩手県などに謝意を表す」との談話をそれぞれ出した。

そこでの争点は、青森、岩手の両県が主張する境界線である。つまり、ともに自県の境界線の内側になべ漁場が位置するとしていたわけで、このことは、領海を超える海域での漁業操業の許可範囲が争われたことになる。これを図示したのが下図である。



図 1-15 : なべ漁場と係争境界線

(出典 : <http://mediajam.info/topic/1038638>)

2. EEZ・大陸棚の管理に関する現行法制の課題検討

2-1. 国連海洋法条約の批准と国内法制の整備

周知のように、我が国は平成6（1994）年に発効した国連海洋法条約を平成8（1996）年に95番目の国として批准した。今から14年前のことである。その批准に伴い、関連の国内法制の整備について、政府部内では事前段階から慎重な検討が進められたと伝えられるが、結果として次のようになった。

基本的法令では、従前の領海法の改正による「領海及び接続水域に関する法律」と「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」、いわゆるEEZ・大陸棚法を新規に制定したほか、関連法令として、水産分野での2法（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利等の行使に関する法律、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律）を新規に立法するとどめ、他は、数件の既存法の改正を行うにとどめた。

その政府方針を表明したのが、下に掲げる「海洋法条約の締結と海洋法制整備について」と題する、当時のプレスリリースである。

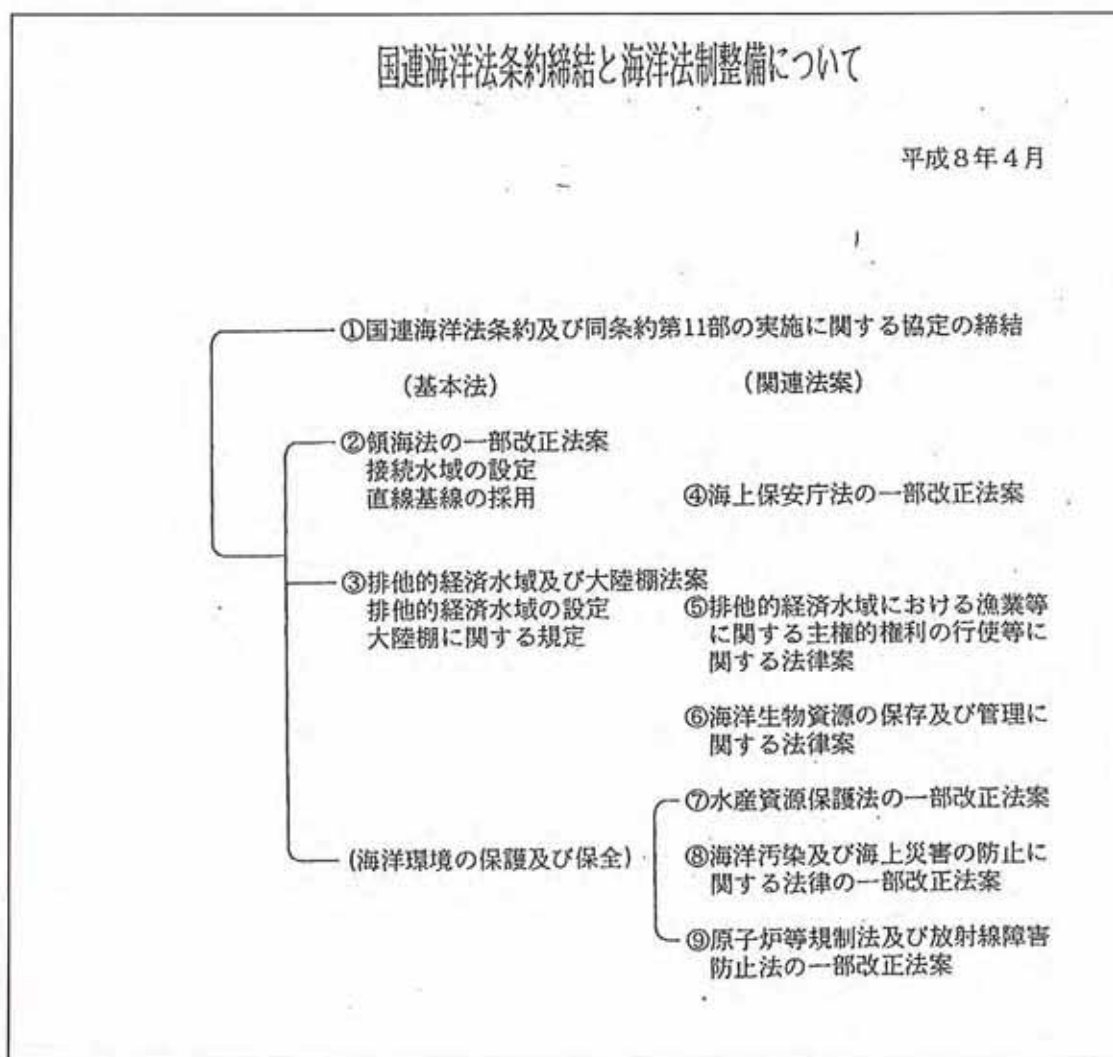


図2-1：国連海洋法条約批准時の国内法整備に関する外務省のプレスリリース
(出典：外務省資料、1996年4月)

2-2. EEZ・大陸棚法の制定

しかも、EEZ・大陸棚法は、本文4条しかない。第1条：排他的経済水域、EEZの設定を謳い、その範囲を示し、第2条：大陸棚でも海洋法条約にもとづく定義を定めている。本法の最も重要な部分は、第3条：我が国の法令の適用、」にあり、そこでは次のように定めている。また、第4条：条約の効力は1行の定めとなっており、附則で施行期日が示されている。

「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」(平成8年6月14日、法律第74号)

(我が国の法令の適用)

第三条 次に掲げる事項については、我が国の法令(罰則を含む。以下同じ。)を適用する。

一 排他的経済水域又は大陸棚における天然資源の探査、開発、保存及び管理、人工島、施設及び構築物の設置、建設、運用及び利用、海洋環境の保護及び保全並びに海洋の科学的調査

二 排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のための活動(前号に掲げるものを除く。)

三 大陸棚の掘削(第一号に掲げるものを除く。)

四 前三号に掲げる事項に関する排他的経済水域又は大陸棚に係る水域における我が国の公務員の職務の執行(当該職務の執行に関してこれらの水域から行われる国連海洋法条約第百十一条に定めるところによる追跡に係る職務の執行を含む。)及びこれを妨げる行為

2 前項に定めるもののほか、同項第一号の人工島、施設及び構築物については、国内に在るものとみなして、我が国の法令を適用する。

3 前二項の規定による我が国の法令の適用に関しては、当該法令が適用される水域が我が国の領域外であることその他当該水域における特別の事情を考慮して合理的に必要と認められる範囲内において、政令で、当該法令の適用関係の整理又は調整のため必要な事項を定めることができる。

このように、EEZ・大陸棚法では、結局のところ、我が国の法令を条約の規定するところによって適用しますと述べているにとどまり、具体的にどのような法令整備を行うかについては明示していなかった。

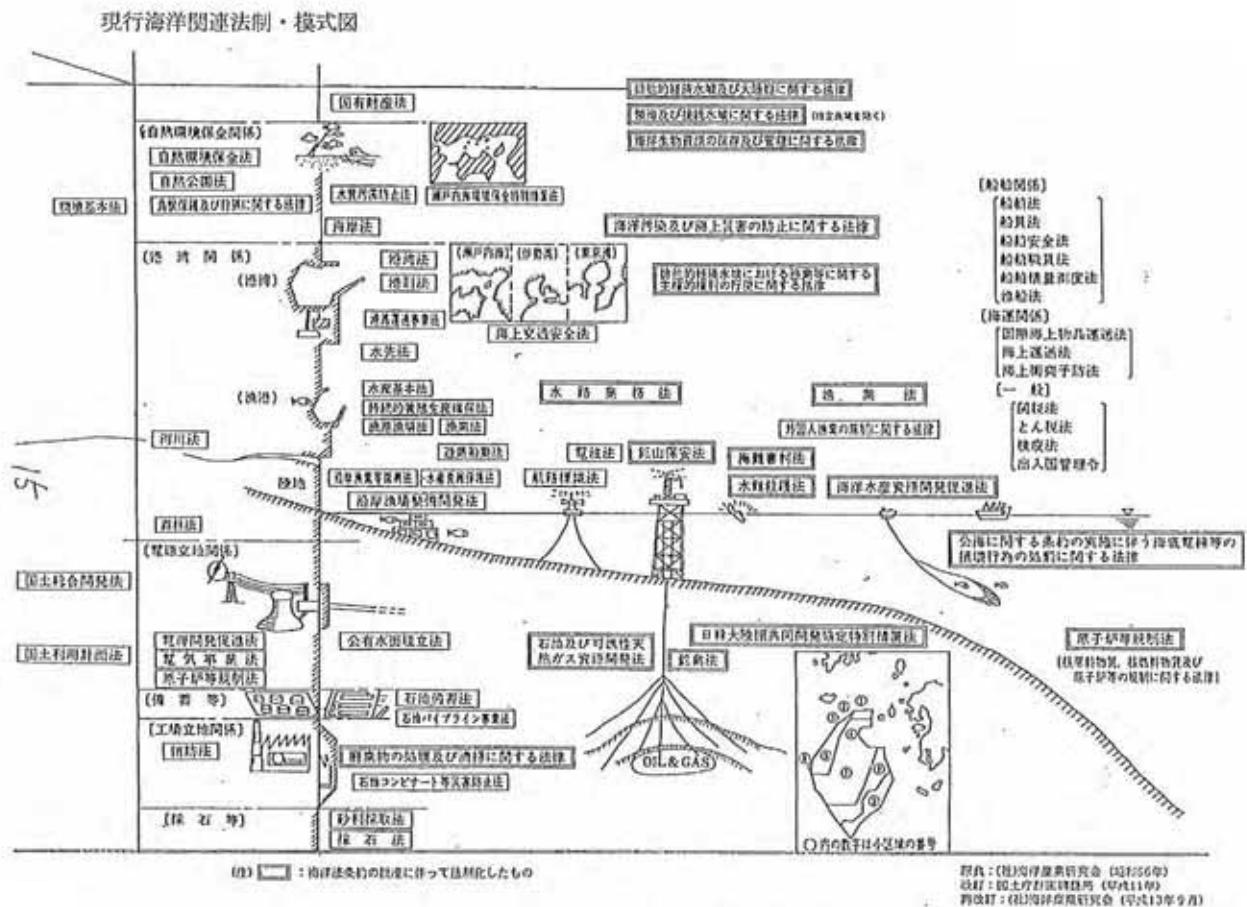
ところが、2000年以降、立て続けに不審船や工作船事件が発生し、その追跡の根拠が領海内における漁業法違反あるいは上記のいわゆるEEZ漁業法違反であって、それで十分であるかどうかの議論が起きた。また、東シナ海における中間線近傍海域での中国の海底油・ガス田の開発や、日本海における竹島問題の発生、太平洋の遠隔離島である沖ノ鳥島に関する中国の批判的言動など、あいついで我が国の総合的な海洋管理の根幹を揺るがす事態が続発した。海洋基本法はそのような背景も原動力となって制定されたものであることは論を待たない。

しかし、実際に、EEZ・大陸棚の総合的管理という命題は、どのようなものであるか、文字通り総合的な視点からの検討が必要となってきたわけである。

2-3. EEZ・大陸棚に適用される我が国の法令

この点に関しての検討作業の歴史的な文献として掲げられるのは、「新海洋時代に対応する海洋開発関連法制に関する研究」報告書（発行：総合研究開発機構、実施：(社)海洋産業研究会、昭和56年8月）である。国連海洋法会議が進捗していく中で、200海里時代の到来が不可避であるとの認識から、国際法および国内法の第一線の有識者を組織して検討作業を行った成果をまとめたもので、今や記念碑的レポートと称されるもので、今では絶版状態ではあるが、保存版をもとにみれば、下に示すような海洋法制の現状を分かりやすくした模式図の最初のもので同報告書に収録されている。下図は、その後2回の改訂が加えられたものであるが、海洋基本法時代にあつて、さらなる改訂作業が必要である。

それは今後の課題として考えることになるが、ここでは、領海を超えてEEZ・大陸棚に適用される法令が多様な分野でかなりの数に登ることが理解できる。これが、上記のEEZ・大陸棚法によっていうところの、「我が国の法令の適用」に当てはまる法令の主要なものといえることができる。ただし、現時点でさらなる見直し作業が必要であることは言うまでもない。



ちなみに、イギリスの法制が海域でどの範囲まで適用されるかを図示した資料があるので、それを紹介しておく。

Figure 3. Onshore and offshore boundaries of maritime jurisdiction

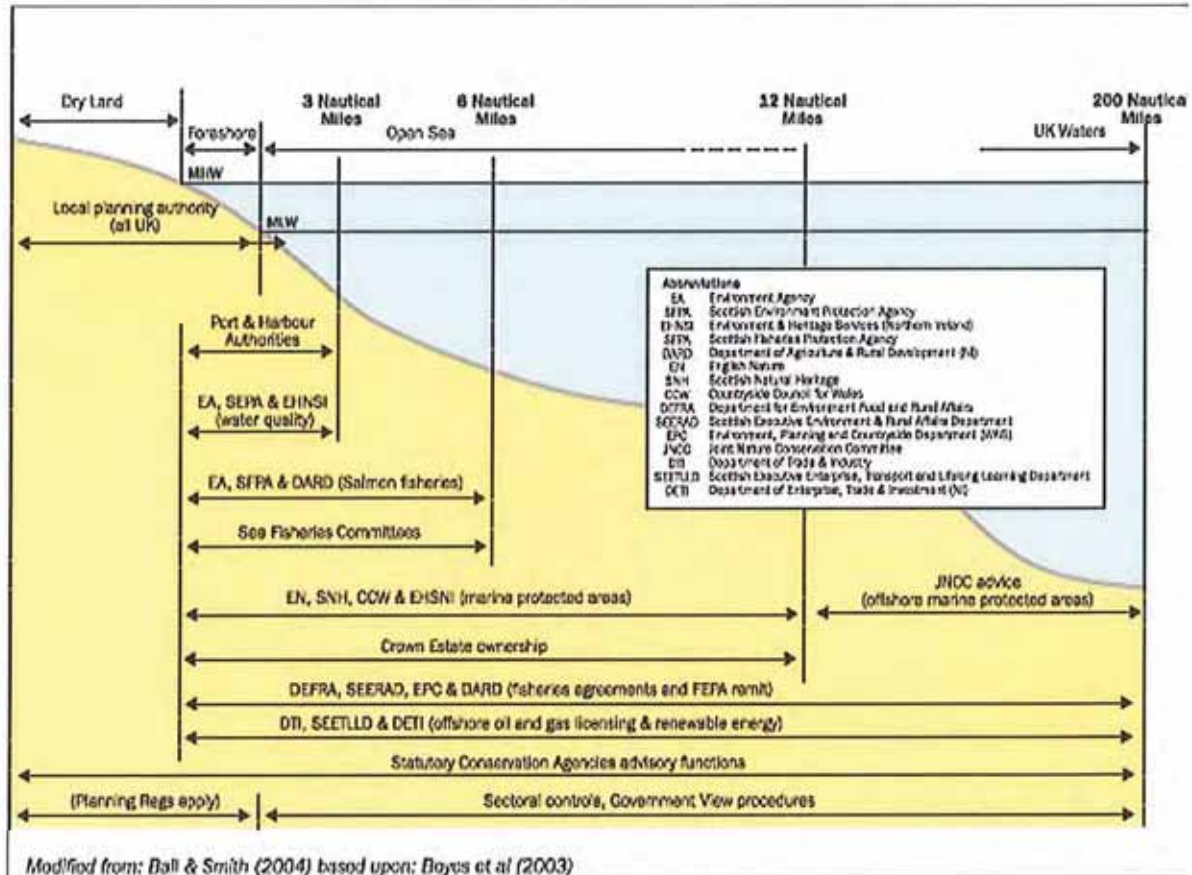


図 2-3 : イギリスの海域毎の行政組織の管轄権

(出典 : <http://www.globaloceans.org/tops2005/pdf/Volume2OceanPolicies.pdf>)

2-4. 現行海洋関連法制の検討

(1) 海洋関連法制・総括的検討

全体として、関連法制がどのようなものであるかについて検討するにあたって、ここでは総括的な整理を別表-1(1)(2)と<付属資料-1>にまとめたので参照いただきたい。

なお、EEZ・大陸棚の管理で見逃すことが出来ないのは、「日韓大陸棚協定」である。これに関する内容を石油・天然ガス用語辞典をベースに整理すると次のようになる。すなわちこれは、「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定」(以下北部協定という)と「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大

<別表-1(1)>EEZ・大陸棚の管理に関する法制度上の基本的課題(総括表)

(作成:(社)海洋産業研究会)

区分	既存法等	EEZ・大陸棚の管理に関する課題等	
		空白/不在	不具合
総合管理	領海及び接続水域に関する法律	1)地方公共団体の行政権限の域外適用の有無	1)排他的経済水域及び大陸棚に関する法律による国内法適用の具体的内容の不明確さ
	排他的経済水域及び大陸棚に関する法律		
	海洋基本法		
	海洋構造部等に係る安全水域の設定等に関する法律		
	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案(仮称)		
国土利用	国土形成計画法		1)海洋基本計画と国土形成計画の相互調整
科学技術	科学技術基本法		1)海洋基本計画と科学技術基本計画との相互調整
調査観測	水路業務法	1)海洋科学調査の規制法(国内・海外) 2)科学調査・観測の漁業調整の枠組み	1)船舶登録に海洋調査船の概念なし 一漁船:生物採捕可/物理探査不可 一作業船:物理探査可/生物採捕不可 2)EEZ内の輸出扱い認識不足
	外国為替及び外国貿易法(外為法)		
環境保全	環境基本法	1)日本型「海洋保護区」の枠組み	1)海洋基本計画と環境基本計画+海洋生物多様性国家戦略との相互調整 2)EEZ・大陸棚の自然公園、水産資源保護水面等の区域指定の可否不明
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律		
	生物多様性基本法		
	自然公園法		
	自然環境保全法		
水産	水産基本法	1)EEZ・大陸棚における魚礁や漁具等の固定施設の設置に関する許認可制度	1)海洋基本計画と水産基本計画等との相互調整(資源回復計画、フロンティア漁場開発等)
	漁業法		
	漁港漁場整備開発法		
	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律		
資源エネルギー	エネルギー政策基本法	1)資源探査・開発と漁業調整の枠組み	1)鉱業法等の適用による環境対策、許認可手続きの煩雑さ
	鉱業法・鉱山保安法		
海上交通	船舶法・船舶安全法		
通信	有線電気通信法	1)海底ケーブル敷設工事の際の漁業調整の枠組み	
	電気事業法		
	公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律		
セキュリティ	海賊対処法	1)不審船等の規制に関する法律(領海内の法はあり)	

＜別表一(2)＞EEZの管理・開発・利用・保全に関係する国内法制の課題(総表)

作成:(社)海洋産業研究会

区分	中区分	小区分	法律名	概 要	EEZ管理との関連と課題
管理	総合管理	基礎法	<p>領海及び接続水域に関する法律(昭和52年5月2日法律第30号)(最終改正 平成8年6月14日号外法律第73号)</p> <p>排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成8年6月14日法律第74号)</p> <p>廃止法令:漁業水域に関する暫定措置法(昭和52年5月2日法律第31号)(平成8年6月14日)</p>	<p>◆領海:基線から12海里の海域(第1条1)。向かい合う外国との間では中間領を適用(第1条2)。低潮線又は直線基線を採用(第2条)</p> <p>◆接続水域:基線から2.4海里(第4条)</p> <p>◆排他的経済水域の領海:基線から3海里の線までの海域(宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡東水道、対馬海峡西水道及び大隅海峡)(附則第2条)</p> <p>◆内水または領海からの通過に係る我が国の公務員の職務の執行及びこれを妨げる行為については、我が国の法令を適用。接続水域の設定と我が国の法令の適用</p> <p>◆排他的経済水域(第1条):主権的権利を行使する水域として排他的経済水域を設定(第2条)。低潮線から200海里まで。向かい合う外国との間では中間線を適用。</p> <p>◆大陸棚(第3条):主権的権利等を行わせる海域。基準として本条第2項(基線から200海里または当該国が領土に接する大陸棚の延長)に向かい合う外国との間では中間線を適用(第3条)</p> <p>◆領海域における国内法の適用(第3条)</p> <p>◆領海域における天然資源の探査、開発、保存及び管理、人工島、施設及び構築物の設置、設置、運用及び利用、海洋環境の保護及び保全並びに海洋の科学的調査</p> <p>◆大気圏の範囲</p> <p>◆執行に関する法令</p> <p>◆人工島、施設及び構築物については国内にあるものとする</p>	<p>1)国連海洋法条約の批准に伴い、旧「領海法」(昭52:1977)を改正、直線基線の採用と接続水域の設定。</p> <p>2)直線基線の採用により、領海が38万km²(国土面積と同じ)から43万km²に拡大、国益の観点から評価されるべき法整備。</p> <p>3)領海の外領の12カイリの「接続水域」における具体的法制、運用の在り方(一さらなる法的整備の必要性はあるか?)</p>
			<p>海洋構造物等に係る安全水域の設定等に関する法律(平成19年法律第34号)</p>	<p>◆海洋基本法(平成19年法律第33号)と制定時に同時制定</p> <p>◆以下の活動に係る工作物等について安全水域を設定することができる。</p> <p>◆天然資源の探査、開発、保存及び管理、人工島、施設及び構築物の設置、建設、運用及び利用、海洋環境の保護及び保全並びに海洋の科学的調査</p> <p>◆安全水域の設定は、海洋構造物等における活動に係る事業の所管行政機関の長からの要請に基づいて、国土交通大臣が行う。</p>	<p>1)当初からEEZ・大陸棚における諸活動の管理を、諸活動のツールたる構築物の安全性確保のための水域設定の許認可を以って行うことを目的に制定されたもの。(安全水域の設定許可を取得しなければ、事実上、EEZ・大陸棚上に構築物は設置できない)</p> <p>一ほとんど忘れ去られているが、移動体による活動でなく、固定式構築物を用いる活動に関しては、すべて許認可の対象となり、実際の管理の上、きわめて有効。</p>
管理	その他(懸念管理)	その他(懸念管理)	<p>排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(仮称)一H22.2.9 閣議決定、国会提出。</p>	<p>◆排他的経済水域等の確保に資する低潮線の保全が緊急の課題</p> <p>◆低潮線保全区域の指定(行為規制一国土交通大臣の許可。強い罰則規定があることもお特徴の一つ)</p> <p>◆連関地にある離島は排他的経済水域等の利用上重要な位置にあるが、漁業等の利用活動のための拠点施設が整備されていない。</p> <p>◆特定離島の指定</p> <p>◆低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する施策の推進のための「基本計画」の策定</p>	<p>1)いわゆる「低潮線保全法」と略称されるもので、EEZ・大陸棚の総合管理の上で重要な法制整備を打ち出したもの。領海内の基線や港灣を扱い法律だが、EEZ・拠点離島を2)特定離島施設としての港灣は、「港灣法」による港灣指定ではなく、本法の指定にもとづく港灣。したがって、「港灣区域」という名称の区域設定はされないが、同様の区域指定が行われる。</p> <p>3)同法にもとづく低潮線の保全及び拠点施設の整備に関する「基本方針」の策定内容がどのようなものになるかが重要。</p>
			<p>国有財産法(昭和23年6月30日法律第73号)(最終改正 平成18年6月14日法律第66号)</p>	<p>◆海域(港灣)及び沿岸域について</p> <p>◆海域の性質:国土交通省所管法定外公共用財産(一般海域)</p> <p>◆管理者:国土交通省(政令により地方公共団体へ:第一号法定受託事務、9条3・4項)</p> <p>◆法目的である財産管理のみで、機能管理は含まず。</p> <p>◆適用除外(6条):漁港遊歩場法、海岸法、港灣法等の特別法により指定された区域。</p>	<p>1)領海内では法定外公共用財産としての一般海域があるが、EEZには適用されない。</p>
間接管理	間接管理	公物管理	<p>公有水面埋立法(大正10年4月9日法律第57号)(最終改正 平成16年6月9日号外法律第84号)</p> <p>港灣法(*大区分の「利用へ?」)(昭和25年5月31日法律第218号)(最終改正:平成18年6月7日号外法律第53号)</p> <p>養豚法(*大区分の「利用へ?」)(昭和31年5月12日法律第101号)(最終改正 平成14年2月8日号外法律第1号)</p> <p>河川法(昭和39年7月10日法律第167号)(最終改正 平成17年7月29日号外法律第89号)</p>	<p>◆河川区域</p> <p>◆公有水面:河・溝など公共の用に供する水流又は水面であり国の所有するもの(1条)</p>	<p>1)領海内しか適用されないが、遠隔離島の領海内埋立の場合は、EEZ管理上、意味を持ち得る。(一低潮線保全法を参照)</p>
			<p>河川法(昭和39年7月10日法律第167号)(最終改正 平成17年7月29日号外法律第89号)</p>	<p>◆河川区域</p> <p>◆公有水面:河・溝など公共の用に供する水流又は水面であり国の所有するもの(1条)</p>	<p>1)領海内しか適用されないが、遠隔離島の領海内における港灣の場合は、EEZ管理上、意味を持ち得る。(一同上)</p> <p>1)同上。</p> <p>一平成11年5月28日号外法律第54号(第三次改正)で沖ノ島島については、国が全額負担の上、直接管理できる制度を創設。(一同上)</p>
					<p>基本的に関係なし</p>

陸棚の南部の共同開発に関する協定」(以下南部協定という)の二つを総称したものである。

北部協定は、北緯 33 度付近から同 36 度付近にかけての両国の大陸棚の境界を画定したものである。この境界線は対馬海峡西水道を通過するが、両国の領海基線に対してほぼ中間線となっている。200m 等深線に囲まれる浅い舟状海盆は日本側に入るが、境界線設定に影響を及ぼしていない。この北部協定は 1974 年 1 月 30 日ソウルで署名され、1978 年 6 月 22 日発効した。なお、この場合の大陸棚とは、国連海洋法条約で言うところの大陸棚ではなく、1958 年の大陸棚条約時代の大陸棚の定義に基づいたものであることに留意する必要があるとともに、EEZ の境界についてはまったく別物であって、まだ合意はなされていないとい点も留意しなければならない。

南部協定は、署名・批准・発効の日付は北部協定と同一であるが、大陸棚境界画定に関する両国の立場を害しない、すなわち境界画定を棚上げして、石油・天然ガス資源の共同開発についてのみ細目にわたり協定したという点が本質的に北部協定とは異なっている。また 50 年の最低効力期間を設けた点も北部協定と異なる。

以上の両協定締結の契機となったのは、韓国が日韓中間線を超えて南側の東シナ海の大陸棚および沖縄舟状海盆の一部に鉦区を設定したことにある(1972 年 5 月)。このため大陸棚の境界画定に関して両国間に紛争が生じたが、交渉の結果、南部協定のような共同開発協定として妥協したものである。これら協定は韓国側では署名後直ちに批准されたが、わが国では協定実施のための国内法として「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油および可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法」案を、1974 年(昭和 49 年)の第 72 通常国会に提出したが廃案となった。そして以後再提出、継続審議または廃案を繰り返し、4 年あまりを経て 1978 年(昭和 53 年)第 84 国会で成立し、批准書の交換、特別措置法の施行となった。

このような曲折をたどったのには多くの原因があるが、大きなものは二つあり、一つは南部協定の共同開発区域が完全に日韓中間線以南の“日本側”大陸棚に設定されていること、他の一つは中国(当時未承認国)の自国大陸棚への侵犯とする激しい抗議であった。これらの背景にはわが国が主張した境界画定の中間線原則と、韓中両国の主張の基盤を成す大陸棚自然延長論との衝突があった。日韓両国の交渉開始直前に(1969 年)、北海大陸棚事件に関して出た国際司法裁判所の判決がこの交渉に大きな影響を与えたものと推測される。そもそも東シナ海の大陸棚の石油ポテンシャルを予想し、熱心に調査を日本政府に勧めたのは東京水産大学の新野弘教授であったが、その要望が受け入れられなかったところから、米国ウッズホール海洋研究所の K. O. Emery 博士と共同で米海軍海洋研究部の支援の下に ECAFE(現 ESCAP)のプロジェクトとし、1968 年にハント号を使用して黄海・東シナ海の家象並びに地磁気・スパーカー(3 万ジュール)調査を行った。その結果石油資源の潜在ポテンシャルが高いと報告されたところから、にわかに沿岸諸国が強い関心を示し始めたのが本協定の生まれる背景となった。共同開発区域は図に示すとおりであるが、1985 年末現在、第 5、第 7、および第 8 小区域でそれぞれ 2 坑、3 坑、および 1 坑、計 6 坑の試掘が終了している。最大掘削深度は第 7 小区における 4,486m である。

図 日韓大陸棚協定による大陸棚境界線及び共同開発区域
 (小田滋：日韓大陸棚協定の締結，ジュリスト559号による)

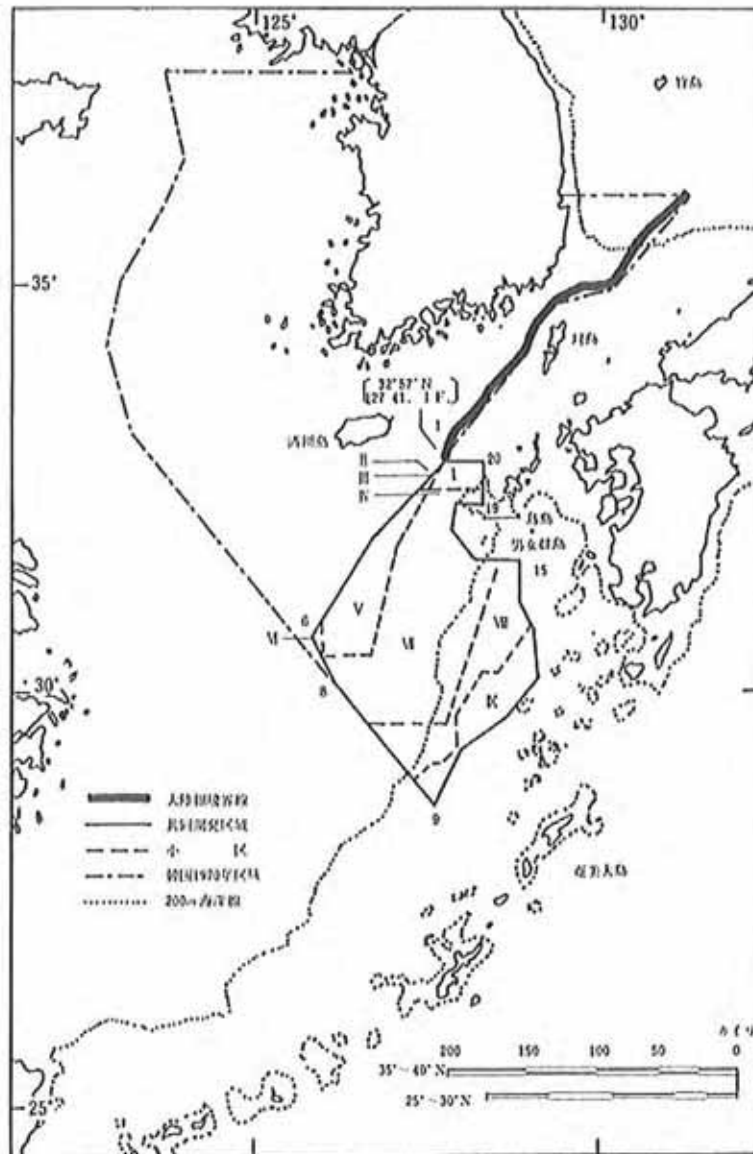


図 2 - 4 : 日韓大陸棚協定の概要
 (出典：図上部に記載)

(2)海洋関連法制・分野別の検討

1) 鉱物資源開発：鉱業法

鉱業法の海域への適用に関しては、鉱区単位面積が小さすぎて事務手続きが極めて煩瑣であるとの産業界の要望にもとづき、最近改善がなされたことを付記しておく。

具体的には、鉱業法第 14 条第 3 項で、「鉱区の面積は、350 ヘクタールをこえることができない。但し、鉱物の合理的開発上やむを得ないときは、この限りでない。」と規定され、さらに鉱業法施行規則第 5 条で「鉱業権の設定または変更の出願であって、鉱業出願地ま

たは漁区の面積が350ヘクタールを超える場合は、願書にその理由書を添えて提出しなければならない。」と規定している。しかしながら、この但し書き部分の運用はほとんどなされてこなかった。そこで、産業界からの要望にそって、平成19年4月、改めてこの但し書きの運用に関する通達が資源エネルギー庁から出され、海域における石油・天然ガスの探査・開発に関する政策、制度上、改善を要請されていた内容が実施に移される運びとなったものである。

2) 漁業

わが国200海里水域の管理問題で重要な部分を占めるのが水産資源管理である。既にわが国では、国連海洋法条約を批准して、その時点での国内法整備をした際に、水産資源管理関係についてはもっとも重点的に取り組んだ分野である。とりわけ、資源の枯渇さらには乱獲にならないよう資源量調査にもとづくTAC(最大漁獲可能量)を設定して資源管理を行うようにした点が最大の施策となっている。

これに加えて今日では、日本周辺海域において49海域・魚種についての資源回復計画を実施中である。

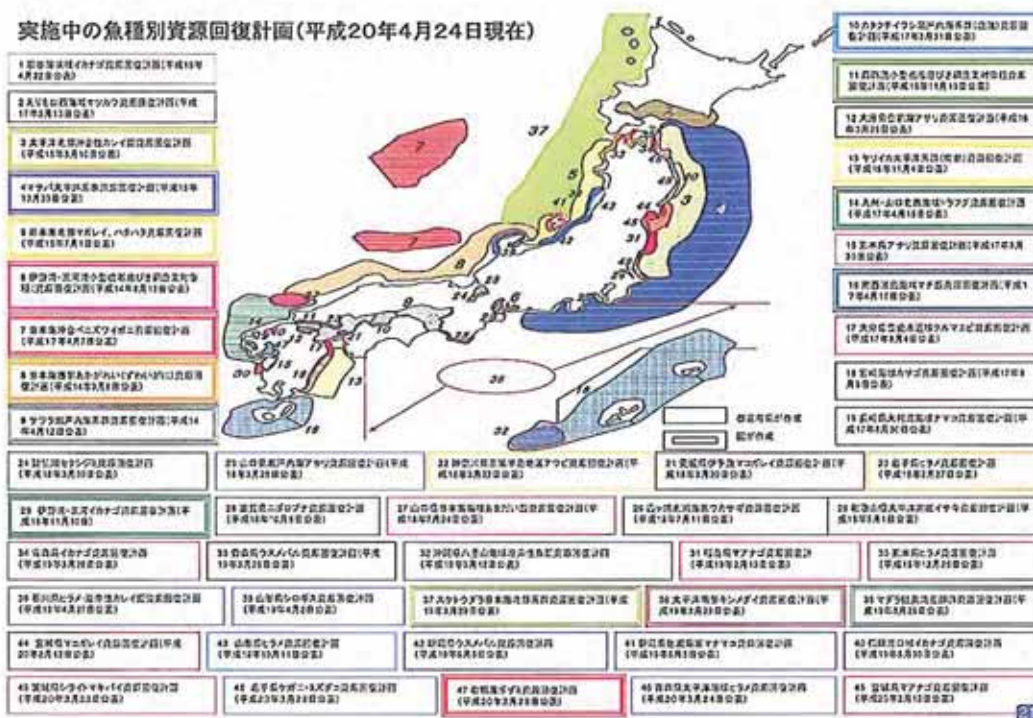


図2-5: 日本周辺海域における水産資源の資源回復計画の概要
(出典: 水産庁資料)

他方、水産資源の管理のみならず環境管理の関係で、大型クラゲの出現状況の把握に着いても、領海を超えてEEZ・大陸棚海域に調査観測活動が繰り広げられている。その概要は次図の通りである。

2009年度大型クラゲ出現量 2009年10月23日現在

観測期間の出現情報から、所定な数値の超過があった全てのデータで、1日あたりの
 ばいさ・観測船からの報告(人観数、目視数)と定置網等への入網数で分けて表示
 してあります。報告に値があった場合(たとえば50~100個体)は、より数値の大きい方を
 採用しています。
 高水準位の報告の場合は適宜中央部に表示しており、正確ではありません。

大型クラゲ等有害生物被害防止総合対策事業
 財団法人
 JAFIC(社団法人漁業情報サービスセンター)
 FRIAL(独立行政法人水産総合研究センター)

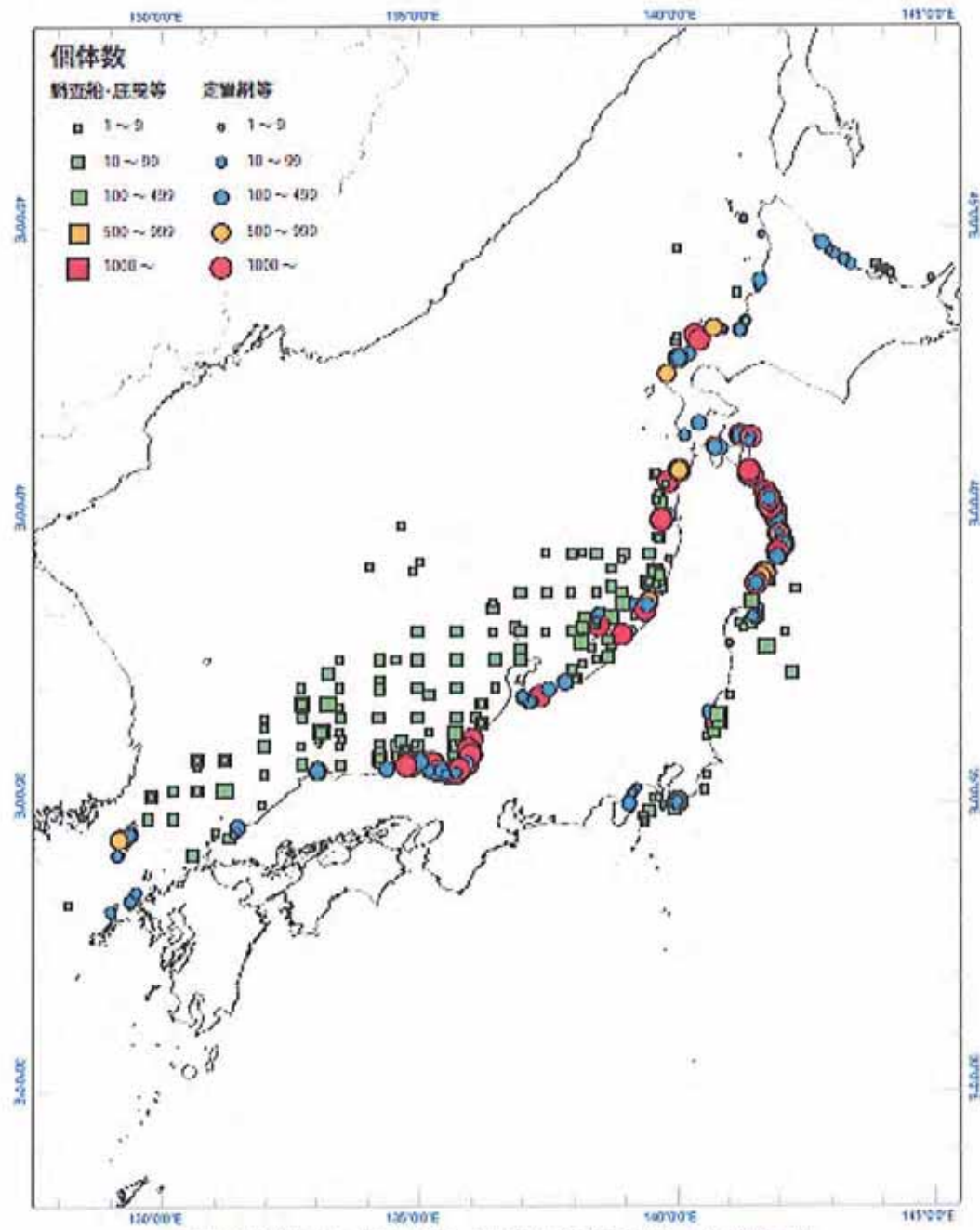


図2-6：大型クラゲの出現状況
 (出典：<http://www.jafic.or.jp/kurage/index.html>)

2-5. EEZ・大陸棚における科学調査に係る法令

次に議論になっているのが、EEZ・大陸棚における外国船舶による海洋科学調査を規制する法令の必要性である。海洋科学調査であるのか資源調査であるのかの判断はきわめて難しい問題と推察されるが、海外諸国にあっては自国の EEZ 海域に存在する資源データの持ち出しなどを強く規制する国内法を整備している例も見受けられる。たとえば、我が国の(独)海洋研究開発機構 (JAMSTEC) の調査船が太平洋諸国の EEZ 内での調査を実施する際に、海洋法条約の定めるところに従って相手国政府に外交ルートを通じて届出と許可を得る際、監視員の乗船や取得データの提供、サンプルの国外持ち出しに関する規制などの条件を課せられることがあり、実務的な折衝に苦労しているというのが実情のようである。そのことからしても、我が国の EEZ において外国船舶が調査する場合はどうなのかという議論が当然、でてきていた。

そこで、総合海洋政策本部の法制チームでは、上述の領海内の外国船舶の航行規制に続いて、EEZ 内での海洋科学調査を規制する法令の必要性が指摘されていることを認識していることを、公式に表明している。それが次の資料である。

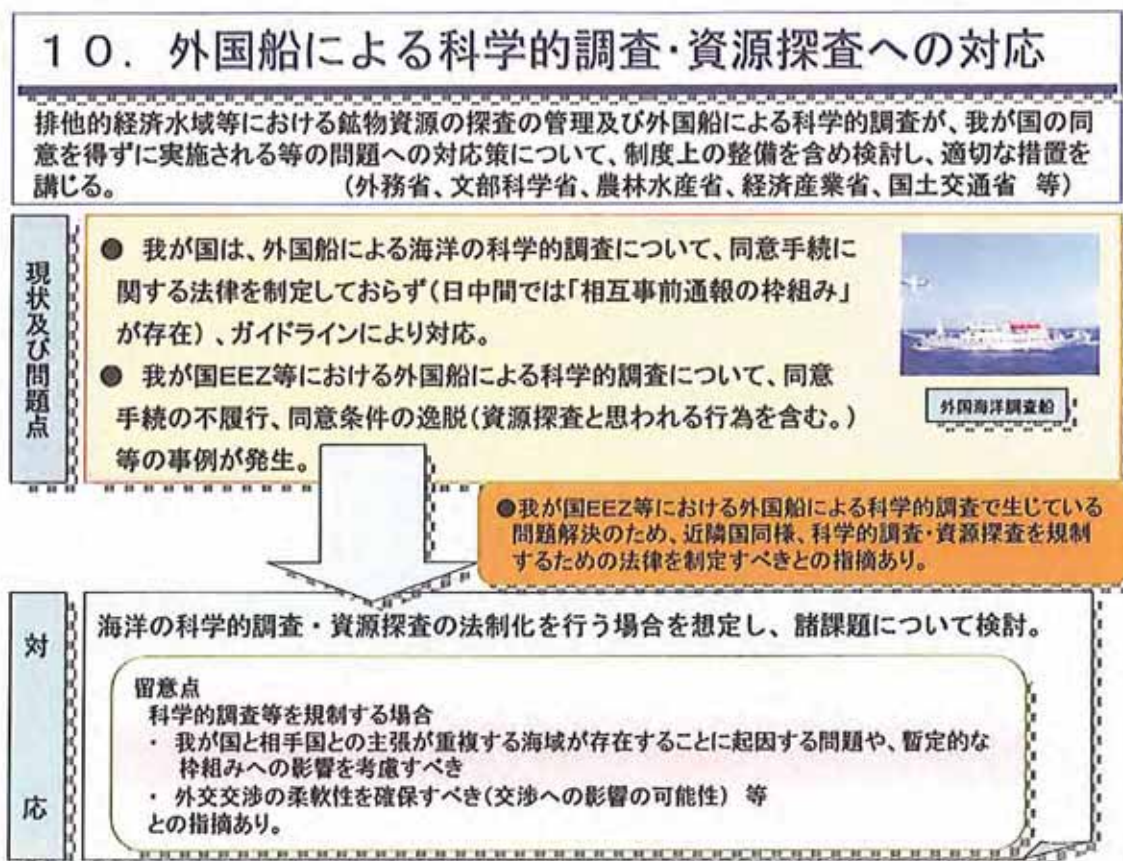


図2-7：海洋基本計画（原案）における主な海洋施策
(出典：第3回参与会議（平成20年2月28日）配布資料、総合海洋政策本部事務局)

ところで、実際に我が国の EEZ 内では外国船舶による海洋科学調査はどれだけ実施されているのであろうか？

これについては、断片的な情報しか公表されていないが、そうしたなかで、「わが国 200 海里水域の海洋管理ネットワーク構築に関する研究報告書」（平成 15 年 5 月、(社)海洋産業研究会）が貴重な資料を収録している。同調査では、関係省庁がどのような海洋政策を実行しているかを網羅的にヒアリングし、情報資料の提供を受けて取りまとめているという点で極めて有用な成果を挙げている。そのなかで、下表のとりわけ下半分が注目されるものである。

表 2-1：海洋の科学調査の実施状況

海洋の科学的調査の実施状況について
(国連海洋法条約締結(96年7月)以降 ※)

平成17年10月
外務省経済局海洋室

1. 外国の排他的経済水域又は大陸棚における我が国による海洋の科学的調査の実施

計 173件

国内実施機関別内訳

	96年	97年	98年	99年	00年	01年	02年	03年	04年	05年	計
気象庁	1	2	5	3	8	4	5	4	3		30
海洋科学技術センター (JAMSTEC)	1	2	14	15	9	12	13	13	5	1	85
東京大学海洋研究所	0	0	3	1	4	2	4	2	3		19
東京水産大学	1	0	0	0	0	0	0	0	0		1
長崎大学水産学部	0	1	1	1	1	0	0	0	0		4
鹿児島大学水産学部	0	0	1	0	0	1	0	0	0		2
文部科学省(前経産省)	0	0	0	0	0	0	1	2	1		4
水産庁	0	0	3	4	2	0	0	0	0		9
水産大学校	0	1	1	1	0	0	0	1	0		4
海上保安庁	0	2	2	0	1	1	2	1	0		9
経済産業省	0	1	1	1	1	1	0	0	1		6
計	3	9	31	26	21	21	25	23	13	1	173

2. 我が国の排他的経済水域又は大陸棚における外国による海洋の科学的調査の実施

計 68件

調査国別内訳

	96年	97年	98年	99年	00年	01年	02年	03年	04年	05年	計
米国	0	1	0	7	2	4	2	1	3		20
フランス	0	0	1	0	1	1	0	0	0		3
ロシア	1	0	0	1	1	0	0	0	0		3
中国	0	0	0	0	0	15	9	6	2		32
韓国	0	0	0	1	1	2	1	1	3		9
国際機関 (IAEA)	0	1	0	0	0	0	0	0	0		1
計	1	2	1	9	5	22	12	8	8		68

※注：上記調査は、国連海洋法条約第133条の規定に基づき、新規に事前の同意を求めた(又は求められた)「海洋の科学的調査」の計画を対象とした。なお、中国による海洋調査については、海洋調査活動の相互事前通報の枠組みが成立した2001年2月以降を対象とした。(7)

(出典：わが国 200 海里水域の海洋管理ネットワーク構築に関する研究報告書、平成 15 年 5 月、(社)海洋産業研究会) (原典：外務省資料)

この資料によれば、海洋法条約を批准し、EEZ・地陸棚法を制定した1996年7月以降、2004年までの9年間で、外国船舶に日本のEEZでの海洋科学調査を許可した事例は、5ヶ国1国際機関で、合計68件である。ここで注目されるのは、アメリカの20件をはるかに抜いて中国が2001年以降の4年間で32件と全体の47%を占め、しかも2001年だけで15件で、これだけで全体の22%になるという事実である。

こうしたデータは、この報告書の取りまとめの際に外務省から提供されてものであって、2005年から現在までについては公表されていない。さらに重要なのは、外国船舶の海洋科学調査を拒否した事例がこのほかにどれだけあるかがまったく公表されていないことである。我が国政は、「我が国の領海、排他的経済水域又は大陸棚における外国による科学的調査の取扱いについて」（関係省庁ガイドライン；アンダーラインは引用者）を決めており、外国からの申請があった場合は直ちに関係省庁へ照会され、総合的に許可、不許可の判断をしている。なお、外交政策及び行政実務の点からして、当然ながら、上記のガイドラインは非公表である。

なお、国連海洋法条約では「海洋の科学調査」と「水路測量」は異なる活動として明確に区別されており（第21条及び第40条）、したがって、「水路測量」は「海洋の科学調査」に含まれないので、前者は規制の対象ではないと考えられる。また、同条約第13部に規定される海洋の科学調査とは、海洋環境を対象としてデータを収集することを指すので、洋上で大気観測を目的とする調査活動も「海洋の科学調査」とは言えないため、船舶による海洋を対象としない科学的調査も規制の対象外の扱いとなる。逆に、船舶を用いないで行う海洋の科学的調査、たとえば衛星を利用した海洋の科学調査なども規制の対象に含めるのかどうかも検討課題となっている。さらに、既存の条約や国際協定によって行われる外国船舶による気象海象観測も規制の他司法外とするかどうか、議論があるところである。

加えて、我が国の機関が我が国のEEZ・大陸棚におきて海洋科学調査、観測活動を行う場合も、その内容を律する法律はない。現状では、海上保安庁への水路業務法にもとづく届出のみで実施可能である。法制度の整備をすることによって逆に調査観測活動に余分な障害が生じるのは本来の姿ではないが、少なくとも許認可制度への変更の可否さらには科学研究・調査観測活動における漁業調整の仕組みを整備することは検討する必要があるように思われる。

2-6. 領海外・EEZ内に設置されている固定施設に関する法制

EEZ・大陸棚の総合的管理、すなわち利用・開発・保全等に係る法制度上の問題点や課題を検討する際には、次のような視点が非常に重要である。すなわち、現状で、領海を超えてEEZ内のどこにどれだけの固定式構造物が設置されており、それらの設置許認可等に関してどのような既存法令が適用されているのか、という視点である。

1) 海洋構築物等に係る安全水域等の設置に関する法律

なお、その問題に入る前に触れておかねばならないのが、海洋基本法の成立と同時に成立した、「海洋構築物等に係る安全水域等の設置に関する法律」である。全7条と附則からなるこの小さな法律は、実は極めて重要である。第1条は趣旨が述べられ、第2条で海洋構築物の定義がなされ、第3条で半径500mの安全水域の設定（国際的には船舶衝突予防のため慣習的に確立しているもの）について、国土交通大臣がこれの設定の許認可権を有

することが定められている。第4条に設定した場合の公表、通知について規定し、第5条で安全水域への入域の禁止を規定し、第6条で国際的約束の誠実な履行を掲げているが、もっとも重要なのは第7条の罰則規定である。この法律は、巷間、東シナ海において我が国の設置する海洋構築物に対する中国の行動を牽制するのが目的であるかのように喧伝されたが、それは制定の有力な動機ではあるにせよ、条文規定の内容からして、EEZ・大陸棚の総合的管理の道具として有効な法令であることが分かる。すなわち、EEZ・大陸棚における諸活動の管理や規制のうえで、十分な法執行の根拠となりうると考えられるからである。

2)EEZ・大陸棚内に設置されている固定式構造物

以上の点を指摘したうえで、実際の領海外つまりEEZ・大陸棚内に設置されている固定式構造物についてみてみよう。現在、設置されているものとしては次のものがある。

- ①いわき沖ガス生産プラットフォームおよび海底パイプライン（帝国石油、福島県沖、35km、水深154m）……平成20年度に生産を中止。ちなみに、この海洋ガス田の生産プラットフォームについては、我が国の鉱業法並びに鉱山保安法の適用を受けている。両法は、1958年旧大陸棚条約時代から、我が国政府は、域外適用の正当性を国際慣習法にのっとして主張してきたもので、EEZ・大陸棚法にあって我が国の法令適用という追認がなされていることになる。
- ②山陰沖高層魚礁……都道府県が事業主体であり、ほとんどは領海内であるが、いくつかはわざわざ領海外に設置されている。設置作業関係者の話によれば、設置にあたって許可申請はどこにも出す必要はなかったが、沈設物なので海図等に公示する必要があり、海上保安庁への届出はなされたとのことである。
- ③山陰沖フロンティア漁場沈設魚礁……国が領海を超える海域の大水深でのカーニ資源の保護・育成のため、魚礁を沈設した。
- ④「土佐黒潮牧場」ブイ（高知県）……海上保安庁に届出が出されているほか、航路標識法の許可標識となっている。海上保安庁に確認したところ、領海内に設置してあるのはNO.8,11,12,14,15の5基で、領海外に設置してあるのはNO.6,9,10,16,18の5基である。番号がないものは既に撤去されていたりしたものと思われる。
- ⑤「海やから」深層水汲み上げブイ（沖縄県糸満沖南方30Km、水深約1750m）……平成9年2月20日に沖縄県海洋深層水開発協同組合によって設置された洋上設置型海洋深層水取水試験装置で、現在はないと伝えられるが詳細は不明である。
- ⑥パヤオ（沖縄、九州各県沖合）……1000m級の水深に設置される浮魚礁のことで、木の枝を束ねて浮かべたり、円錐状に浮玉を束ねて設置したりする魚礁で、アンカーで固定されるとはいえ、設置海域の実態は必ずしもつまびらかではない。

⑦紀伊半島沖地震・津波観測海底ケーブルネットワーク (DONET)

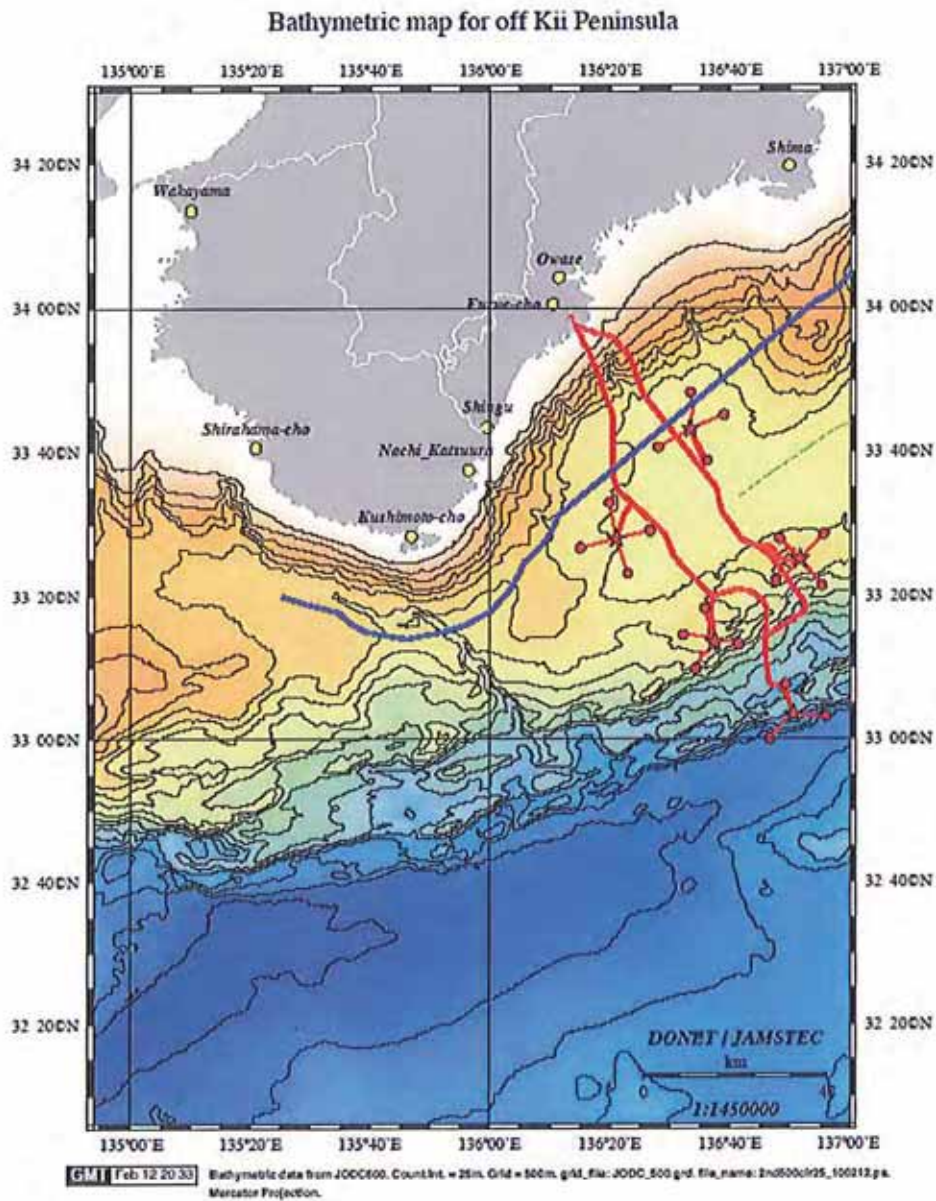


図 2 - 8 : 紀伊半島沖地震・津波観測海底ケーブルネットワーク (DONET)
敷設位置図 (図中の青線は 12 海里領海線)
(出典: (独)海洋研究開発機構提供)

この DONET の設置に関して必要とされた届出、許認可関係事項は以下のとおりであるが、領海を超えて EEZ・大陸棚にかかわる部分の法制度上の許認可については、10.有線電気通信事業法によるのみである (アンダーライン)。そのほかには、他の事例と同様に海上保安庁への届出がある。

<DONET 海底ケーブル敷設関連申請書一覧>

1. 国土交通省本庁への事前説明 2.の海上作業届出書の前に実施
 2. 海上作業届出書 海上保安庁 (工事業者が申請)
 3. 防衛省へ連絡 (ルート通知) 防衛省装備体系課 03-3268-3111 内線 51522
 4. 岩礁破碎等許可申請について 三重県知事
三重県漁業調整規則第3章第48条の書類
 5. 土地関連書類
・道路占有許可書 尾鷲市
 6. 公用財産占有使用許可(海域) 三重県知事
 7. 漁港施設の占有許可 三重県知事
 8. 漁港施設の占有 三重県知事
 9. 漁港施設の占有許可(第2種) 三重県知事
 10. 有線電気通信設備本邦外設置許可申請書 (有線電気通信法施工規則第7条第1項)
(申請先:総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課)
 11. 海域使用期間更新申請書(海域)
・海域使用料等減額(免除)申請書(海域)
 12. 海域使用料等減額(免除)申請書(渚)
・占有料減免(返還)申請書
 13. 電線施設添架料 (今回はなし)
- ※このほかにパイプラインクロス尾鷲市の深層水管との交差協議:上記の岩礁破碎許可以上に調整に時間を要しケーブル敷設後の事後確認も実施。
・ケーブル接近・交差協議:今回は2社のケーブルと4箇所で交差し、事前協議済み。
実際にケーブル交差する前と後に連絡。

(出典:(独)海洋研究開発機構より情報提供)

以上が、これまでの蓄積資料等で把握できているものである。これらの固定式構造部がどのような法令によって許認可を受けているのか、問題点や課題はどうか、などの視点で整理したのが表2-2である。

上記の他にEEZ内に設置されている、あるいは設置が想定されるものとしては、次のものがある。

- A; 海洋横断型海底ケーブル(太平洋、東シナ海など)……光ファイバーケーブルで通信用に設置されているが、太平洋横断するものや、現在は使われていないものまである。ただし、その正確な設置ルートは安全保障上の観点もあって非公表である。
- B; サハリン沖天然ガス輸送海底パイプライン [計画構想段階]……サハリン沖で生産された天然ガスを日本へ輸送する手段として、タンカーまたは海底パイプラインのいずれかということでFSが進められている。後者になる場合には、宗谷海峡を縦断して我が国のEEZの外から中へ固定的に設置されることになる。

表2-2: 我が国の領海外のEEZ・大陸棚に設置されている固定施設の管理について(総括表)

作成:(社)海洋産業研究会

分野	名称 (所有関係)	施設名	設置場所		関連法	備考	EEZ管理との関連と課題
			距岸距離	水深			
石油天然 ガス資源 開発	いわき沖 天然ガス田 (帝国石油)	生産プラットフォーム	沖合35km	154m	①鉱業法 ②鉱山保安法	2009年で生産終了、 撤去へ。 海底パイプラインは、 領海内の部分について は固定資産税の 対象で、国有財産と しての海岸、海底の 使用料を徴収。	1)左記法令をEEZ・大陸棚に適用 2)漁業との調整
		海底パイプライン	連続 (本土ー領海ーEEZ内)		(同上)		
水産資源 開発	沈設漁礁 (公共)	山陰沖フロンティア漁場 沈設魚礁(ずわいがに) 高層魚礁(複数)	山陰沖日本海		漁港漁場整備開発法	フロンティア漁場整 備は大水深沈設型。 高層魚礁は高さ約 30m級の巨大魚礁	1)海上保安庁への届出(海図上の障害物表示のため)。 EEZ・大陸棚における構造物設置の許認可を 通じた管理の必要性は?
		海ヤカラ	糸満沖 30km	1,750m	---	係留	1)同上
調査観測	土佐黒潮 牧場ブイ (高知県)	パヤオ(簡易設置)	沖縄、九州沖合に多数 (水深1,000m級)		---	係留	1)同上
		土佐黒潮牧場ブイ 5 基 (No.6,9,10,16,18)	土佐湾の沖合		---	領海内に別に5基 (No.11,12,14,15) 番号なきものは撤去 されている	1)我が国に陸揚げされない海底ケーブルの管理 は? 2)③「公開に関する条約」の遵守のための国内法 (第27条に規定する海底電線の損壊して電気通信 を妨害したものにへの罰則を目的)
情報伝送 通信	海底ケーブル	TPC-1等(複数)	(セキュリティ上の理由 から海底ケーブルの ルートは原則として非公 表)		①有線電気通信法 ②電気通信事業法 ③公海に伴う海底電線等の 実施行為の処罰に關す る法律(海底パイプライン も対象)		
		海底地震・津波観測 ネットワークシステム (DONET)	紀伊半島熊野灘沖		①有線電気通信法 ②電気通信事業法	---	1)海上保安庁への届出(海図上の障害物表示のため)。 EEZ・大陸棚における構造物設置の許認可を 通じた管理の必要性は?



図 2-9 : 海洋管理ネットワークの運用イメージ

(出典：(社)海洋産業研究会、日本財団助成事業、わが国 200 海里水域の海洋管理ネットワーク構築に関する研究報告書、平成 15 年 3 月)

付属资料—1:EEZ の開発・利用・保全・管理に関する国内関連法制
分野別一覧表

＜附属資料－1＞ EEZの開発・利用・保全・管理に関する国内関連法制 分野別一覧表

◎公物管理法制		EEZ管理との関連と課題
法律名	概 要	
国有財産法 (前出)		前出
公有水面理立法 (前出)		前出
海洋法 (前出)		前出
港湾法 (前出)		前出
河川法 (前出)		前出
港湾整備促進法 (略)		
特定港湾施設整備特別措置法 (略)		
漁港漁場整備法 (昭和25年5月2日法律第137号) (最終改正：平成14年2月8日号外法律第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ◆管理者 (25条) ・農林水産大臣の指定する漁港について、所在地の地方公共団体・水産協同組合を管理者とする ◆漁港の指定 (5条、6条) ・第1種漁港 (利用範囲が地元の水産物を主とするもの) ・第2種漁港 (第一種よりも広く第三種に該当しないもの) ・第3種漁港 (利用範囲が全国的) ・第4種漁港 (離島等にあるもの) ◆地区域との調整 (6条10項) ・海岸保全区域 (海洋法) および河川区域 (河川法) との関係 ◆漁港漁場整備基本方針 (第6条の2) ・関係行政機関の長と協議の上、水産政策審議会の意見を聴き、農林水産大臣が策定・公表 ◆漁港漁場整備長期計画 (第6条の3) ・上記基本方針に即して、農林水産大臣が、関係都道府県知事及び水産政策審議会の意見を聴き、漁港漁場整備事業に関する長期の計画案を作成し、閣議決定 ◆特定漁港漁場整備事業 (漁港漁場整備事業のうち重要なものとして農林水産省令で定める要件に該当する事業) 計画 (第4章) ・地方公共団体が実施：農林水産大臣へ届出。関係地方公共団体及び関係漁港管理者と協議。縦覧制度。 ・水産業協同組合が実施：農林水産大臣の許可 ・国が実施：農林水産大臣が作成し公表 	1) 漁港漁場整備計画による事業対象区域はEEZ・大陸棚も含まれる。

◎計画法制（一般・基本法等）

法律名	概 要	EEZ管理との関連と課題
<p>● 国土利用</p>	<p>◆名称を国土総合開発法から変更 ◆国土形成計画の概要（2条） ①計画 ・全国計画と広域地方計画にて構成 ②計画事項 ・土地、水その他の国土資源の利用及び保全 ・海域の利用及び保全（排他的経済水域及び大陸棚に関する事項を含む。） ・震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減 ・都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備 ・産業の適正な立地 ・交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全 ・文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備 ・国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成 ◆国土審議会：国土形成計画及びその実施に関し必要な事項について ◆目的（1条） ◆基本理念（2条） ◆国土利用計画（4条） ①全国計画 ②都道府県計画 ③市町村計画 ◆土地利用基本計画 ◆全国計画（5条） ◆都道府県計画（7条） ◆市町村計画（8条）</p>	<p>1) 海洋基本計画との相互関係の整理 2) EEZ・大陸棚を対象とした「全国計画」「広域地方計画」の内容は？</p>
<p>国土利用計画法 (昭和49年6月25日法律第92号) (最終改正 平成17年7月29日号外法律第89号) ◆改正（平成17年） ・法の目的に、国土形成計画法による措置との関係を規定</p>	<p>◆社会資本整備重点事業（2条） ・港運法、航路標識法、都市公園法、河川法、漁港法などに基づく事業</p>	<p>1) 「国土形成計画法」参照。</p>
<p>社会資本整備重点計画法 (平成15年3月31日法律第20号) (最終改正 平成17年7月29日号外法律第89号) ◆改正 平成17年7月29日号外法律第89号 【総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律附則21条による改正】 都市計画法 (昭和43年6月15日法律第100号) (最終改正 平成18年6月8日号外法律第61号) ◆改正 平成12年5月19日号外法律第73号 ◎特定地域に関するものとして、首都圏整備法、大阪湾臨海地域開発整備法等がある。</p>	<p>◆基本理念（2条） ・農林漁業との健全な調和 ・健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保 ・適正な制限のもとに土地の合理的な利用を促進 ◆都市計画の内容（6条の2～14条） ◆都市計画の決定（15～28条）：都道府県又は市町村による策定 ・重要港運等に係わるものについては都道府県 ・臨海地区に関する都市計画は、港湾管理者が申し出た案に基づいて定める</p>	

	法律名	概 要	EEZ管理との関連と課題
● 科学技術	<p>科学技術基本法 (平成7年11月15日法律第130号)</p>	<p>◆「科学技術創造立国」を目指して制定 ◆要点は以下のとおり。 一 科学技術振興のための方針 一 科学技術振興に関する国及び地方公共団体の責務を規定 一 科学技術会議の設置を経て、「科学技術基本計画」を作成。 一 国が講ずべき施策(イ：多様な研究開発の均衡のとれた推進、ロ：研究者等の養成確保、ハ：研究施設・設備の整備 ニ：研究開発に係る情報化の推進 ホ：研究交流の促進等)について規定。</p>	<p>1) 現行の第三期科学技術基本計画における海洋の扱いと海洋基本計画、及び環境基本計画・水産基本計画における海洋部分との相互関係</p>
● 環境	<p>環境基本法 (平成5年11月19日法律第91号) (最終改正 平成18年2月10日号外法律第4号) * 公害対策法の廃止 ◎ 背景 ・ リオ地球サミットの成果を踏まえ、環境政策の枠組を再構築すること</p>	<p>◆ 基本理念 ・ 環境の悪化の享受と継承(3条) ・ 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等及び国際的協調による地球環境保全の積極的推進(4条) ◆ 国・地方公共団体、国民、事業者の責務(6～9条) ◎ 環境の保全に関する基本的施策の策定 ① 指針(14条) ・ 人の健康の保護・生活環境の保全及び自然環境の適切な保全のための、自然的構成要素が良好な状態に保持されること ・ 生態系の多様性の確保、種の保存などの確保及び地域の支援的社会的条件に応じた体系的な環境保全 ② 環境基本計画(15条) ・ 事項：環境の保全に関する総合かつ長期的な施策の大綱及び同施策の計画的・総合的推進のために必要な事項 ・ 環境大臣が中央環境審議会の意見を聴きとりまとめ、閣議決定 ③ 環境基準の策定(16条)</p>	<p>1) 海洋基本計画との相互関係 2) 生物多様性国家戦略(後述)との関係</p>
	<p>自然再生推進法 (平成14年12月11日法律第148号) ◎ 海洋に関するプロジェクト：石西磁湖自然再生協議会、竜串自然再生推進計画</p>	<p>◆ 基本理念(3条) ・ 将来世代への配慮、生物多様性の確保を通じた自然との共生 ・ 多様な主体による連携、透明性確保 ・ 科学的知見に基づく実施 ・ 自然環境学習 ◆ 国・地方公共団体・実施者の責務(4～5条) ◆ 自然再生基本方針の策定(7条) ◆ 自然再生全体構想の策定(協議会) ・ 自然再生の対象となる区域 ・ 自然再生の目標 ・ 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担など ◆ 自然再生事業実施計画(9条) ◆ 自然再生に関する実施体制及び会議等 ① 自然再生協議会(8条) ② 自然再生推進会議(17条) ③ 自然再生専門家会議(17条)</p>	<p>1) EEZ・大陸棚での適用に関する法制の在り方</p>

	法律名	概 要	EEZ管理との関連と課題
	<p>景観法 (平成16年6月18日法律第110号) (最終改正 平成18年6月2日号外法律第50号)</p>	<p>◆基本理念(2条) ・国民共通の資産として、将来世代にも渡る景観保全・整備 ・生活、経済活動等との調和した景観 ・地域住民の意向の反映など ◆国、地方公共団体、事業者及び住民の責務(3～6条) ◆景観計画の事項(8条) ・景観計画区域 ・同区域における良好な景観の形成に関する方針 ・良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 ・海岸保全区域、漁港、港湾、自然公園に関する施設等の公共施設 (特定公共施設)に關して、景観の形成のために必要な事項 ・国土形成計画及び港湾・河川等の国の計画との調和、環境基本法、自然公園法との調和</p>	
	<p>生物多様性基本法 (平成20年(2008年)6月6日法律第58号)</p>	<p>◆目的(1条) 環境基本法の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、 一 国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにし、 一 生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定める。 ◆生物多様性国家戦略(第11条) 閣議決定 ◆生物多様性国家戦略と国の他の計画との関係(第12条) 環境基本法に規定する環境基本計画を基本として策定する。 2. 環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に關しては、生物多様性国家戦略を基本とするものとする。 ◆生物多様性地域戦略の策定(第13条) 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、「生物多様性地域戦略」を定めるよう努めなければならない。</p>	<p>1) 生物多様性条約(CBD)の発効(1993)、同条約の批准(1995)にともない、「生物多様性国家戦略」を閣議決定。「新・生物多様性国家戦略」策定(2002)、「第三次生物多様性国家戦略」策定(2007)に続く法整備。 2) EEZ・大陸棚への適用の有無 3) 海洋基本法・基本計画の策定のものもない、現在、「海洋生物多様性情報整備及び保全戦略」の策定を環境省が取り組み中。2010年秋のCBD・COP10(於：名古屋)に向けて作業中。</p>

法律名	概要	EEZ管理との関連と課題
<p>水産基本法 (平成13年6月29日法律第89号) (最終改正 平成17年7月29日号外法律第89号)</p> <p>◎沿岸漁業等振興法(水産基本法制定により廃止)からの新たな視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自給率目標の設定 ・生産性の向上→持続的利用に基づく資源管理、生態系への配慮 ・消費者の視点を重視 ・漁業者だけでなく漁村全体の活性化について含む ・中小漁業、沿岸漁業だけでなく、加工・流通プロセスを含む水産業全体を対象に <p>◎背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・200海里排他的経済水域設定などの新たな海洋秩序に対応した、水産政策全体の総合的見直しの必要性と基本理念の明確化、政策の再構築 	<p>◆水産に関する施策についての基本理念(2~3条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産物の安定供給 ・持続的利用の確保するための適切な資源保存・管理・増殖策の推進 ・水産物の健全な発展 ◆国、地方公共団体、水産業者、消費者の責務・役割等(4~8条) ◆水産基本計画(11条) ・総策についての基本的な方針 ・水産物の自給率の目標 ・総合的かつ計画的に講ずべき施策など ・水産物の安定供給の確保に関する施策及び水産業の健全な発展に関する施策を講じる ・国土の総合的な利用、整備及び保全に関する国の計画との調和(漁村についてのみ) ◆国がとるべき施策(12~32条) ・水産物の安定供給の確保に関する施策(EEZにおける漁獲量及び漁獲努力量の管理、水産資源調査などを含む) ・水産業の健全な発展に関する施策(人材育成等) ◆水産政策審議会(35~39条) ・農林水産省に設置 	<p>1)水産基本計画の海洋基本計画との相互関係相 互関係 2)「資源回復計画」との関係。 —上記計画は国が作成する「広域資源」と都道府県が作成する「地先資源」との大別される。 —現在、「広域資源」については、18地域・資源について策定済(H14.4~H21.3)</p>
<p>● エネルギー開発</p>	<p>エネルギー政策基本法 (平成14年6月14日法律第71号)</p> <p>◆基本理念(2~4条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定供給の確保、環境への適合、市場原理の活用 ◆エネルギー基本計画(12条) ・エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針 ・エネルギーの需給に関し、長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策 ・エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために重点的に研究開発のための施策を講ずべきエネルギーに関する技術及びその施策等 <p>新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 (平成9年4月18日法律第37号) (最終改正 平成17年7月26日号外法律第87号)</p> <p>◆新エネルギーの定義(2条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの ◎新エネルギー：海洋温度差発電、波力発電については、新エネルギーの対象とはならない。(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令、平成9年6月20日政令第208号) ◆基本方針の策定(3条) ◆新エネルギー利用指針の策定(5条) ◆新エネルギー利用等に関する計画(利用計画)(8条) ◆地方公共団体：方針への配慮努力 <p>石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律 (昭和55年5月30日法律第71号) (最終改正 平成14年12月11日号外法律第145号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆石油代替エネルギーの供給目標の設定(3条) ・開発及び導入を行うべき石油代替エネルギーの種類 ・種類ごとの供給数量の目標その他石油代替エネルギーの供給に関する事項 ・環境の保全に留意 ・使用者の目標 ◆科学技術の振興 	<p>1)エネルギー基本計画と海洋基本計画との相互関係</p> <p>1)利用が領土・領海内における民生および産業を対象とした電力供給につき、EEZ・大陸棚における活動は想定しにくく、供給先が洋上の人工島や固定構造物の場合はそれぞれ自体が国内扱いなので、特段関係ない。</p>

◎漁業

法律名	概要	要
● 基本法・基本計画	水産基本法 (前出)	EEZ管理との関連と課題
● 漁業規制一般	漁業法	
<p>(昭和24年12月15日法律第267号) (最終改正 平成18年6月23日号外法律第93号)</p>	<p>◆改正 平成13年6月29日号外法律第89号 〔水産基本法附則4・9条による改正〕 【内容】 ①区画漁業の見直し：新たに垂下式養殖業を規定 ②定置漁業等の免許の優先順位の見直し ③漁業権の分割等における組合員の同意制度 ④指定漁業の許可等の特例の見直し ⑤広域漁業調整委員会の設置：瀬戸内海連合海区、 漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及 び有明海連合海区漁業調整委員会を置き、太平洋 洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業 調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く ⑥漁業協同組合の部会制度：漁業協同組合 は、総会の部会を設け、漁業権行使規則の制定、 変更及び廃止等についての総会の権限をその部会 に行わせることができる</p>	<p>◆目的(1条) ・漁業生産に関する基本的制度を定める ・漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によつて水 面を総合的に利用し、漁業生産力を発展させ、漁業の民主化を図る ◆漁業権(物権)漁業(10～51条) ①漁業権の取得：都道府県知事の免許(海区漁業調整委員会への意見を 聴く) ・定置漁業(漁業協同組合・漁業者：5年) ・区画漁業(漁業協同組合・漁業者：5年、漁業協同組合連合会：1 0年) ・共同漁業(漁業協同組合・漁業者：10年) ②漁業権の変更、取消、行為の停止 ・都道府県知事による命令(海区漁業調整委員会の意見を聴き、公開 による意見の聴取を必要とする) ・公益上の必要(漁業調整、船舶の航行、てい泊、けい留、水底電線 の敷設等)に基づく ・漁業補償 ③漁業権の取消・停止等を規定したもの ・公有水面埋立法(漁業権者・入漁権者の同意は、埋め立て免許の要 件) 土地収用法/農地法/電気通信事業法など ◆その他の漁業 ①指定漁業(52～64条) ・船舶により行う漁業で政令が指定するものについては、農林水産大 臣の許可(5年) ②都道府県知事の許可漁業(66条) ・主に地先・沖合で操業する小型まき網漁業、機船船びき網漁業等 ◆漁業調整機構(82～114条) ①海区漁業調整委員会：農林水産大臣が定める海区におく ・都道府県知事の諮問機関 ・漁業権の適切な行使、漁場紛争の防止解決、その他漁業調整のため に必要な指示を行う ・入漁権の設定、土地等の使用権設定等の載定 ②連合海区漁業調整委員会：複数の海区にまたがる場合 ③広域漁業調整委員会：太平洋、日本海・九州西海域、瀬戸内海(水 産庁常設)</p>
		<p>1)区画を区切った特定海面の占有による漁業権は基本的に領海内と想 定されるので、EEZ・大陸棚における漁業権は指定漁業および許可漁業 が主となるが、その漁業権と他の海域利用との調整メカニズムの在り 方</p>

法律名	概 要	EEZ管理との関連と課題
<p>漁船法 (昭和25年5月13日法律第178号) (最終改正 平成16年12月1日号外法律第150号)</p>	<p>◆目的(1条) ・漁船の建造を調整し、漁船の登録及び検査に関する制度を確立 ・漁船に関する試験により、漁船の性能の向上を図る ◆漁船の建造調整(3~9条) ・漁業調整及び公益上の必要から、動力漁船の変数、合計総トン数の最高限度の調整、性能の基準の設定を行うことができる(農林水産大臣) ・漁船の建造・改造等に対する許可申請(農林水産大臣又は都道府県知事) ◆漁船工事後、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を必要とする ◆漁船の登録(都道府県知事)(10~24条) ・5年ごとに登録票の検認を受ける ・船舶法第21条に該当する船舶の適用除外</p>	<p>1) EEZ・大陸棚という空間区分との関連では、特段の関係はない。 2) 水産資源の採捕を伴う海洋調査・観測業務については、漁船登録なしにはできない(通常の海洋調査を行う船舶は、作業船登録であつて、その場合は物理探査などではできて生物の採捕はできない)、という制度上の問題は、制度の現状の正確な把握と今後の在り方が課題。</p>
<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成8年6月14日法律第77号) (最終改正 平成13年6月29日号外法律第91号)</p> <p>◆改正 平成10年12月18日法律第149号 ・「漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定」の実施に伴い、漁業に関する主権的権利の行使・海洋生物資源の保存及び管理を的確に行うために、対象水域を明確化</p> <p>◆改正 平成13年6月29日号外法律第91号 【水産基本法制定に基づく改正】 【内容】 ①漁獲努力量管理制度の創設 ・基本計画事項の追加 ・都道府県計画 ・漁獲努力量等を管理するための措置： ・漁獲努力量等の報告義務 ・協定制度の導入 ②歴年による漁獲量の管理の見直し：一律に歴年方式となつている漁獲可能量について、海洋生物資源の種類ごとにその漁業時期を考慮した方式に改める</p> <p>漁獲調整備法 (前出)</p>	<p>◆目的(1条) ・我が国の排他的経済水域における海洋生物資源について、その保存及び管理のための計画を策定 ・漁獲量及び漁獲努力量の管理のための措置をとることにより、漁業法又は水産資源保護法による措置等と相まって、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理 ・国連海洋法条約の的確な実施を確保 ◆対象(2条) ◆特定海洋生物資源(第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源)：政令で定める ・第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源：条例で定める ◆海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画(農林水産大臣)(3条) *魚種毎のTACを定める ・海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針 ・特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項 ・第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項 ・第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量による管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに漁獲努力可能量に関する事項など ◆都道府県計画(4条) ・基本計画の一部の実施についての施策 ・指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項</p>	<p>1) 国連海洋法条約に基づく排他的経済水域でのTAC制度導入</p>

法律名	概 要	EEZ管理との関連と課題
<p>水産資源保護法 (昭和26年12月17日法律第313号) (最終改正 平成18年3月31日号外法律第26号)</p> <p>◆改正 平成8年6月14日号外法律第78号 〔第2次改正〕 ・輸入防疫対象疾病にかかるとおそれがある水産動物の輸入に関する制度の導入</p>	<p>◆目的(1条) ・水産資源の保護培養 ・水産動物植物の採捕制限 ◆水産動物植物の保護培養のための措置(4~13条) ・採捕・販売・所持等の制限又は禁止等(農林水産大臣または都道府県知事) ・漁法の制限 ・許可漁船の定数制限(農林水産大臣) ・輸入防疫対象疾病にかかるとおそれがある水産動物等(政令で指定)の輸入:農林水産大臣の許可 ◆保護水面の管理計画(14~17条) ①保護水面の指定:都道府県知事又は農林水産大臣 ②計画事項 ・増殖すべき水産動物植物の種類・その増殖の方法及び増殖施設の概要 ・採捕の制限・禁止する内容、禁止する漁具・漁船及びその制限・禁止の内容</p>	<p>1)「保護水面」のEEZ・大陸棚への適用の有無</p>
<p>持続的養殖生産確保法 (平成11年5月21日、法律第五十一号)</p>	<p>◆目的(1条) ・漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための措置及び特定の養殖水産動物植物の伝染性疾病のまん延の防止のための措置を講ずることにより、持続的な養殖生産の確保を図る ◆持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針(3条) ・水産政策審議会の意見を聴き、農林水産大臣が作成 ・事項:養殖漁場の改善の目標、養殖漁場の改善及び特定疾病のまん延の防止を図るための措置や体制の整備等に関する事項など ◆漁場改善計画の策定(4~6条) ・漁業協同組合等が策定し、都道府県知事の認定を受ける ・事項:対象となる水域及び養殖水産動物植物の種類、養殖漁場の改善の目標、養殖漁場の改善を図るための措置及び実施時期、養殖漁場の改善を図るために必要な施設・体制の整備など</p>	<p>1)領海を超えるEEZ。大陸棚での養殖事業は当面考えにくいので、特段関係はない。</p>

法律名	概 要	EIZ管理との関連と課題
<p>海洋水産資源開発促進法 (昭和46年5月17日法律第60号) (最終改正 平成14年12月4日法律第131号)</p>	<p>◆目的(1条) ・沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置、漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理を促進するための措置を定めることにより、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進</p> <p>◆海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針(3~4条) ・水産政策審議会の意見を聴き、農林水産大臣が作成 ・漁港漁場整備法に基づく計画・方針との調和 ◆沿岸水産資源開発区域 ・関係市町村の意見をきくとともに、農林水産大臣と協議し、都道府県が指定(5条) ①沿岸水産資源開発区域の指定 ・港湾区域内の指定：海洋水産資源の開発の促進上特別の必要がある場合において、港湾管理者又は当該水域を管理する都道府県知事と協議が調つたときに限る(同条) ②沿岸水産資源開発計画の策定(7条) ◆行為規制 ①開発区域(9条) ・都道府県知事への届出 ・対象行為：海底の掘削その他海底の形質の変更など(海面の埋立て・干拓等は除く) ②指定海域(12条) ・漁場としての効用を著しく低下させ、又は喪失させるおそれがある海底の掘削、工作物の設置その他の行為で政令で定めるもの ：都道府県知事へ届出 ◆指定海域の指定(12条) ・開発区域以外の一定の海域で、海底の地形、潮流、餌料生物の分布その他の自然的条件がすぐれているため漁場としての効用が高く、かつ、漁業生産において重要な地位を占める海域として政令で指定する</p> <p>◆目的(1条) ・外国人がわが国の港その他の水域を使用して行なう漁業活動の増大によりわが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずるおそれがある事 態に対処して、外国人が漁業に關してする当該水域の使用の規制について必要な措置を定める。 ◆漁業等の禁止(3条) ・対象者：日本の国籍を有しない者、外国法人等 ・対象海域：本邦の水域 ◆外国漁船の本邦の港への寄港(4条) ・農林水産大臣の許可 ・例外：安全・海難などの理由、本邦への陸揚げ又は他の船舶への転載など ・退去命令</p>	<p>?</p> <p>1)対象海域が「本邦の海域」つまり領海なので、特段関係なし。</p>
<p>外国人漁業の規制に関する法律 (昭和42年7月14日法律第60号) (最終改正 平成13年6月29日号外法律第92号)</p>	<p>◆目的(1条) ・外国人がわが国の港その他の水域を使用して行なう漁業活動の増大によりわが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずるおそれがある事 態に対処して、外国人が漁業に關してする当該水域の使用の規制について必要な措置を定める。 ◆漁業等の禁止(3条) ・対象者：日本の国籍を有しない者、外国法人等 ・対象海域：本邦の水域 ◆外国漁船の本邦の港への寄港(4条) ・農林水産大臣の許可 ・例外：安全・海難などの理由、本邦への陸揚げ又は他の船舶への転載など ・退去命令</p>	<p>1)対象海域が「本邦の海域」つまり領海なので、特段関係なし。</p>

	法律名	概要	EEZ管理との関連と課題
	<p>遊漁船業の適正化に関する法律 (昭和63年12月23日法律第99号) (最終改正 平成16年12月1日号外法律第147号)</p>	<p>◆目的(1条) ・遊漁船業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行う ・遊漁船業務の適正な運営の確保 ・遊漁船の利用者の安全の確保・利益の保護、漁場の安定的な利用関係の確保 ◆遊漁船業(3条～) ・都道府県知事への登録(H14年度の改正で、遊漁船業への参入は都道府県知事への届け出から登録制度へ移行。5年ごとの更新) ・業務規程の都道府県知事への届出 ・遊漁船業務主任者の選任 ・業務改善命令(都道府県知事による) ◆遊漁船業団体：全国遊漁船業協会による適正営業規程に係る遊漁船業者の登録制を廃止</p>	<p>1) 遊漁船が領海外のEEZ・大陸棚の海域へ出ることとは十分ありうるが、その場合の法制度の在り方について検討の必要性ありか？</p>
	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律 (昭和27年7月22日法律第243号) (最終改正 平成16年6月9日号外法律第84号)</p>	<p>◆米軍による水面使用のための漁船の操業制限・禁止 ・内閣総理大臣が農林水産大臣の意見を聴いて決定 ・損失の補償</p>	<p>1) EEZ・大陸棚の海域に、射撃海域の設定が行われている。</p>
	<p>自衛隊法 (昭和29年6月9日法律第165号) (最終改正 平成18年6月14日号外法律第69号)</p>	<p>◆目的(1条) ・自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取敢等を定める。 ◆訓練・試験研究のための水面使用の場合の制限(105条～) ・農林水産大臣及び関係都道府県知事の意見を聞き、内閣総理大臣が決定 ・損失の補償</p>	

	法律名	概 要	EEZ管理との関連と課題
●	特定魚種の管理 まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法 (平成8年6月21日法律第101号) (最終改正 平成11年12月22日号外法律第160号)	◆まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための基本方針(農林水産大臣)(2条) ◆外国からのまぐろの輸入制限(6条)	

◎エネルギー—資源開発

法律名	概要	EEZ管理との関連と課題
<p>● エネルギー—資源の開発</p> <p>鉱業法 (昭和25年12月20日法律第289号) (最終改正 平成17年10月21日号外法律第102号 (未施行))</p>	<p>◆本法における鉱物の(3条) ◆鉱物に対する国の権能 ◆鉱物について掘探・取得する権利を賦与する権能(鉱業権：試掘権(2年)と探掘権)(2条) ◆鉱業権の設定：経済産業局長の許可 ・都道府県知事との協議 ・公営等調整委員会との関係 ◆鉱業権者の資格：日本国民又は日本法人(先願主義)(17条) ◆掘探の制限(港湾などの地区)：同地域の管理庁又は管理人の承諾を必要とする。承諾を得られない時は経済産業局長の決定(公営等調整委員会)</p> <p>◆租鉱権：鉱物の合理的開発 ◆管轄に關する規定</p> <p>◆目的 ・鉱山労働者に対する危害を防止 ・鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図る国が策定する計画等については特になし) ◆保安 ・鉱山における人に対する危害の防止(衛生に関する通気及び災害時ににおける救護を含む)、鉱物資源の保護、鉱山の施設の保全、鉱害の防止 ◆鉱業権者の義務 ・保安規定など ◆原子力安全・保安院に中央鉱山保安協議会(以下「中央協議会」という。)を、産業保安監督部に地方鉱山保安協議会(以下「地方協議会」という。)を置く</p>	<p>1) 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律に基づき、領海外へも適用 2) 環境保全の観点が必要とされる理由で、深海底鉱業に関する新法の必要性ありとの意見(交告paper、ジュリスト、2008.10.15、No.1365) 3) 現行法では鉱区の申請等は地方経済産業局扱い。経済産業省で集約は現行法でも可能ではあるが、EEZ・大陸棚資源の国家的管理の観点から国で一元的に申請受付・許認可をすル尾が望ましいと考えられるので、そのための特別法(仮称：EEZ鉱業法)が必要と考える。</p> <p>1) 鉱山保安規則(平成6年3月24日)(通商産業省令第13号：海底等の地下の特別掘探計画について)がある。</p>
<p>石油及び可燃性天然ガス資源開発法 (昭和27年5月31日法律第162号) (最終改正 平成11年12月22日号外法律第160号)</p>	<p>◆目的(1条) ・石油及び可燃性天然ガス資源を合理的に開発 ・公共の福祉の増進に寄与するため、石油及び可燃性天然ガスの特性に応ずる掘探の方法を定め、可燃性天然ガスの探鉱の促進を図る ◆掘探の方法 ・(鉱業権者)一経済産業省令に基づき検査をうける。 ・坑井間隔の設定(経済産業大臣) ◆掘探の方法に関する命令(経済産業大臣) ◆調整 ・油層の一部が他の鉱業権者と重なる場合に協議をし協議が整わなければ掘探できない。協議の結果を経済産業大臣へ報告。協議が整わない場合は、経済産業大臣の決定を申請できる。</p>	<p>1) 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律に基づき領海外へも適用</p>

	法律名	概 要	EEZ管理との関連と課題
<p>鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 (昭和25年12月20日法律第292号) (最終改正：平成17年6月22日法律第69号)</p>	<p>◆目的(1条) ・ 鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため公営等調整委員会が行う処分の手続等に関し、必要な事項を定めること ◆処分の対象(1条) ・ 鉱区禁止地域の指定及びその指定の解除 ・ 海洋法、自然公園法、鉱業法、都市計画法、景観法における処分</p>	<p>◆目的(1条) ・ 鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため公営等調整委員会が行う処分の手続等に関し、必要な事項を定めること ◆処分の対象(1条) ・ 鉱区禁止地域の指定及びその指定の解除 ・ 海洋法、自然公園法、鉱業法、都市計画法、景観法における処分</p>	<p>EEZ管理との関連と課題</p>
<p>石油パイプライン事業法 (昭和47年6月26日法律第105号) (最終改正 平成15年7月18日法律第124号)</p>	<p>◆石油パイプライン基本計画の策定 一 関係市町村長は意見を申し出ることができる ◆事業の許可 ・ 主務大臣(経済産業大臣及び国土交通大臣。総務大臣の意見を聴く。総務大臣は関係都道府県知事の意見を聴く。関係市町村長は意見を申し出ることができる) ◆工事の計画に対する検査 ・ 総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣 ◆監督(事業者の義務) ・ 石油輸送規定の策定(主務大臣総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の認可を必要とする) ◆保安(事業者の義務) ・ 市町村長の要請による保安に対する措置の要請(主務大臣に対して) ・ 保安規程の策定：主務大臣の認可(総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣) ・ 保安検査を受ける義務</p>	<p>◆石油パイプライン基本計画の策定 一 関係市町村長は意見を申し出ることができる ◆事業の許可 ・ 主務大臣(経済産業大臣及び国土交通大臣。総務大臣の意見を聴く。総務大臣は関係都道府県知事の意見を聴く。関係市町村長は意見を申し出ることができる) ◆工事の計画に対する検査 ・ 総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣 ◆監督(事業者の義務) ・ 石油輸送規定の策定(主務大臣総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の認可を必要とする) ◆保安(事業者の義務) ・ 市町村長の要請による保安に対する措置の要請(主務大臣に対して) ・ 保安規程の策定：主務大臣の認可(総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣) ・ 保安検査を受ける義務</p>	<p>1) 保安規定など領海外のEEZ・大陸棚にも適用か？ 領海外では想定できず、特段関係なし</p>
<p>石油の備蓄の確保等に関する法律 (昭和50年12月27日法律第96号) (最終改正 平成15年5月28日法律第50号)</p>	<p>◆目的 ・ 石油の備蓄確保 ・ 備蓄に係る石油の適切な供給を図るための措置を講ずることにより、石油の安定的な供給を確保 ◆石油の備蓄目標の策定 ・ 経済産業大臣：総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該年度以降の5年間について定める</p>	<p>◆目的 ・ 石油の備蓄確保 ・ 備蓄に係る石油の適切な供給を図るための措置を講ずることにより、石油の安定的な供給を確保 ◆石油の備蓄目標の策定 ・ 経済産業大臣：総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該年度以降の5年間について定める</p>	<p>領海外では想定できず、特段関係なし</p>
<p>砂利採取法 (昭和43年5月30日法律第74号) (最終改正 平成12年5月31日号外法律第91号)</p>	<p>◆目的 ・ 砂利採取業について、その事業を行なう者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行なう ・ 砂利の採取に伴う災害を防止し、砂利採取業の健全な発達に資する ◆砂利採取業：都道府県知事への登録 ◆採取業者の義務：当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、都道府県知事の認可を受ける ◆河川法との関係(27条) ◆鉱業権者との協議</p>	<p>◆目的 ・ 砂利採取業について、その事業を行なう者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行なう ・ 砂利の採取に伴う災害を防止し、砂利採取業の健全な発達に資する ◆砂利採取業：都道府県知事への登録 ◆採取業者の義務：当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、都道府県知事の認可を受ける ◆河川法との関係(27条) ◆鉱業権者との協議</p>	<p>領海外での海砂利採取は考えにくく、特段関係なし</p>
<p>採石法 (昭和25年12月20日法律第291号) (最終改正 平成16年12月1日号外法律第147号)</p>	<p>◆目的 ・ 採石権の制度を創設 ・ 岩石の採取の事業についてその事業を行なう者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行ない、岩石の採取に伴う災害を防止 ◆採石権(設定行為)：経済産業局長の許可 ・ 海浜地においては許可してはならない(10条)</p>	<p>◆目的 ・ 採石権の制度を創設 ・ 岩石の採取の事業についてその事業を行なう者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行ない、岩石の採取に伴う災害を防止 ◆採石権(設定行為)：経済産業局長の許可 ・ 海浜地においては許可してはならない(10条)</p>	<p>同上</p>

法律名	概要	EEZ管理との関連と課題
<p>新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 (平成九年四月十八日法律第三十七号)</p>	<p>◆略称「新エネルギー法」 ◆現在、政令で指定されている新エネルギーは次のとおり。 1.太陽光発電 2.太陽熱利用(給湯、暖房、冷房その他の用途) 3.風力発電 4.雪氷熱利用 5.バイオマス発電 6.バイオマス熱利用 7.バイオマス燃料製造(アルコール燃料、バイオディーゼル、バイオガスなど) 8.廃棄物発電 9.廃棄物熱利用 10.廃棄物燃料製造 11.温度差エネルギー 12.燃料電池 13.天然ガスコージェネレーション 14.グリーンエネルギー自動車</p>	<p>1) 波力、潮流、湖沼、海流・海工エネルギーはまだ対象外。 2) 基本的に得られた電力の利用は国土上であるため、海底ケーブルを介しての送電可能性からして領海内に留まるため、当面は特段の関係はない。 ただし、領海外における固定施設たとえばEEZ管理洋上基地等の設置にともなって新エネルギー利用が組み込まれる場合は、同施設の許認可すなわち管轄権が国内に属し、固定施設は国内扱いになるので、特段問題は生じないと考えられる。 なお、Sailing型と称される固定施設ではない漂流型の場合は、移動していくので、本体は国内扱いであっても設置位置が移動するため、一定の考慮が必要か？</p>
<p>日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法 (昭和53年6月21日法律第81号) (最終改正 平成16年6月9日号外法律第94号)</p>	<p>◆日韓大陸棚協定(1974年11月30日署名、1978年6月22日発効)：「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定」(略称：北部協定)、「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定」(略称：南部協定)のうち、南部協定にもとづく国内法にあたる。 ◆日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴い、共同開発区域における天然資源の開発に関する特別措置を定める ◆特定鉱業権(探査権及び採掘権)：経済産業大臣の許可に基づく。日本国の国民又は法人 ・探査権(8年)／・採掘権(30年) ◆共同開発鉱区の境界(経済産業省令) ◆当該大韓民国開発権者と締結する共同開発事業契約(経済産業大臣の認可) ◆指定区域における探掘等の制限 ・指定区域：漁業生産上重要な魚礁が存在するため、その区域内における天然資源の探査又は採掘を制限する必要があるものとして経済産業大臣が農林水産大臣と協議して指定するもの ・指定区域における工作物の設置又は海底の形質の変更：経済産業大臣の許可</p>	<p>1) 北部協定は北緯33度付近から36度付近にかけての両国の大陸棚の境界を画定したものの。境界線は対馬海峡西水道を通過するが、両国の領海基線に対してほぼ中間線となっている。 一隣接国との間でEEZ重複海域における唯一の大陸棚境界の合意？！ 2) 南部協定は、署名・批准・発効の日付は北部協定と同一であるが、大陸棚境界画定に関する両国の立場を害さない、すなわち境界画定を棚上げして石油・天然ガス資源の共同開発についてのみ細目にわたり協定したという点が本質的に北部協定とは異なっている。また50年の最低効力期間を設けた点も北部協定と異なる。(石油/天然ガス用語辞典) 3) この国内法では、鉱業法の適用除外となっている。</p>
<p>深海底鉱業暫定措置法 (昭和57年7月16日法律第64号) (最終改正 平成17年7月26日号外法律第87号)</p>	<p>◆目的 ・深海底鉱業を取り巻く国際環境の著しい変化等に対応し、深海底鉱物資源を合理的に開発することによって公共の福祉の増進に寄与するため、深海底鉱業の事業活動の調整等に関し必要な暫定措置を定める。 ◆深海底鉱業の許可：探査又は採掘を行う区域を定めて、経済産業大臣の許可を受ける</p>	<p>1) 深海底鉱物資源の開発についての先進諸国の鉱区の申請が、国連海洋法条約採択の日までに自国政府に提出されていないければ、鉱区が重複した場合の国際的調整において、著しく不利に扱われる可能性への対応して制定。公海における国連のISA(国際海底機構)における鉱区設定、同維持のための法制。</p>

◎海上輸送

法律名	概 要	EEZ管理との関連と課題
<p>● 海運一般</p> <p>海上運送法 (昭和24年6月1日法律第187号) (最終改正 平成18年3月31日号外法律第19号)</p>	<p>◆ 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、海上運送の利用者の利益を保護 ◆ 海上運送事業の健全な発達を図る ◆ 船舶運送事業 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 一般旅客定期航路事業：国土交通大臣の許可、運送約款の認可、運航管理規程の届出 ◆ 貨物定期航路事業：国土交通大臣への届出 ◆ 船舶運送業者・荷主の義務 ◆ 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級の規定を策定(国土交通大臣) ◆ 適用除外：外国人、総トン数五トン未満の船舶 ◆ 国土交通大臣は、安定的な国際海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保に関する調査及び研究を行うとともに、国際船舶を所有する者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない 	
<p>内航海運業法 (昭和27年5月27日法律第151号) (最終改正 平成18年3月31日号外法律第19号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 内航海運約款・運航管理規程の届出(国土交通大臣) ◆ 輸送の安全の確保に関する命令 ◎ 海上運送法の適用除外 	
<p>国際海上物品運送法 (昭和32年6月13日法律第172号) (最終改正 平成4年6月3日号外法律第69号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 対象：船舶による物品運送で船積港又は降積港が本邦外にあるものに、同条の規定は運送人及びその使用する者の不法行為による損害賠償の責任に適用 ◆ 運送人の義務 ◆ 運送品に関する注意義務 ◆ 航海に堪える能力に関する注意義務 ◆ 損害賠償 	
<p>港湾運送事業法 (昭和26年 5月29日法律第161号) (改正 平成17年5月20日号外法律第45号)</p>	<p>◆ 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 港湾運送に関する秩序を確立 ◆ 港湾運送事業の健全な発達を図る ◆ 港湾運送事業 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 一般港湾運送事業等：国土交通大臣の許可 ◆ 運賃及び料金(同大臣への届出)、港湾運送約款の策定(同大臣の認可) ◆ 国土交通大臣による公益命令 ◆ 災害の救助その他公共の安全の維持のため必要な港湾運送であり、且つ、自発的に当該業務を行う者がいない場合又は著しく不足する場合には、貨物の運送等を行わなければならない ◆ 港湾運送関連事業：国土交通大臣への届出 	

法律名	概 要	EEZ管理との関連と課題
● 海上交通		
<p>海上衝突予防法 (昭和52年6月1日法律第62号) (最終改正 平成15年6月4日法律第63号)</p>	<p>◆目的 ・船舶の遵守すべき航法、表示すべき灯火及び形象物並びに行うべき信号に関し必要な事項を定めることにより、海上における船舶の衝突を予防し、船舶交通の安全を図る。 ◆漁ろうに従事する船舶との関係 ・漁ろう船舶の進路を妨げてはならない ◎1972年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約に添付されている1972年の海上における衝突の予防のための国際規則の規定</p>	
<p>海上交通安全法 (昭和47年7月3日法律第115号) (最終改正 平成18年6月14日号外法律第68号)</p>	<p>◆工事若しくは作業の実施により又は船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域における危険防止のための交通制限 ・海上保安庁長官：時間と船舶の制限 ◆航路及びその周辺の海域における工事等：海上保安庁長官の許可 ◆航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等：海上保安庁長官への届出</p>	
<p>港則法 (昭和23年7月15日法律第174号) (最終改正 平成18年6月14日号外法律第68号)</p>	<p>◆適用区域：政令にて指定 ◆入出港の届出 ◆水路の保全 ・港内又は港の境界外一メートル以内の水面においては、みだりに、バラスト、廃油、石炭から、ごみその他これに類する廃物を捨ててはならない ◆港内における工事等：港長の許可 ◆漁労の制限 ◆特定港内における交通規制：船舶交通の安全のため必要があるとき（港長） ◆原子力船に対する規制 *海上衝突予防法の特別法</p>	
<p>航路標識法 (昭和24年5月24日法律第99号) (最終改正 平成16年6月9日号外法律第84号)</p>	<p>◆目的 ・航路標識の整備、その合理的・能率的な運営 ・船舶交通の安全を確保し、船舶の通航率の増進を図る◆航路標識の設置及び管理：海上保安庁 一海上保安庁長官の許可に基づきその者の費用で、航路標識を設置し、又は管理することができ ◆工事等の制限 航路標識の機能の障害となる虞のある建築物の建設、沈没物の引揚その他の工事又は作業をする者は、その障害を防ぐため必要な措置をしなければならない</p>	1) EEZ・大陸棚へも適用？
<p>水路乗務法 (昭和25年 4月17日法律第102号) (最終改正 平成18年 3月31日号外法律第19号)</p>	<p>◆目的 ・水路測量の成果その他の海洋に関する科学的基礎資料を整備し、もって海空交通の安全の確保に寄与するとともに、国際間における水路に関する情報の交換に資すること◆水路測量のための土地・水面への立ち入り措置</p>	1) 領海外における海洋調査との関係 2) EEZ・大陸棚における科学調査・資源調査を律する法制の必要性との関係
<p>水先法 (昭和24年5月30日法律第121号) (最終改正 平成18年6月2日号外法律第50号)</p>	<p>◆目的 ・水先をすることができる者の資格 ・水先業務の適正かつ円滑な遂行を確保 ・船舶交通の安全、船舶の通航率の増進を図る ◆水先人 ・国土交通大臣の免許一水先人名簿に登録し、且つ、水先免状を交付（5年ごとに更新） ・水先約款の作成と届出（国土交通大臣へ） ◆水先区の名称及び区域：政令指定 ◆強制水先制度</p>	

	法律名	概要	EEZ管理との関連と課題
	海難審判法 (昭和22年11月19日法律第135号) (最終改正 平成18年3月31日号外法律第19号)	◆目的 ・海難審判庁の審判によって海難の原因を明らかにし、以てその発生の防止に寄与	
	水難救護法 (明治32年3月29日法律第95号) (最終改正 平成17年10月21日号外法律第102号 (未施行))	◆水難救護の事務 ・最初に事件を認知した市町村長	
	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律 (昭和27年4月28日法律第124号) (最終改正 平成18年5月17日号外法律第38号)	◆水先法第13条(強制水先)の適用除外	
	エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和54年6月22日法律第49号) (最終改正 平成18年6月2日号外法律第50号)	◆エネルギーの使用の合理化に関する基本方針の策定(経済産業大臣)：工場、輸送、建築物、機械器具等について ◆貨物輸送事業者の判断の基準となるべき事項の作成(経済産業大臣・国土交通大臣)	
●	船舶法 (明治32年3月8日法律第46号) (最終改正 平成17年7月26日号外法律第87号)	◆日本船舶についての要件・登録制度 ◆改正 平成11年6月4日号外法律第67号 【第3次改正】 ・日本船舶について、株式会社は取締役全員が日本国民でなければ日本船舶を所有することができないう要件を、日本の法令により設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員を三分の二以上が日本国民であるものが所有する船舶を日本船舶へと変更	船舶安全法とセットで検討の要あり。
	船舶安全法 (昭和8年3月15日法律第11号) (最終改正 平成18年6月2日号外法律第50号)	◆目的 ・日本船舶の塔航性及び人命の安全を保持 ◆船舶検査に関する事項 ◆船舶検査の合理化：型式承認制度等を導入 * 汽船水線条約(II条約)、海上人命安全条約(SOLAS条約)等 ◆施行規則等で航行海域の区分あり。 1) 船舶安全法に基づく航行区域、すなわち、船舶職員の乗り組みに関する基準や船舶検査証明書などで用いられる「船舶の航行する区域」として次の区分がある。 一 平水区域：湖、川及び港内等の水域〔現在、51区域が指定されている。〕 一 沿海区域：(船舶安全法施行規則第一案第7項) 本邦、樺太本島及び朝鮮半島の各海岸から20海里以内の水域〔「限定沿海」という指定も含まれる。現在16海域が指定されている。〕 一 近海区域：(船舶安全法施行規則第一条第8項) 東経175度、南緯11度、東経94度、北緯63度の線により囲まれた水域〔カミチャツカ半島からマラッカ・シンガポール海峡、インドネシア北部、北西太平洋〕 一 遠洋海域：(船舶安全法施行規則第一条第9項) すべての水域〔地球上のどの海域へも航行可能〕	1) 航行区域指定のうち、明らかに、「沿海」(20海里)、「近海」(50海里)はEEZに含まれる。 2) EEZ内での活動につき船舶を用いる場合の船舶検査証によって一定の管理が可能。→EEZ内での固定構造物の管理について「安全水域」認定の許認可で管理可能と相通するものがある。船舶操縦士の免許と航行区域も関連する。免許の種類はつききのおり。 一 1級小型船舶操縦士：(総トン数20トン未満) 遠洋海域 一 2級小型船舶操縦士：(同上) 平水海域及び海岸から20海里以内 一 3級小型船舶操縦士：(同上) 平水海域及び海岸から5海里以内 一 4級小型船舶操縦士：(総トン数5トン未満) 平水海域及び海岸から5海里以内 一 5級小型船舶操縦士：(同上) 湖・川及び海岸より1海里以内 (一)「日本沿岸域学会2000年アピール」による沿岸域管理の区分で、地方自治体の管理範囲を5海里としたのは3級

法律名	概 要	EEZ管理との関連と課題
<p>船員法 (昭和22年9月1日法律第100号) (最終改正 平成17年10月21日号外法律第102号 (未施行))</p>	<p>◆船長の職務及び権限 ◆船員の労働条件等について * SOLAS条約、STCW条約、ILO条約</p>	<p>上記参照。</p>
<p>船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和26年4月16日法律第149号) (最終改正 平成18年3月31日号外法律第10号) * 制定題名： 船舶職員法</p>	<p>◆目的 ・船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び遵守事項等を定める ◆船舶職員の要件 ・海技士の免許及び海技士国家試験 ◆小型船舶操縦士の免許及び小型船舶操縦士国家試験 ◆航行の指し止め(国土交通大臣)</p>	<p>上記参照。</p>
<p>小型船舶の登録等に関する法律 (平成13年7月4日法律第102号) (最終改正 平成15年5月30日号外法律第61号)</p>	<p>◆目的 ・小型船舶の所有権の公証のための登録に関する制度等について定める ・小型船舶の所有者の利便性の向上 ◆対象船舶：総トン数二十トン未満の日本籍船 ◆小型船舶の登録制度</p>	<p>上記参照。</p>
<p>国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 (平成16年4月14日法律第31号) (最終改正 平成18年3月31日号外法律第28号)</p>	<p>◆国際航海船舶の所有者の義務 ・保安規程の作成及び実施、船舶警報通報装置の設置並びに保安管理者の選任等の措置を講じる。国土交通大臣による保安規程の承認及び船舶の検査を受け、船舶保安証書の交付を受けなければならない。 ◆国際埠頭施設等の管理者等の義務 ・保安規程の作成及び実施、保安設備の設置並びに保安管理者の選任等の措置を講じ、国土交通大臣による保安規程の承認を受ける。 ◆海上保安庁長官の義務 ・本邦の港に入港しようとする国際航海船舶等の船長に、船舶保安情報を通報させ、必要に応じて当該船舶に対して立入検査等を行い、その結果等から判断して、当該船舶に起因して国際港湾施設等に危険が生じるおそれがあり、かつ、他に適当な手段がないときは、入港の禁止等の措置を講じる * SOLAS条約第11章の2</p>	

◎環境保全

法律名	概要	EEZ管理との関連と課題
<p>環境基本法 (前出)</p> <p>自然再生推進法 (前出)</p> <p>生物多様性基本法 (前出)</p> <p>自然公園法 (昭和32年6月1日法律第161号) (最終改正 平成18年6月2日号外法律第50号)</p> <p>◆改正 平成14年4月24日法律第29号〔第三次改正〕 ・生物多様性及び生態系の保全と野生生物保護の機能を追加</p>	<p>◆目的(1条) ・優れた自然の風景地の保護及びその利用の増進を図り、もつて国民の健康、休養及び教化に資すること</p> <p>◆区域(自然公園)の指定(2条)</p> <p>①国立公園(海中の景観地を含む)：環境大臣が指定(5条1項)</p> <p>②国立公園：関係都道府県の申出により環境大臣が指定(5条2項)</p> <p>③都道府県立自然公園：条例に基づく(59条)</p> <p>◆指定区域域内における区域指定</p> <p>①特別地域(海面を除く)(13条)</p> <p>・国立公園：環境大臣</p> <p>・国立公園：都道府県知事</p> <p>②特別保護地区(14条)</p> <p>・特別地域内に指定</p> <p>・指定については、①と同じ</p> <p>③利用調整地区：②と同じ(15条)</p> <p>④海中公園地区：同上(24条)</p> <p>◆管理(事業)者</p> <p>①国立公園：国(環境大臣の同意に基づいて一部地方公共団体、環境大臣の認可がある場合はそれ以外の者も可能)</p> <p>②国立公園：都道府県</p> <p>③公園管理団体として指定した者(37条)</p>	<p>1) 海中公園地区の指定がEEZ・大陸棚においても可能か？</p>
<p>自然環境保全法 (昭和47年6月22日法律第85号) (最終改正 平成17年4月27日号外法律第33号)</p>	<p>◆目的(1条)</p> <p>・自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進</p> <p>◆区域指定：環境大臣</p> <p>①原生自然環境保全地域(14条)</p> <p>②自然環境保全地域(22条)</p> <p>・海洋・沿岸域に関するもの：その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすくわれた状態を維持している海洋、湖沼、湿原又は河川の区域(3項)及びその海域内に生存する熱帯魚、さんご、海そうその他これらに類する動植物を含む自然環境がすくわれた状態を維持している海域(4項)</p> <p>・特別地区：自然環境保全地区内に指定(25条)。その中に、野生動植物保護地区(26条)及び海中特別地区(27条)を指定可能</p> <p>◆自然環境保全基本方針の策定</p> <p>・環境大臣が案を作成し閣議決定(12条)</p> <p>◆指定区域に関する計画の策定</p> <p>①原生自然環境保全地域に関する保全計画：環境大臣が決定・概要の公示(15条)</p> <p>②自然環境保全地域：環境大臣(23条)</p> <p>・海中特別地区における管理(27条)</p> <p>◆環境大臣の許可が必要な行為：①工作物の新築・改築・増築、海底の形質の変更、②雑物の掘採、③土石の採取、④海面の埋め立て・干拓、⑤熱帯魚・さんご等の動植物で、海中特別地区ごとに環境大臣が農林水産大臣の同意を得て指定するものを掘採・採取・殺傷・損傷すること、⑥物を係留すること</p>	<p>2) 海中特別地区の指定がEEZ・大陸棚においても可能か？</p>

法律名	概 要	EEZ管理との関連と課題
<p>環境影響評価法 (平成9年6月13日法律第81号) (最終改正 平成17年7月29日号外法律第89号)</p>	<p>◎背景 ・従来の環境影響評価に関する手続を義務化（行政指導から法制化） ・個別法（港湾法、公有水面埋立法など）における環境影響評価を統一化する</p> <p>◆対象事業 ・第1種事業：空港、発電所、埋立・干拓 ・第2種事業：国立公園などに影響を及ぼす事業（個別判断） ・特例：港湾計画についてもアセスメント義務化 ◆アセスメント実施者：事業を実施する事業者 ◆アセスメント手続 ・アセスメントプロセス：スクリーニング（意見聴取）を含む ・第2種事業の判定（スクリーニング） ◆事後調査 ◆地方公共団体の制度：法の対象外の事業に対する条例による環境アセスメントが可能</p>	
<p>景観法（前出）</p>		
<p>瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48年10月2日法律第110号) (最終改正 平成17年4月27日号外法律第33号)</p>	<p>◎背景 ・瀬戸内海環境保全臨時措置法の恒久化</p>	
<p>有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律 (平成14年11月29日法律第120号)</p>		
<p>水質汚濁防止法 (昭和45年12月25日法律第138号) (最終改正 平成18年6月14日号外法律第68号)</p>	<p>◆総量削減基本方針の策定 ・基本方針：環境大臣 ・総量削減計画：都道府県知事 ◆公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路 ◆排出基準 ・環境省令により設定 ・都道府県：特定区域につき、環境省令より厳しい排出基準を条例で定めることが可能 ◆汚濁の監視：都道府県知事 ◆適用除外 ・嵐山保安法、電気事業法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に該当する事項については、本法を適用せず</p>	

法律名	要 要	EEZ管理との関連と課題
<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (昭和32年 6月10日法律第167号) (最終改正 平成17年7月26日号外法律第87号)</p>	<p>◆目的 ・原子力基本法に基づき、放射性同位元素の使用、販売、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保する ◆海洋投棄の制限 ◆放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物</p>	<p>1) EEZ・大陸棚へも適用？</p>
<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号一改正7年法律第32号の全部改正) (最終改正 平成18年6月14日号外法律第67号) ◆改正 平成14年7月12日法律第88号(全面改正) ・対象外だった海棲哺乳類を本法の対象とする</p>	<p>◆特定鳥獣保護管理計画制度 ・基本指針：農林水産大臣と協議の上、中央環境審議会の意見を聞いて環境大臣が作成・公表 ・鳥獣保護事業計画：都道府県知事が指定(自然環境保全法第51条に基づく審議会その他の合議制の機関の意見を聴き作成し公表) ・特定鳥獣保護管理計画制度：公聴会を開いて、都道府県知事が指定(数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合) ◆鳥獣保護区の設定 ・環境大臣 ・都道府県知事 ◆指定猟法禁止区域の設定 ◆狩猟制度：免許(都道府県知事) ◆鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の禁止 ・許可により認められる場合 (環境大臣) (都道府県知事) * 本法対象海棲哺乳類：ニホンアシカ、ゼニガタアザラシ、ゴマフアザラシ、アゴヒゲアザラシ、クラカケアザラシ、ワモンアザラシ及びビジュゴン</p>	<p>1) 鳥獣保護区をEEZ・大陸棚にも設定可能か？</p>
<p>露草のおそれのある野生動物種の保存に関する法律 (平成4年6月5日法律第75号) (改正 平成17年7月26日号外法律第87号)</p>	<p>◆希少野生動物種通存基本方針 ・環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて作成し閣議決定。</p>	

◎法執行活動・セキュリティ

法律名	概 要	EEZ管理との関連と課題
<p>● 執行活動</p> <p>海上保安庁法 (昭和23年4月27日法律第28号) (最終改正 平成18年6月8日法律第58号)</p> <p>1) 改正: 平成13年11月2日法律114号 一平成11年3月の能登半島不審船事件 【内容】 海上保安官等の武器使用の要件を改正。 不審船に対し、海上保安官等が停船させる目的で行う射撃について、人に危害を与えたとしても違法性が阻却されるよう明定</p> <p>2) 改正: 平成16年4月21日法律36号 【内容】 MARPOL条約1997年議定書の発効に向けた改正。2条中の「海洋の汚染の防</p>	<p>◆任務(2条) 法令の海上における履行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び抑圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を行うことによる、海上の安全及び治安の確保</p> <p>◆組織(1条、10条、12条、14条) ・国土交通省の外局としての海上保安庁の設置(1条) ・海上保安庁長官(10条) ・国土交通大臣の指揮監督を受け、庁務を統理し、所部の職員を指揮監督する ・管区海上保安本部(12条) 11の管区に所掌事務を分掌 ・海上保安官及び海上保安官補(14条) ◆所掌事務(5条) ・法令の海上における履行、海難の人命、荷荷及び船舶の救助、船舶交通の障害の除去、海洋汚染等及び海上災害の防止、沿岸水域における巡視警戒、海上における暴動等の鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕等(5条) ◆海上保安官の権限(17条、18条、31条、20条) ・立ち入り検査及び職務質問の実施(17条) ・犯罪防止等の際の強制措置(船舶の進行の開始・停止・出発差し止め等(18条)) ・司法警察職員としての捜査(31条) ・武器の使用(20条)。</p>	<p>1) EEZ・大陸棚においても適用。「海上警察」としての法執行機関、「海上警備行動」の展開に関する在り方は?</p>
<p>自衛隊法 (昭和29年6月9日法律第165号) (最終改正 平成18年12月22日法律第118号)</p>	<p>◆指揮監督(7条～9条、15条～19条) ・内閣総理大臣: 最高の指揮監督権(7条) ・防衛大臣: 内閣総理大臣の下で自衛隊務を統括し、部隊等には海上幕僚長を通じて指揮をす(8条) ・海上幕僚長: 海上自衛隊の隊務及び隊員の服務を監督し、海上自衛隊隊務に關し最高の専門的助言者として大臣を補佐し、命令を執行する(9条) ・海上自衛隊の部隊の各司令官は大臣の指揮監督を受け、部隊の長は大臣の定めるところにより上官の指揮をうけ隊務を統括する(16-18条)。 ◆防衛出動(76条) ・命令権者: 内閣総理大臣 ・対象事態: 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫している事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認められる場合 ・要件: 国金の承認(周辺事態安全保障法9条) ・武力行使の制限: 国際法及び合理的に必要な範囲内(88条) ◆海上保安庁との関係(101条) ・要請権者: 防衛大臣 海上保安庁等は特別の事情のない限りこれに応じなければならない ・対象事態: 自衛隊の任務遂行上必要な場合 ◆命令権者: 内閣総理大臣 ・対象事態: 自衛隊の防衛出動及び治安出動命令時 ◆海上における警備行動(82条) ・命令権者: 防衛大臣 ・対象事態: 海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合 ・要件: 内閣総理大臣の承認 ・武器使用: 警察官職務執行法第7条及び海上保安庁法18条及び20条(不審船への武器使用)を準用する</p>	<p>◆改正 平成13年11月2日法律115号 【内容】 同時多発テロや不審船事件をふまえた改正。不審船に対する武器使用に關して海上保安庁法を準用</p> <p>2) EEZ・大陸棚での「海上警備行動」「海上防衛行動」に關する法制の在り方は?</p>

法律名	概 要	EEZ管理との関連と課題
<p>● セキュリティ</p> <p>海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律 (平成21年6月24日、法律第55号)</p>	<p>◆目的：我が国の経済社会及び国民生活における船舶航行の安全確保の重要性並びに国際海洋法条約の趣旨に鑑み、海賊行為の処罰及び海賊行為への適切かつ効果的な対処のために必要な事項を定め、海上における公共の安全と秩序の維持を図る。</p> <p>◆海賊行為の定義、海賊行為に関する罪、海上保安庁による海賊行為への対処、自衛隊による海賊行為への対処、等を規定。</p> <p>◆海賊行為の定義(第2条)：「海賊行為」とは、船舶(軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶を除く。)に乗り組み又は乗船した者が、私的目的地で、公海(海洋法に關する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。)又は我が国の領海若しくは内水において行う次の各号のいずれかの行為をいう。</p>	<p>1)公海(海洋法に關する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。) と規定されているので、明らかにEEZ内に適用。</p>
<p>周辺事象に際して実施する船舶検査活動に関する法律 (平成12年12月6日法律第145号) (最終改正 平成18年12月22日法律第118号)</p>	<p>◆目的(1条) 周辺事象安全確保法第1条に規定する周辺事象に対応して、日本が実施する船舶検査活動に關し、その実施の態様、手続その他の必要な事項を定め、周辺事象安全確保法と相まって、日米安保条約の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資すること</p> <p>◆船舶検査活動(2条)</p> <p>◆目的：周辺事象に際し、貿易その他の経済活動に係る規制措置であって我が国が参加するものの態様な実施の確保</p> <p>◆要件：国連安保理決議又は対象船舶の旗国の同意</p> <p>◆内容：積荷及び目的地の検査又は確認活動、必要に応じ当該船舶の航路又は目的港若しくは目的地の変更を要請する活動</p> <p>◆対象水域：日本領海又は日本周辺公海(排他的経済水域を含む。)</p> <p>◆基本計画(4条)</p> <p>◆作成者：内閣総理大臣(周辺事象安全確保法第4条第1項)。ただし、閣議決定が必要</p> <p>◆内容：当該船舶検査活動に係る基本的事項、活動を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成、実施区域の範囲及び指定に関する事項、規制措置対象物品の範囲、その他</p> <p>◆実施の態様等(3条、5条、8条、9条)</p> <p>◆行政各部の指揮監督：内閣総理大臣(周辺事象安全確保法2条、8条、9条)</p> <p>◆自衛隊への実施命令：防衛大臣(5条)。</p> <p>◆要件：活動実施前(緊急の場合は事後)の国会の承認(周辺事象安全確保法5条)。対応措置終了後の国会への報告(周辺事象安全確保法10条)</p> <p>◆実施者：自衛隊(3条)</p> <p>◆実施方法：防衛大臣は基本計画に従った実施要項(実施区域の指定等)を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずる(5条)</p>	<p>1)対象地域に、日本周辺の公海(排他的経済水域を含む)と明記されており、明らかにEEZ・大陸棚も対象。</p>

法律名	概要	EEZ管理との関連と課題
<p>周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律 (平成11年5月28日法律第60号) (最終改正 平成18年12月22日法律第118号)</p>	<p>◆目的(1条) そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与えたる事態(「周辺事態」)に対応して、日本が実施する措置、その実施の手段その他の必要な事項を定め、日米安保条約の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資すること</p> <p>◆基本原則(2条) ・政府は、周辺事態に際して、適切かつ迅速に、必要な措置(「対応措置」)を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努める</p> <p>◆対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たらないものであること</p> <p>◆対象地域(後方地域)(3条) 日本領域及び日本周辺の公海(及びその上空)のうちの非領陸水域</p> <p>◆活動(3条) ・後方地域支援：周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っている米軍に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置 ・後方地域視察救助活動：周辺事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その捜索又は救助を行う活動</p> <p>◆基本計画(4条) ・作成者：内閣総理大臣。ただし閣議決定が必要 ・内容：対応措置に関する基本方針、各活動に係わる基本的事項と実施区域の範囲、関係行政機関による対応措置、地方公共団体などに対し協力を要請する内容等</p>	<p>1)対象地域に、日本周辺の公海(及びその上空)とあり、明らかにEEZ・大陸棚も対象。</p>
	<p>◆実施の選擇(2条、5条、6条、7条、8条、9条) ・行政各部の指揮監督：内閣総理大臣(2条) ・自衛隊への実施命令：防衛大臣(6条) ・要件：対応措置実施前(緊急の場合は事後)の国会の承認(5条)。対応措置終了後の国会への報告(10条)</p> <p>◆実施者：自衛隊(3条)</p> <p>◆実施方法：防衛大臣は基本計画に従い、後方地域支援及び後方地域視察救助活動について委託事項(実施区域の指定等)を定め、内閣総理大臣の承認を得て、防衛省本省の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする(6条、7条)。</p> <p>◆具体的実施方法 ・補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、空港及び港湾業務、基地業務、物品及び役務の提供には、武器の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする</p> <p>・物品及び役務の提供は、公海及びその上空で行われる輸送(傷病者の輸送中に行われる医療を含む。)を除き、我が国領域において行われるものとする</p> <p>◆武器の使用(11条)</p>	

法律名	要 要	EEZ管理との関連と課題
<p>特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法 (平成16年6月18日法律第125号)</p> <p>適用例： ・平成18年7月5日の北朝鮮による予ボドン2号発射に対する経済制裁の一環として、万景峰92号に対し6か月間の入港禁止を閣議決定、告示(平成18年内閣告示第3号) ・同10月9日の北朝鮮による地下核実験に対する経済制裁として、万景峰92号一隻から北朝鮮籍全てに対象を拡大し、同月14日から2007年4月13日までの約6か月間の入港禁止を閣議決定、告示(平成18年内閣告示第4号)。この閣議決定(内閣告示)は、7月5日閣議決定(内閣告示)を一部変更する形式を取っている</p>	<p>◆特定船舶の定義(2条) ・閣議決定で定める特定の外国の国籍を有する船舶(2条2項1) ・入港禁止期間のうち当該閣議決定で定める日以後に特定の外国の港に寄港した船舶(2条2項2) ・特定の外国とこれら船舶の間に特定の関係を有する船舶(2条2項3) ◆入港禁止の決定(3条) ・我が国の平和及び安全の維持のため、閣議において、期間を定めて、特定船舶について、本邦の港への入港禁止を決定することができる。 ・閣議内容：入港禁止の理由、特定の外国、特定船舶、入港禁止の期間、2条2項2の船舶を出発特定船舶とする場合には、同号に規定する日、第六条第一項の規定により特定船舶を出発させなければならない期日、その他入港禁止の実施に関し必要な事項 ◆要件(5条) ・国会の承認(告示の日から20日以内の国会への付議。国会が閉会中・衆議院解散中はその後最初に召集される国会) ◆入港禁止の実施(6条) ・閣議決定で定める特定船舶の船長は、入港禁止期間において、当該特定船舶を本邦の港に入港させてはならない。 ・また、当該入港禁止の期間開始時に本邦の港に入港している場合には、閣議決定で定める期日までに、当該特定船舶を本邦の港から出港させなければならない。 ◆入港禁止の終了(7条) ・閣議決定後、閣議決定に基づく入港禁止措置の必要がなくなると認めるとき又は国会が入港禁止措置の終了を議決したときは、速やかに、閣議において、当該入港禁止措置の終了を決定しなければならない。 ◆国際約束の誠実な履行(8条)</p>	<p>港灣に関するものであり、特段関係なし。</p>
<p>武力攻撃事案における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律 (平成16年6月18日法律第116号) (最終改正 平成18年12月22日法律第118号)</p>	<p>◆対象(2条) ・大量破壊兵器または核兵器等の武器、弾薬で外国軍隊等が所在する地域を仕向地とするもの ・装甲板その他軍用の装備品、航空機やロケット等の修理若しくは整備に用いられる装置等、燃料等、兵器等で外国軍隊等が所在する我が国の領域又は我が国周辺の公海上の地域を仕向地とするもの ・上記の外国軍用品の他、外国軍隊等の構成員(「外国軍用品等」) ◆国際法規の遵守(3条) ◆外国軍用品等の海上輸送規制(4条～6条) ・対象水域：日本の領海又は領海公海(2条) ・海上自衛隊への命令：防衛大臣(4条)。内閣総理大臣の承認を得て、外国軍用品の海上輸送の規制のために海上自衛隊の部隊に停船検査及び回航措置を命ずることができる。 ・告示、関係国・国際機関への周知(4条、5条) ・外国軍用品等の海上輸送規制(6条) 外国軍用品審判所は、検査の結果、積荷が大量破壊兵器に該当する積荷は、廃棄の措置をとる。核兵器等の武器、弾薬等に該当する積荷は、輸送停止の措置をとる。外国軍用品等の輸送船舶が外国軍隊に借附されたり、指揮監督を受けたり、旅客の相当数が外国軍隊の構成員である場合には、航行停止の措置をとる(6条4)</p>	<p>1)対象地域に、日本周辺公海とあり、明らかにEEZ・大陸棚も対象。</p>

◆停船装置：16条～26条
 対象：武力攻撃発生時において、実施区域を航行している船舶が外国軍用品等を輸送していることを疑うに足りる相当な理由があるとき（16条）
 手順：停船命令（17条）、船上検査（18条）、検査実施と検査手続きの情報の申し出に付いて船長等に対する告知（19条）、船舶書類の検査（20条）、乗組員等への質問（21条）、積み荷の検査（22条）、艦長等への報告（25条）
 ◆回航措置（27～34条）
 ・外国軍用品の引渡し及び回航命令（27条、28条）
 ・航行確保措置（29条～32条）
 艦長等は、回航命令をしたときは、当該船舶の船舶書類及び外国軍用品に必要な封印をさせ、回航監督官を乗り込ませるものとする（29条、30条）。
 ・外国軍用品審判所への送致（27条、34条）
 ◆防衛大臣への報告（35条）
 ◆武器の使用（37条）
 ◆審判手続（39条～60条）
 ・外国軍用品審判所は、事件の送致を受けたときは、当該事件について必要な調査をし（39条）、審判を開始する旨の決定をし、公告しなければならない（45条、46条）
 ・利害関係者は審判所に意見書を提出し、審判廷における意見の陳述、証拠を提出することができる（46条、51条）。
 ・外国軍用品審判所は、審判手続を経た後、積荷や船舶の種類により廃棄、輸送停止、航行停止の審決をし、審決を公告しなければならない（52条、56条）
 ◆審決の執行：61条から65条
 ・審決は、外国軍用品審判所長が指定する外国軍用品審判所の事務官（「密決執行官」）がこれを執行する（61条）。
 ・審判を開始しない旨の決定がなされたとき、外国軍用品として認定されない密決が出された時等の場合には船舶の所有者等は国に対し補償を請求することができる（66条）

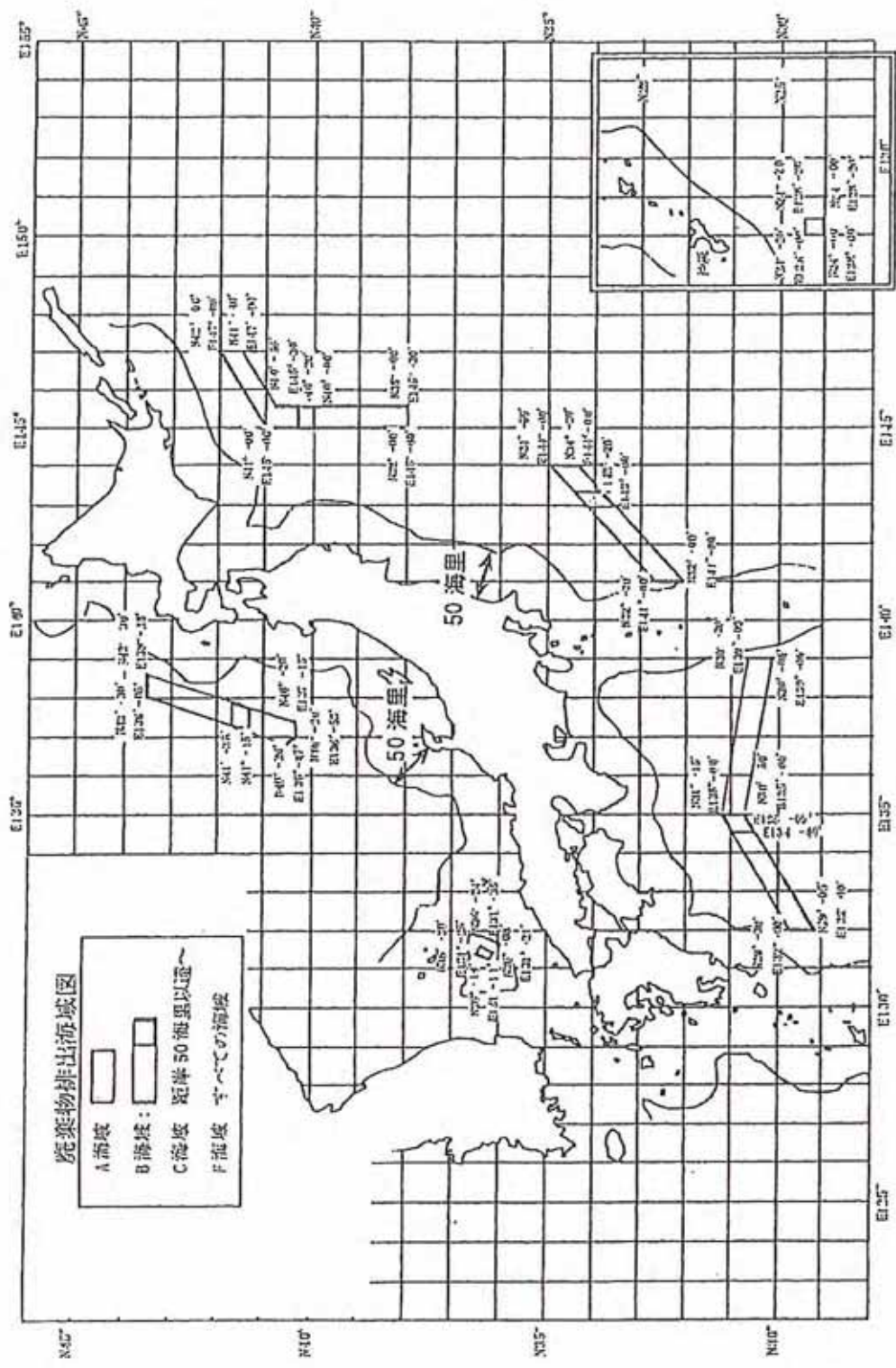
◆目的（1条）
 武力攻撃事象等における特定公共施設等の利用に関し、指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、その総合的な調整を図り、もって対処措置等の随かつ迅速な実施を図る
 ◆港湾施設の利用（6条～10条）
 ・利用に関する指針（6条）
 内容：特定者の優先的な利用を確保する必要がある対処措置等の概要及びその期間等基本的な事項
 ・港湾施設の利用の要請（7条）
 対策本部長は、特定の港湾施設に関し、港湾施設の利用に関する指針に基づき、当該施設の名称、対処措置等の内容及びその期間等具体的な事項を明らかにして、当該港湾施設又は飛行場施設の管理者に対し、特定の者に優先的に利用させるよう要請することができる（7条）
 この要請に基づく所要の利用が確保されない場合等においては、事象対処法15条に定める内閣総理大臣の権限（指示、国土交通大臣を指揮しての措置の実施）を行使することができる（10条）
 ◆海域の利用（13条、14条）
 ・利用に関する指針（13条）
 作成者：対策本部長
 内容：港湾施設の利用指針に準じる
 ・船舶の航行制限等（14条）

武力攻撃事象等における特定公共施設等の利用に関する法律
 (平成16年6月18日法律第114号)
 (最終改正 平成18年12月22日法律第118号)

● その他

<p>通信</p>	<p>有線電気通信法 (昭和28・7・31・法律 96号) 改正平成16・5・19・法律 47号 (未) (施行=条約発効日)</p>	<p>◆目的 (1条) この法律は、有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによつて、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 ◆本邦外にわたる有線電気通信設備 (4条) 本邦内の場所と本邦外の場所との間の有線電気通信設備は、電気通信事業者がその事業の用に供する設備として設置する場合を除き、設置してはならない。ただし、特別の事由がある場合において、総務大臣の許可を受けたときは、この限りでない。 ◆有線電気通信法施行規則 (昭和二十八年七月三十一日郵政省令第三十六号) (本邦外にわたる設備の設置の許可) 第七条 法第四条 ただし書の許可を受けようとする者は、別紙様式第六の申請書に別紙様式第七の書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。 2. 総務大臣は、法第四条 ただし書の規定により許可をしたときは、別紙様式第八の許可状を交付する。 3. 総務大臣は、法第四条 ただし書の許可をしないこととしたときは、その旨を申請者に通知する。</p>	<p>1) 本邦外との条文規定があり、明らかにEEZへも適用。すなわち領海外へつながらずな領海ケーブルはこの法律による許可を取得しなればならぬ。JAMSTEC-DONET (紀伊半島沖地震・津波観測ネットワーク) プロジェクトによる海底ケーブルの設置はこの許可の下に敷設される。したがって、日本を起点とする海底ケーブルで領海外まで延びているものは全てこの法律の適用対象。 2) 本邦に陸揚げされないで、EEZ内を通過するだけの海底ケーブルの扱い。</p>
<p>電気通信事業法</p>	<p>(昭和59年12月25日法律第86号)</p>	<p>◆総務省：電気通信事業者の登録、公用水面の使用の届出 ◆「海底線路保護区域」の指定の申請手続き (公用水面の使用の届出をしたうえで、敷設した海底ケーブルの保護の必要があるとき (ただし、適用範囲は領海内)) ◆本邦外にわたる有線電気通信設備の設置許可、外国政府等との協定等の認可</p>	<p>1) 基本的に領海内を対象だが、本邦外のものについても、上記の有線電気通信法とセットで運用。</p>
<p>公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律</p>	<p></p>	<p>◆公海に関する条約第27条に規定する海底電線を損壊した者に対する罰則規定 (本文3条、附則1)</p>	<p>1) 条約の批准に伴う国内法整備の事例</p>
<p>輸出管理</p>	<p>外国為替及び外国貿易法 (外為法) (昭和24・12・1・法律228号) 最終改正：平成21年6月24日、未施行)</p>	<p>◆輸出規制 (貨物：第48条、役務：第25条) ◆貨物については「輸出貿易管理令 (輸出令)」が適用。 ◆領海外の海域 (EEZ・大陸棚) への海洋構造物・施設の設置も輸出に該当する。 [例：係留型のブイ、領海外に設置の海底地震計。ただし、ROV/AUVは母船の管理下にあれば、つながらずない輸出ではない]</p>	<p>1) 国内の機関がEEZ内に施設を設置する場合に、輸出貿易管理令による許可が必要 (組織として包括許可を取得するか、もしくは個別許可を取得)。この法制度自体はEEZ管理上の問題点とはならないが、活動主体となる機関はこの法制度の存在を理解、承知しておく必要がある。 → 行政は周知広報の必要があり?</p>

付属資料-2: 関連図表類 一式



廃棄物排出海域図
(出典：環境省資料)

輸出規制の制度

②大量破壊兵器キャッチオール規制

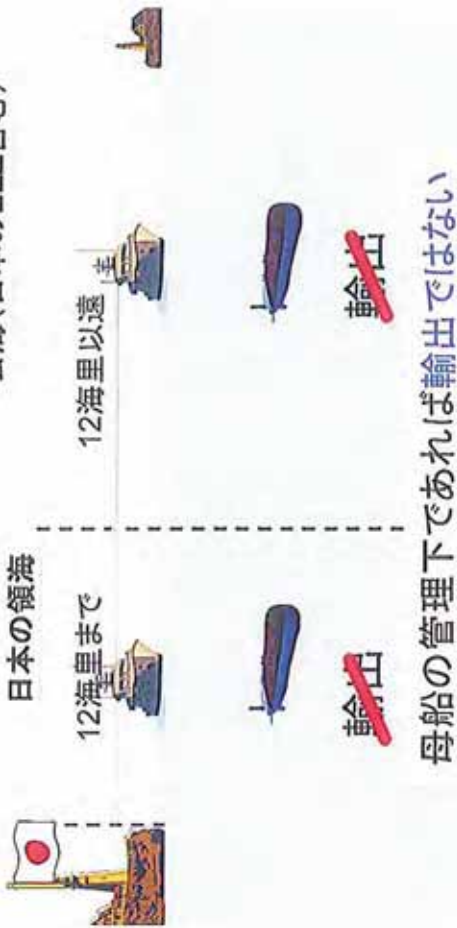
- 欧米等26ヶ国(ホワイト国)を除く地域向けで、用途・需要者が容観要件を満たす場合、もしくは経済産業大臣からの通知(インフォーム要件)がある場合、規制に該当。

規制対象品	客観要件	用途要件 (エンドユース)	規制要件
貨物： 全貨物(木材、食料品等を除く) 技術： 上記品目に専ら係る設計・製造・使用の技術	客観要件 需要者要件 (エンドユーザー)	用途要件 (エンドユース) 需要者要件 (エンドユーザー)	規制要件 核兵器等の開発等への使用を、文書等又は輸入者等からの連絡で、輸出者が知った場合 需要者が核兵器等の開発等を行う(った)事を、告示で定めるもの或は輸入者等からの連絡で、輸出者が知った場合
	インフォーム要件		経産大臣から通知を受けた場合

防衛省防務研究所 防務研究用 監視報告

貨物の輸出

AUV/ROVの運用



防衛省防務研究所 防務研究用 監視報告

貨物の輸出

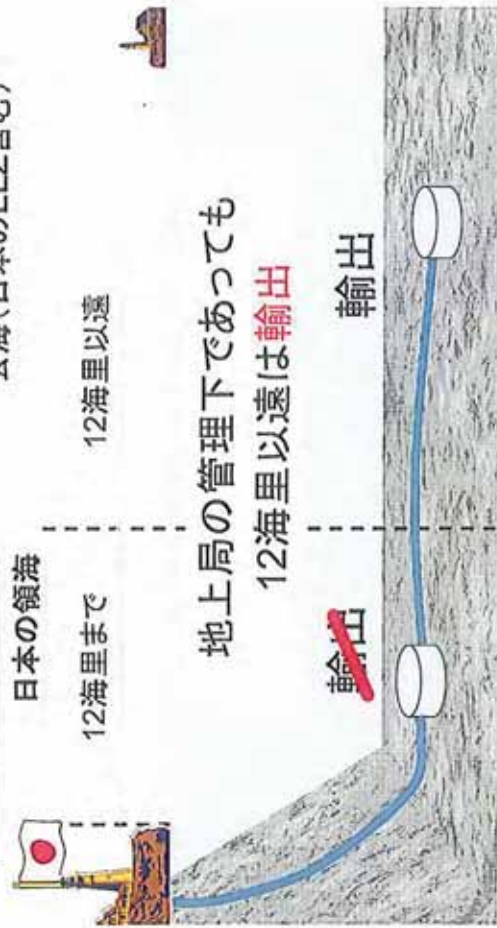
係留系の設置



防衛省防務研究所 防務研究用 監視報告

貨物の輸出

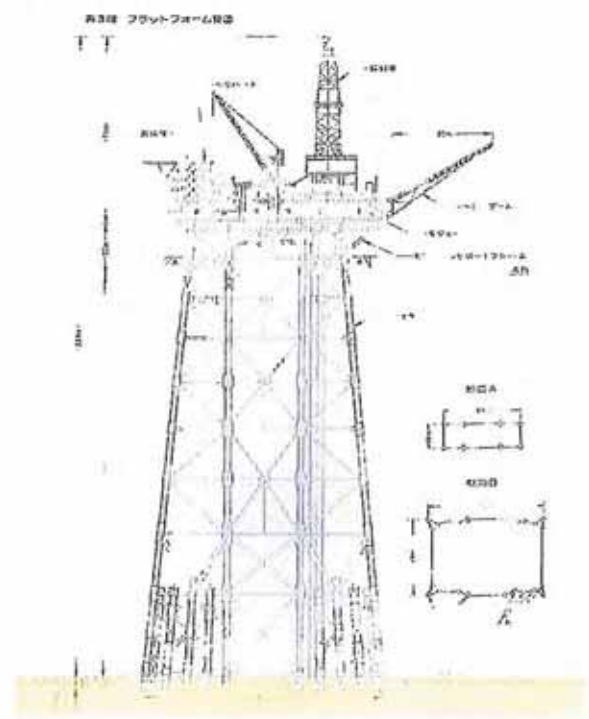
海底地震計の設置



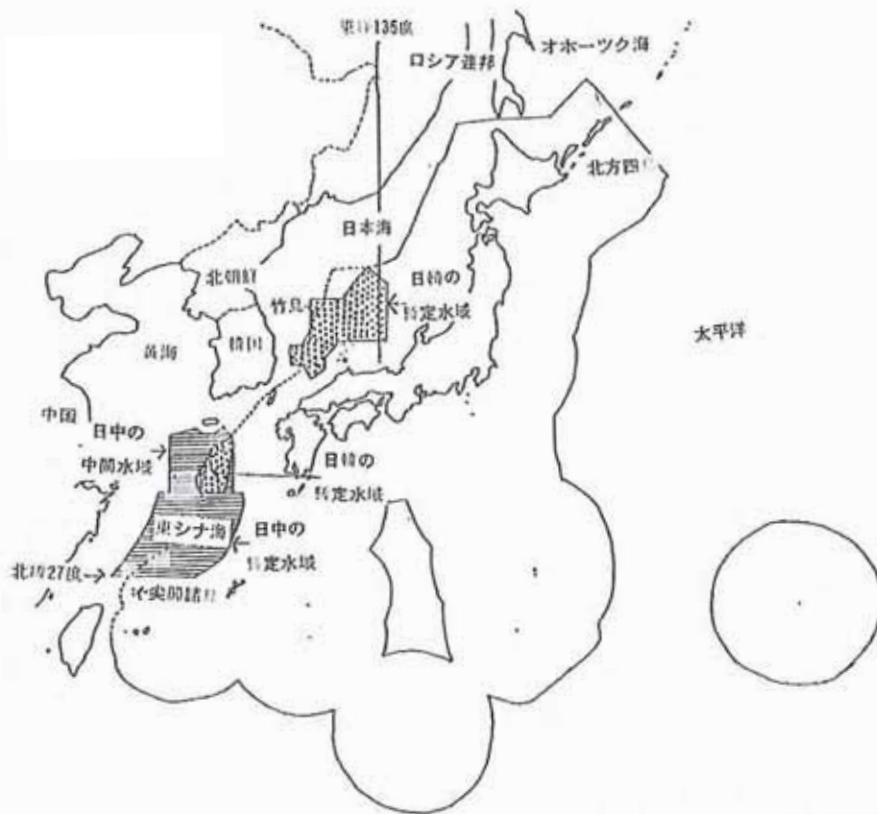
防衛省防務研究所 防務研究用 監視報告



日本周辺海域における石油鉱区設定図
 (出典：資源エネルギー庁資料、1979年当時。以降は非公表)



福島県いわき沖海底ガス田と生産プラットフォーム
 (出典：帝国石油㈱資料、沖合約 35km、水深 154m)



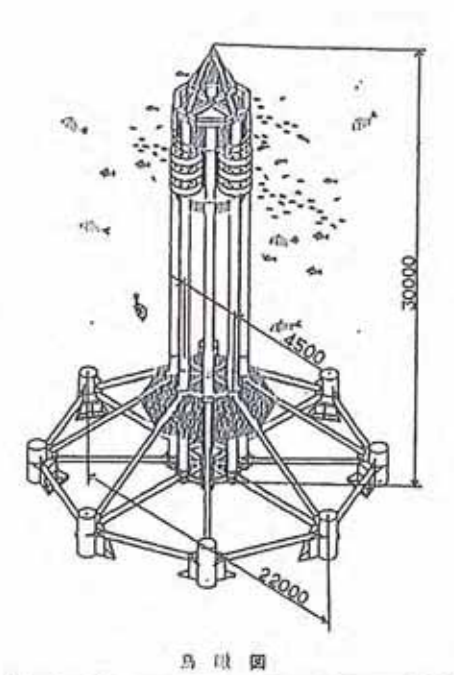
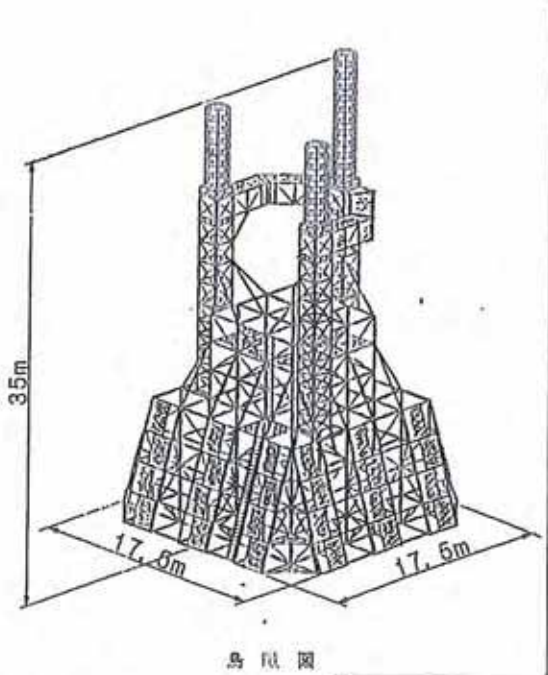
出典：片岡千賀之（長崎大学）作成

日本の200海里水域と日中、日韓漁業暫定水域図

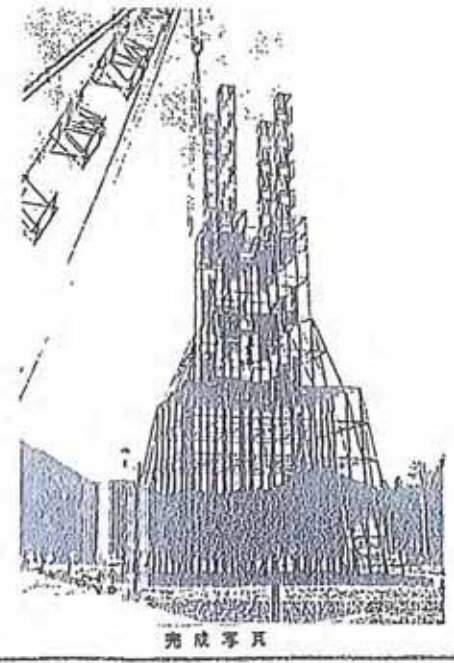
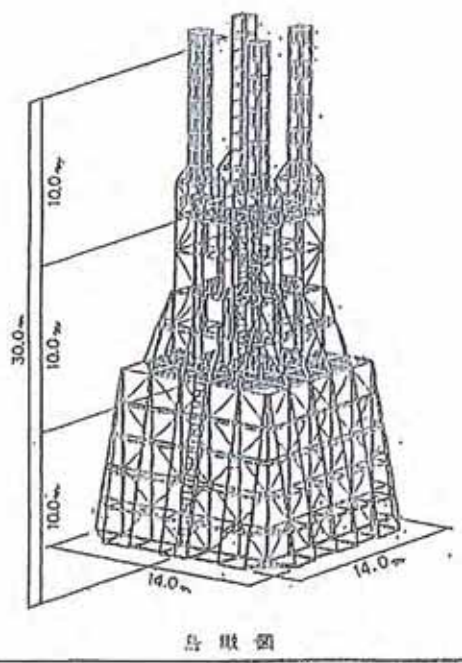


図1 ロシア極東におけるTAG水域(海区)区分

(出典：水産庁資料)



(高さ30m、底面14 × 14m、2,500空m³) (設置海域=山口県沖、水深69m。H11.5)



山陰沖の領海外の海域に沈設された高層魚礁の構造
(出典：水産庁資料)

日本海西部地区 直轄特定漁港整備事業

～日本海西部海域における、あかがれい・ずわいがいに資源の保護・増大～



○事業内容
あかがれい又はずわいがいを保護するために必要な機能を備えた増殖場の造成(保護育成礁の造成)
○事業主体：国
○総事業費：6,500百万円
○平成20年度事業費(当初予算)：400百万円
○平成21年度概算要求額：1,000百万円
○事業期間：H19～H26
○計画規模：21群、8,400ha (1群：2,000m × 2,000m)
○費用の負担割合：国：3/4、関係3県(兵庫、鳥取、島根)：1/4



3. 海洋環境

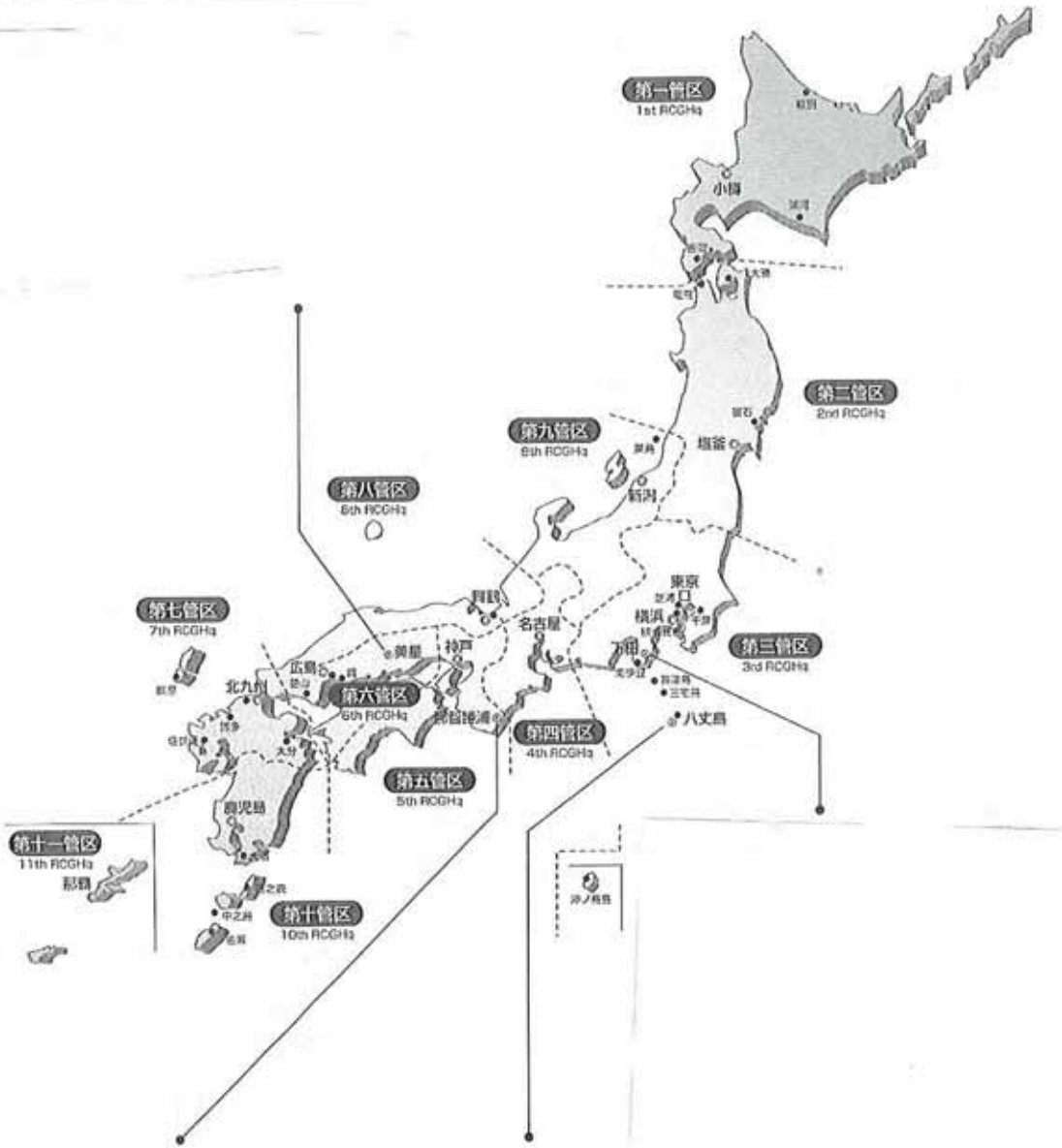
Large Marine Ecosystems of the World



Globally, 50 LMEs produce 95% of the world's annual marine fish catch and encompass principal areas of coastal pollution and habitat loss.

IUCNによるLME (Large Marine Ecosystem) の指定海域図
 日本周辺海域はNo.41、43、44、45、46が指定されている。

- …………海上保安庁海洋情報部
- …………管区海上保安本部海洋情報部
- …………水路観測所
- …………観潮所

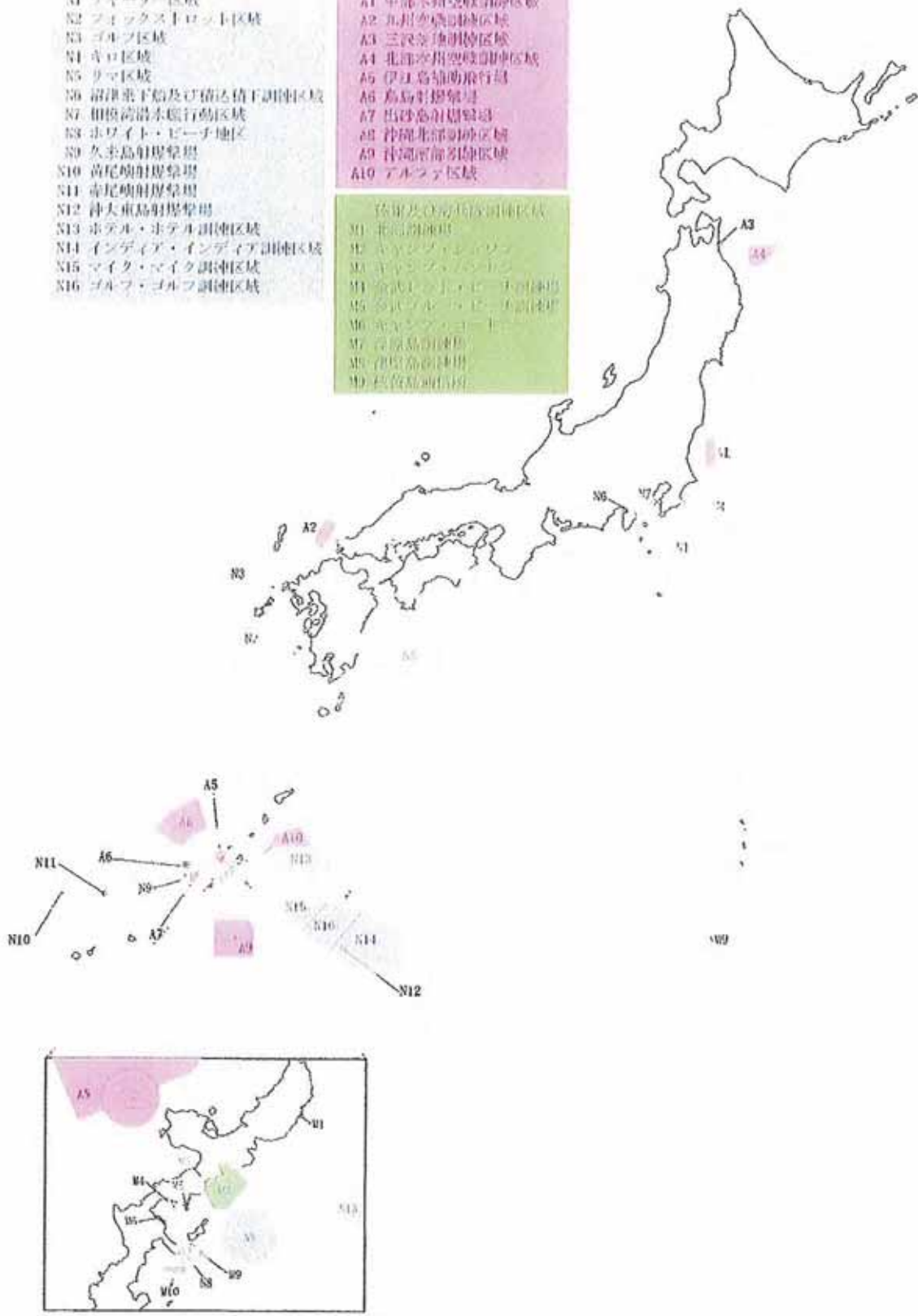


海上保安庁の管区本部管轄海域区分図
(出典：海上保安庁資料)

- 海軍演習区域
- N1 フェーサー区域
 - N2 フォックストロット区域
 - N3 ゴルフ区域
 - N4 キロ区域
 - N5 リマ区域
 - N6 溜津港下船及び積込積下訓練区域
 - N7 相模湾沿岸航行訓練区域
 - N8 ホワイト・ビーチ地区
 - N9 久米島射撃場
 - N10 高尾嶺射撃場
 - N11 赤尾嶺射撃場
 - N12 神大東島射撃場
 - N13 ホテル・ホテル訓練区域
 - N14 インディア・インディア訓練区域
 - N15 マイク・マイク訓練区域
 - N16 ゴルフ・ゴルフ訓練区域

- 空軍演習区域
- A1 中部空州空域訓練区域
 - A2 九州空域訓練区域
 - A3 三沢空域訓練区域
 - A4 北部空州空域訓練区域
 - A5 伊豆島補助飛行場
 - A6 島島射撃場
 - A7 出羽島射撃場
 - A8 沖縄北部射撃場
 - A9 沖縄南部射撃場
 - A10 アルファ区域

- 陸軍及び海兵隊演習区域
- M0 北訓練場
 - M1 キンクインシヤフ
 - M2 キンクインシヤフ
 - M3 赤武(上)・赤武(下)訓練場
 - M4 赤武(上)・赤武(下)訓練場
 - M5 赤武(上)・赤武(下)訓練場
 - M6 キンクインシヤフ
 - M7 高尾嶺射撃場
 - M8 赤尾嶺射撃場
 - M9 赤尾嶺射撃場



日本近海演習区域の位置

(出典：「第 6973 号日本近海演習区域一覧図」海上保安庁水路部)

b. EEZ・大陸棚管理の理念

元横浜国立大学副学長・理事、横浜国立大学名誉教授、放送大学教授
來生新

① EEZ・大陸棚の特性

EEZ・大陸棚の管理に関する理念を検討する前提として、まず、その制度的・物理的特性について検討しておこう。管理対象の特性に応じた管理を行わなければ、いかなる管理も十分な管理となりえないからである。

①-1 制度起因の特性

1) 陸からの遠さと深さ

EEZ・大陸棚は海洋法条約によって沿岸国に管轄権が与えられた制度であり、基線から12海里以遠200ないし350海里以内の海域がその管理の対象である。沿岸域に比較して、陸地からの距離が遠いということがその第一の特色となる。また後に述べるように、日本のEEZ・大陸棚は世界で最も深い海域という特色を持つ。

陸からの遠さと深さは、一般的には利用密度の低さにつながる。従来さまざまな産業の技術水準では、海運や漁業を除いて、これらの水域に存在する諸資源を経済的に開発することが困難であった。しかし、近時のさまざまな科学技術の発展は、これらの海域に存在することが知られていた諸資源の経済的な開発可能性を高めつつあり、潜在的なものに過ぎなかったこれらの海域の開発の可能性が顕在化しつつある。このような現代の技術的特性を管理制度構築の前提としなければならない。

2) 国連海洋法条約による主要な権利と義務

また、EEZ・大陸棚は海洋法条約によって、沿岸国が管理に関する国際法上の義務を負う海域である。

第5部（55条～75条）に規定される、排他的経済水域に関する沿岸国の権利・義務の主要なものは以下のようなものである。

- i) 天然資源の探査、開発、保存および管理のための主権的権利
- ii) 経済的目的で行われるその他の活動に関する主権的権利（海水等からのエネルギー生産等）
- iii) 人工島・施設等の設置と利用、海洋の科学的調査の予備海洋環境の保全に関する管轄権（56条1項）。
- iv) 沿岸国はこれらの権利の行使にあたり、他国の権利および義務に妥当な考慮を払うこと、とりわけ外国船舶の通行を妨げないことを義務付けられている（56条2項）
- v) また沿岸国は、最良の科学的証拠を考慮して自国の排他的経済水域における魚種別の漁獲可能量を決定し、自国の漁獲能力を決定し、それがすべての漁獲可能量に達しない場合には、その差を余剰分として他国に漁獲を認めることを義務付けられている（61条、62条）。

vi) さらに沿岸国は、2カ国以上の排他的経済水域またはそれを越えた水域にまたがって存在する生物資源や、いくつかの排他的経済水域を超えて回遊する魚種の漁獲、海産哺乳動物の資源開発に当たって、関係国間で、または小地域もしくは地域的機関を通じて、当該資源の保存および管理のために協力することを義務付けられている(63条)。

なおこれとの関連で、公海の生物資源の保存をめぐるは予防的アプローチがとられる傾向にあることを考慮すべきである。

vii) 排他的経済域は、汚染防止水域でもある。沿岸国は排他的経済水域における投棄を許可し、規制し、管理する権利を有し、沿岸国による事前の明示の承認がなければ、投棄を行うことはできない(210条)。

国連海洋法条約第6部(76条~85条)に規定される、大陸棚に関する沿岸国の権利・義務の主要なものは以下のようなものである。

i) 沿岸国は探査と天然資源の開発に関連しほとんど主権に近い権利を有する(77条 上部水域と上空にその権利が及ばないことを意味するために「主権的権利」の語が用いられる)。大陸棚の鉱物資源と定着種族に属する生物が主権的権利の対象となる。

ii) 200海里以遠の大陸棚においては、沿岸国が非生物資源の開発によって得た利益の一部を国際社会ととりわけ発展途上国のために拠出する義務を負う(82条)。

iii) 大陸棚に関して、すべての国は海底電線およびパイプライン敷設の自由を有する。しかし、経路の設定は沿岸国の同意を条件とし、沿岸国が汚染防止・軽減、規制のために適当な措置をとる権利を持つ(79条)。

iv) 人工島、施設・建築物の設置に関しては排他的経済水域の規定が大陸棚においても準用される(80条)。

v) 科学的調査に関しては、排他的経済水域においては他国が行う純粹の科学的長を許すことが原則とされるが、大陸棚においては、掘削を伴うすべての調査に対して、沿岸国は排他的権利を持ち、沿岸国の許可なしに他国は掘削を伴う調査を実施することはできない(81条)。

①-2 自然的要因に起因する特性

日本のEEZ・大陸棚は次のような自然的特性を持つといわれる。

i) 面積・体積の大きさ

具体的には、陸地面積38万平方^{km}の12倍447万平方^{km}(世界6位)の面積を持ち、陸域+海域面積合計=485万平方^{km}+α(世界10位)の面積となる。日本はこれまで国土面積が狭小の島国で、天然資源に乏しいことを基本的な制約条件としてきたが、EEZ・大陸棚制度の下では、世界有数の領土、主権的権利、管轄権を有する空間の保持国となり、後に述べるようにこれらの空間に存在する諸資源も豊富な資源国となる。

さらに、広大な海域においては、今後二酸化炭素の深海貯留(CCS)や海洋牧場といった新たな利用のための資源としても貴重であり、そこに存在する大量の海水は、海水そのものがエネルギー、深層水、淡水化等の資源としての意味を持つ。

これらの空間が海上交通の要路であることは変わらないが、中国や他のアジア諸国

の経済的発展はその意義をますます大きくしている。

ii) 世界有数の好漁場

日本周辺は、北大西洋（アメリカ・カナダ東海岸のグランドバンク）、イギリス・ノルウェー近海とならぶ世界の3大漁場の一つである。中でも日本近海は大陸棚が広がり、また三陸沖のような寒流と暖流が会う潮目があるため、さまざまな種類の魚が集まる好漁場となっていた。それが過去日本が世界一の漁獲量を確保してきた大きな要因であった。しかし近年ではペルー、中国の漁獲量の増大により、このような状況は変化している。

日本近海の以下に述べるような地理的特徴は、漁業資源のみならず、医療その他のバイオテクノロジーを利用した産業にきわめて重要な意義を持つ未知の生物資源を多量に存在させている可能性を持つ。

iii) 地形の複雑さと水深の深さ

日本のEEZ・大陸棚は、世界でもっとも複雑な地形を持つ海域とされ、世界最高速のプレート運動が行われる海域であるとされる。日本は、日本海溝、伊豆小笠原海溝、南海トラフ、南西諸島海溝に取り囲まれ、これらの海溝がプレート境界となっている。また日本のEEZ・大陸棚は、世界でもっとも深い海域として知られ、その6割が3,000メートル以深という大深海の海域という特徴を持つ。

iv) 離島の多さ

日本の本州、四国、九州、北海道の主要4島起因のEEZ・大陸棚は、全体の4割弱であり、残り6割強はそれ以外の島起因のものとなっている。このことは、わが国の国土政策において、従来と異なり、広い意味での国土面積の確保のために無人離島の重要性が増加していることを意味する。

v) 鉱物資源

わが国のEEZ・大陸棚には、メタンハイドレード、熱水鉱床、コバルトリッチクラスタの豊富な鉱物資源が存在することが知られている。

②EEZ・大陸棚管理の理念

②-1 国際法的視点

EEZ・大陸棚に対する主権的権利と管轄権は、国連海洋法条約によって認められているものであり、その関連諸規定による沿岸国の海洋管理の義務付けと表裏一体のものである。その主要なものは1.1.1に記述したが、EEZ・大陸棚の管理の制度構築の前提として、これらの国際法上の権利と義務に十分な配慮をする必要があることは、改めて述べるまでもないことといえる。

②-2 国内法的視点

1) 総合的管理理念総論

以下で、EEZ・大陸棚の総合的管理を進める上での理論的な問題を、いくつかの視点から検討しておこう。

i) なぜ海でのみ総合的管理が強調されるのか。陸との違い。

陸上でも海上でも、そこで行われる活動からさまざまな外部性が生ずることに変わりはない。ここではある主体の活動の結果、他の主体に、正であるか負であるかを問わず、当該他の主体の活動によらない、経済的な影響を及ぼすことを活動の外部性と定義しておく。活動の種類によって外部性の大きさはまちまちである。しかし、EEZ・大陸棚の特徴としての利用密度の低さを考えるならば、外部性の調整はEEZ・大陸棚よりは利用密度の濃い陸上においてより大きな社会問題となるはずである。それなのに、陸上で総合的管理が問題とならず、海でだけ総合的管理が強く言われるのはなぜなのか。EEZ・大陸棚の管理の理念の検討の大前提として、この点を整理しておこう。

第一にいえることは、陸の管理は所有権が基礎となっており、所有権者が自己管理することが管理の大原則となっていることである。土地の所有権は、所有者が所有する土地の使用、収益、処分を自由になしうることを意味し、その活動から生ずる外部性の一部は、所有者の土地の売買を通じて、マーケットメカニズムが解決している。隣地の所有者の活動による外部不経済が大きい場合には、その不経済をこうむる主体が隣地を買うことによって、あるいは自らの土地を売却することによって、より効率的と考える土地利用を行うことが可能なのである。また逆に隣地所有者の活動による外部経済が大きいときにも、土地所有者は当該土地を売却して自己の利用にとってより効率的と考える他の土地に移動することもできるし、上昇した土地価格に見合う他の活動を自己の土地で行うこともできる。

陸域では計画的なあるいは実体的なさまざまな規制があるにせよ、まずこのような市場による外部性の自動調整作用が働くことが管理制度の構築の前提となっている。政府の任務は市場で対処できない大きな外部不経済性を持つ活動を対象に、その外部不経済性を減少させる規制を行うことに限定されている。それは計画的にせよ、個々の規制法制による管理であるにせよ、個別法による管理であり、決して総合的な管理ではない。計画的管理がある種の総合的視点に立つものであるとしても、それが国土全体の管理原則ではなく、全国的に見れば、面積的にはわずかの割合を占めるに過ぎない、非常に利用密度の高い土地で計画的管理が部分的に行われているにとどまる。

これを換言するならば、陸上においては、神の見えざる手による予定調和と称されたような市場機能による総合的管理が非人為的になされており、政府による人為的な管理は限定的に市場機能を補完する役割を担うにとどまる。

これに対して海上ではそのようなメカニズムが働かない。海は古来公有とされ、領海内でも海面下の土地に私権が成立するのは例外的な状況にとどまる。漁業権は、例外的に物権的な妨害排除請求権が認められるが、その漁業権ですら制度的に売買の対象とならないものとされており、漁業権補償の実態はさておくにしても、法形式的には市場での非人為的な自動調整機能は働かない。

このような公有海面での利用原則は自由使用とされ、他を排除しない限り、すべての人が自然公物たる海を自由に使用できる。それを制約するものは個別規制法による自由使用の制限に他ならない。すなわち、自由使用の調整は、当該自由を制限する規制法の存在を前提にして政府が行うものとされているのである。

これまでは相対的に利用密度の高い海洋利用活動について、個別法が成立し、当該活動に優先権を与えたり、その活動の外部性を調整することが行われてきた。公有水面の埋め立て等、外部性が非常に大きな場合に、特定の権利者ないしは利害関係者との個別の調整メカニズムが存在するが、それは決して総合的な管理ではなかったのである。

このようなことが可能であったのは、陸域に比較して海域は圧倒的にその利用密度が小さく、外部性の大きな特定の活動に限定して、部分的な調整を行えば、問題は特に深刻化しなかったためであるといえる。しかし、海の利用密度が全体的に高まりつつあり、なおかつ所有権制度を基礎にする市場メカニズムによる自動的な総合調整が働かないというのが現在の海の管理の直面する問題となっている。

このような状況下で、人為的に外部不経済の全体的なコントロールを行う必要があり、それを行う責任を持つのは海の全体の所有者、ないしは管理者である政府であることが、今日、各国で海洋の総合的管理が主張されるバックグラウンドとなっている。沿岸域以上に EEZ・大陸棚は個別の所有権的な管理が期待できない空間である。また、国が海洋法条約による管理を義務付けられていることから、国が全面的にその利用相互間の外部性を調整する責任を持つ。EEZ・大陸棚での特定の活動による外部性の存在が予測されるにもかかわらず、それに対して十分な調整メカニズムを持たない場合には、まさに国際的に国の管理責任が問われることとなる。それが陸上と違って、総合調整を意図的に行うことが強調される理由なのである。

ii) 海洋の特性としての非排他性

海洋は物理的に水塊（water column）、海底及びその下を含む空間である。陸の所有権は、原理的には上空および地中にも及び、大深度地下や上空はるか高い空間の利用をのぞいて土地所有者の排他的な支配が平面を越えた立体的空間に及ぶ。土地利用においては土地の表層の利用とその上部および下部の利用が、原則的に密接に関連し、表層の利用とその他の利用を切り離すことが非合理であることが、このような管理原則の基礎となっている。

しかし、海洋空間は海面の利用とその下の海水部分、さらにはその底地の利用を切り離して、同時に同一空間の異なる利用を行うことを妨げない。それが水塊で構成される海洋の特色である。EEZ や大陸棚の管理制度を考える際には、このような海洋の特性を踏まえた管理の制度を構築する必要がある。

その際に、現状におけるこれらの海域の海洋利用の密度の低さは、制度構築にとってプラスの要素である。陸上のほとんどの部分が私的所有の対象となっており、私的所有者の既得権を無視した制度設計が不可能であるのに対して、排他的経済水域や大陸棚では、既得利益は漁業等を除いては希薄であり、合理的制度設計の余地が十分にあると考えられる。

iii) 法執行（Law Enforcement）上の特異性

EEZ や大陸棚の管理制度を考える上で、無視できない重要な要素のひとつに、法執行の難しさがある。陸上であれば、とりわけわが国のような国土の狭小な国にあって

は、警察であれ、行政であれ、法執行機関の目がいたるところに張り巡らされており、違法行為の発見やその是正が相対的には容易にできる。

しかし、EEZ・大陸棚空間においては、このようなほう執行機関の監視には非常に大きなコストがかかり、事実の認定が容易にはできない。また、現場での違法状態の是正にも大きなコストがかかる。わが国においては都道府県知事が陸上の各種行政法規の執行機関となることが多い。しかし、問題となっている空間の記述の性質は、陸上の法律をそのまま適用することに対する非常に大きな阻害要因となる。

現行のわが国の「排他的経済水域および大陸棚に関する法律」は、両海域における天然資源の探査、開発、保存及び管理、人工島、施設及び構築物の設置、建設、運用及び利用、海洋環境の保護及び保全並びに海洋の科学的調査については、国内法を適用することとしている（第3条）。

しかし、沿岸域の海域において都道府県の境界線が明快に合意されている例がごくわずかに過ぎないことを考え、沖合いの遠くに行けば行くほど出発点における境界線の角度のごくわずかの差が、非常に大きな面積の差になることを考えると、ある海域がどの都道府県知事の管轄に属するかの画定自体が非常に難しくなることは容易に想像しうる。のみならず、執行のコストの大きさから見ても、またその管理の持つ地域性を越えた国家全体に対する影響の大きさを考えても、EEZ・大陸棚の管理制度における法執行体制を現行法どおりとすることには大きな非合理が生ずるといってよい。

アメリカ合衆国等、諸外国で沿岸自治体の権限の及ぶ範囲を沿岸から一定の距離内にとどめ、それ以遠については直接国の管理対象とする例があるのは、法執行のこのような問題を考えると大きな合理性を持つものと評価しうる。わが国においても今後EEZ・大陸棚の管理が現実の問題となることを考えると、個別の法制度毎に、現行法の執行体制の不十分性を検証し、これらの海域の特性に応じた執行が可能な法制度の整備を検討する必要がある。

2) 総合的管理理念の各論展開の方向性の検討

最後に、総合的管理に関する理念を具体化する際に考慮すべき要素二つを指摘しておく。

一つは国連海洋法条約上の義務の履行に関する問題である。すでに1.1.1.②で国が海洋法条約上負う義務についてはその概要を見た。環境、漁業資源の保護のために果たすべき国際的な義務の履行をEEZ・大陸棚の総合的管理法制の基礎となる理念として取り込む必要があることは改めて指摘するまでもない。

第二の要素は、すでに我が国の法制として成立している、海洋基本法、基本計画、個別管理法と既存個別法体系の調整の問題である。

海洋基本法と基本計画がEEZ・大陸棚の総合的管理法制の上位規範となることは当然であり、この海域の総合的管理法制の理念は、その理念を踏まえて、それをこの海域の特性に合わせて具体化するものでなければならない。国土形成計画法はさらにその上位規範として位置づけられものであり、これとの整合性の確保も当然に必要となるが、これについては特に問題は生じないであろう。

しかし、海洋基本法以外に独立して成立している各種基本法の理念と EEZ・大陸棚の総合的管理法との理念のすり合わせは難しい問題含む可能性がある。水産基本法、環境基本法、エネルギー政策基本法等に示された理念と、この海域の特性、個別政策を超えたまさにそれらを統合するこの海域の環境の保全と開発のバランスの理念を、慎重に検討して、新たな理念として取りまとめる作業が必要となろう。

c. 開発・利用法制度からみた検討

上智大学法科大学院教授 北村喜宣

① EEZ・大陸棚に関する管理法制の基本的考え方と海洋基本法

1) 海洋基本法と持続可能性

EEZ・大陸棚に関する管理法制を考える視点は多くある。本格的検討は次年度以降に行うとして、本節においては、海洋基本法を踏まえ、開発利用という観点からいくつかの指摘を試みたい¹。

2007年に制定された海洋基本法は、「海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現」(1条)することの重要性を認識している。この認識は、本則に規定される6つの基本理念のひとつとして再説されている。すなわち、「海洋については、海洋の開発及び利用が我が国の経済社会の存立の基盤であるとともに、海洋の生物の多様性が確保されることその他の良好な海洋環境が保全されることが人類の存続の基盤であり、かつ、豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることにかんがみ、将来にわたり海洋の恵沢を享受できるよう、海洋環境の保全を図りつつ海洋の持続的な開発及び利用を可能とすることを旨として、その積極的な開発及び利用が行われなければならない。」(2条)のである。「海洋の開発」とは、海洋資源の掘削等を行うことを指す概念とされ、「海洋の利用」とは、海洋を役に立つように使うことを指す概念と解する見解もある²。この理解は、開発・利用を狭く解しているようにもみえるが、国内法制を考えるにあたっては、より広いコンテキストのなかで捉える方が適切である。

具体的な開発と利用は事業者が行うことがあるとしても、その枠組みを整備する責務は、EEZ・大陸棚に関する主権を行使する国家にある。開発と利用とは、即物的意味にとどまるものではなく、持続可能性を所与の前提として、それを実現しうる仕組みの実現が求められているといえる。ただ、注意を要するのは、漁業資源のように再生が可能な海洋資源とは異なり、海底に埋蔵されている石油、可燃性天然ガス、マンガン鉱、コバルト鉱等の鉱物資源は開発をすればそれで消滅する点である。そうであるがゆえに「賢明な開発と利用」が求められる。このような特性を持つ鉱物資源に関して「持続性」をどのように認識するかは、管理法制を制度設計する際に重要な論点となる。また、領海、EEZ、大陸棚によって「持続性」の概念に違いを見いだすべきかどうかとも整理すべき点である。なお、資源に対する主権的権利があるとしても、その濫用的行使は海洋基本法が当然に否定していると解される。

¹ 海底資源について法学的に論じた数少ない文献のひとつとして、交告尚史「海底資源問題に対する国内法の対応」ジュリスト1365号(2008年)85頁以下参照。

² 石引康裕「海洋政策の総合的な推進：総合海洋政策本部を内閣に設置し、海洋の開発・利用・保全等を一体的に推進する」時の法令1800号(2007年)18頁以下・20頁参照。

2) 科学的知見の充実

賢明な開発と利用のためには、的確な調査が不可欠である。海洋基本法 4 条は「海洋の開発及び利用、海洋環境の保全等が適切に行われるためには海洋に関する科学的知見が不可欠である一方で、海洋については科学的に解明されていない分野が多いことにかんがみ、海洋に関する科学的知見の充実が図られなければならない。」と規定する。22 条、23 条も調査を通じた科学的知見の充実を規定しており、本法の目的実現のためにそれなりの資金を確保すべきことが国の責務となっている。ただ、海洋環境保全については、「科学的知見を踏まえつつ、海洋環境に対する悪影響を未然に防止する観点から、これを実施する」(18 条 2 項) とされている。

環境法においては、因果関係についての科学的知見が十分でないことは不可逆的影響が発生すると考えられる場合には、何の対応もしないという理由にはならないという意味で、予防的アプローチが語られる³。海洋基本法の上記規定は、十分な科学的知見を求める未然防止的アプローチのみならず、場合によっては予防的アプローチにもとづいた措置を講ずることも含意している。ただ、上記規定は、海洋環境保全についてのものであるが、無秩序な開発と利用が海洋環境に対して悪影響を与えることを考えると、それに対しても適用されるものと解される。

3) 総合的管理

海洋の総合的管理(6 条)は、開発と環境の調査という目的からは必須の作業である。開発法制の観点からみれば、開発関係法令に海洋保全という観点からの配慮義務を規定するのか、環境影響評価法のように横断的措置を講ずるのか、など制度設計上の課題がある。

総合的管理については、海洋基本計画のなかでその方針が規定される。同計画はほかの基本的計画とも関係するし、その下に個別計画が策定されることもあるだろう。その際に重要なのは、「何に何をあわせるか」である。具体的行為の海洋基本計画適合性をいかにして確保するのかも、開発法制の制度設計においては重要な論点である。具体的な調整ルールがなければ仕組みは機能しないだろう。適合性についての説明責任を事業者に課するような透明性の高い手続が必要になる。海洋基本法の側からみれば、個別法の実施にあたって海洋基本計画に配慮することを法的に求めたいところである。

4) 作用法としての EEZ・大陸棚法

現行の EEZ・大陸棚法は、いわば制度法・組織法である。「対外的関係のなかでとりあえず陣地を固めた」ものであり、具体的な行為規制などの作用法的要素はない。「管理法制」とはこうした作用法的側面も有するものであるが、そうであるとすれば、いかにしてその機能を規定するかが課題になる。国土形成計画法は、EEZ・大陸棚を含む海域も計画対象としている。「国土」を総合的に把握するには、同法の枠組みに EEZ・大陸棚を含めるのが整理の観点からは妥当であろう。そして、それを踏まえつつも、EEZ・大陸棚については、同空間の特殊性を踏まえ、より具体的な内容を持つ法律を制定することが必要なのではないか。

³ 大塚直『環境法〔第 2 版〕』(有斐閣、2006 年) 49 頁以下参照。

同法 3 条は、EEZ・大陸棚に対して「我が国の法令…を適用する。」と規定し、事項として、「天然資源の探査、開発、保全及び管理、人工島、施設及び構築物の設置、建設、運用及び利用」(1 項 1 号)、「大陸棚の掘削」(1 項 2 号)をあげている。これは、沿岸国の権利をいわば確認的に規定したものであるが、適用される法令の具体的内容についてはふれるところはない。どのような法令ならば EEZ・大陸棚に適用するに相応しいのかが、大きな検討課題である。そのための作業としては、既存の開発・利用関係法制が「海域」としてどのような場所を適用対象と想定して制度を整備しているかを確認する必要がある。

② EEZ・大陸棚における「開発・利用」の特殊性

1) 開発主体と「開発・利用の自由」

作用法的に規定する場合、開発主体をどのように考えるか、そして、当該主体には開発の「権利」があるか考えるかが問題になる。一般に、「海の自由使用」という表現があるが、それを踏まえると、法的には「開発・利用の自由」が存在しているのだろうか。そうであるとすれば、行為は許可制なり届出制によりコントロールされることになる。そうした制度は、EEZ や大陸棚にまで適用可能なのだろうか。領海でも沿岸域とそれ以遠を同列に論じてよいのだろうか。

あるいは、少なくとも EEZ や大陸棚における開発は、本来私人に認められていない行為なのだろうか。そうであるとすれば、それを認める行為は行政法学でいう「特許」に近いものとなり⁴、認めるかどうかにあたって行政の裁量が大きくなる。本来的には自由な行為であっても、法政策的にそれを国家の事務とすることも可能である。一般廃棄物の処理を市町村の事務とする「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」にみる通りである⁵。同一海域を開発するための申請が複数された場合に先願主義をとるのかどうかなど、処分の法的性質をどう評価するかによって、様々な影響がある⁶。

一定の手続を経て行為が認められるとした場合、その事務は、国の事務か都道府県の事務かが問題になる。国内法において、あらゆる事務の配分は、地方自治法 1 条の 2 に規定される役割分担基準を踏まえて決定されることになるが、EEZ や大陸棚という海域を考えると、都道府県の事務(法定受託事務、法定自治事務)と考える余地があるかどうか、そう解したとしても事務処理が現実に可能かどうか、国の関与はどのようにあるべきか、さらに検討が必要である。国家的観点から自治体の関与を排除する必要があるとすれば、国の専権事務にしたうえで、課税権や条例制定権を否定する条文を慣例法律に明記することも考えられる。抽象的にいうならば、EEZ・大陸棚法にいう「我が国の法令」には、自治体の条例も含まれる。EEZ・大陸棚の適正管理が国家的責任とされている現在、それをするための事務の最終的責任は、補完性原理に照らしても国にある。

⁴ 小早川光郎『行政法上』(弘文堂、1999 年) 199 頁以下参照。

⁵ ガス田固定式プラットフォームは鉱業法 106 条にもとづく経済産業局長許可なのかなど、EEZ・大陸棚に現在設置されている固定式構造物をめぐる法関係を整理する必要がある。

⁶ 鉱業法は先願主義である(27 条)。

2) 鉱業法の適用と新法の可能性

例として鉱業法を考えてみよう⁷。鉱業法の地理的適用範囲が海洋のどの部分まで及ぶのかについては、明示的な規定がない。海底に埋蔵される資源も、それが「鉱物」であるかぎり、当然に同法の適用対象になるようにもみえる。領海であるならば、日本国の土地なのであり、海底であっても陸域と同様の議論をすることは基本的に可能であろう。

しかし、「厳密に言えば沿岸国の領域の一部ではない」⁸ためそこに土地所有権という権原がなく、沿岸国に資源などの探査・開発に関する主権的権利が認められるにすぎないEEZ・大陸棚の場合にもそうかについては、別の議論が必要であるように思われる。直感的には、EEZ・大陸棚という「土地」の法的性質、そこにある海底資源の「公益性」「公共性」、さらには、鉱物資源の開発を認める場合の行政処分の法的性格について、鉱業法とは異なった角度からの整理が必要であるように感じられる⁹。海洋基本法が規定する持続可能性という概念は、1950年制定の鉱業法には含まれていないのは確実である。同法は、EEZ・大陸棚における鉱物資源の開発をコントロールする受け皿としては不適切である。同法の特別措置法を制定するという整理もありえるかもしれないが、鉱業法の枠組み自体の適切性やその枠組みを維持した場合の国益実現度などいくつかの視点で検討する必要がある¹⁰。EEZ・大陸棚の法的性質を踏まえ、資源開発に関する基本的考え方を規定する法律を制定し、そのなかに鉱業法とは別の体系の仕組みを整備することが妥当ではないかと考えるが、なお検討を要する課題である。

鉱物資源開発に関しては、深海底鉱業暫定措置法の規律がある。これは、公海に関するものであるが、領海とは異なった発想で精度設計されているはずであり、EEZ・大陸棚の開発にあたって参考にされるべき法律である。

3) 環境・自然影響の不確実性

国連海洋法条約にもとづき、日本は、EEZ・大陸棚について沿岸国として適正に管理する責務があることに鑑みれば、開発・利用にあたって、環境・生態系に与える影響を十分に考慮しなければならないことはいうまでもない。ところが、この点に関する科学的知見はきわめて不十分にしかない¹¹。また、開発・利用にあたって、気候などの自然要素（台風、津波など）が具体的行為にどのような影響を与えるのかについても、十分な知見はない。海洋に設置されている固定構造物については、「海洋構造物等に係る安全水域等の設置に関する法律」があるものの、立地の適切性、安全性、環境影響などについて規制や誘導

⁷ 国際法の観点からの検討として、中谷和弘「海底鉱物資源の探査・開発と国際法：海底熱水鉱床を中心として」ジュリスト1365号（2008年）65頁以下参照。

⁸ 寺島紘士「海洋基本法の制定の背景、経緯、論点」ジュリスト1365号（2008年）6頁以下・7頁参照。

⁹ 環境保全という観点も含めて、交告・前註（1）論文87頁は、新法の必要性を示唆する。

¹⁰ 領海内の有人島を念頭に置いて制定された離島振興法は、国連海洋法条約の発効を踏まえて、2002年改正において、「排他的経済水域等の保全」を目的に含む改正がされている。国土交通省総合政策局『海洋管理のための離島の保全・管理・利活用のあり方に関する検討委員会報告書』（2008年）は、EEZにおける有人島・無人島について、同法の枠組みのなかで整理できるという立場のようである。なお、同報告書は、鉱物資源利用は検討の射程に含めていない。

¹¹ 奥脇直也「海洋基本法制定の意義と課題」ジュリスト1365号（2008年）11頁以下・13頁参照。

を行う法制度はなく、設置行為はいわば「事実先行」としてされているように見える。「管理」という場合、それなりの先見性なり計画性が随伴するように思われるが、どのように考えるべきだろうか。

何かの問題が発生してから対応する「事後対応的アプローチ」は、規制の歴史においては初期にみられるものであり、それは「未然防止的アプローチ」なり「予防的アプローチ」なりに進化すべきものとされている。所有権が観念されないため、EEZ・大陸棚においては、外部性の調整を政府がより積極的にする必要がある。これに対する法的アプローチをどのような考え方のもとで進めるかについては、ほとんど議論がないように思われる。モデル的にいうならば、「開発の自由」を重視すれば事後対応的アプローチに近くなる。具体的な制度設計の前に、対応のスタンスについても議論する必要がある。

4) 開発・利用を管理する視点

国内法を制定する際には、いわゆる所管官庁があり、その観点からの整理となるのが通例である。具体的には、手続、考慮事項、許可基準などにその観点が積極的・消極的に反映されることになる。EEZ・大陸棚の開発・利用の場合はどうなのだろうか。海洋基本法および海洋基本計画に規定されている事項が基本になると考えられるが、なお抽象性が高い。開発・利用が競合した場合の調整方針などは、それぞれの行為をめぐる利害に照らすと策定が困難にも思われるが、基本法という枠組みは設定されているのであり、その具体化が求められることになる。

意思決定論としては、一元化するという方法と多元化してチェック・アンド・バランスを働かせるという方法がある。ワンストップ制度は、利用者の立場からみればたしかに便利であるが、決定が十分に適切にできることが担保されている必要がある。

5) 開発・利用の内容

本節では、未だ本格的な検討をしていないが、「開発」については、その対象として、①生物資源、②非生物資源、③再生可能エネルギーがある。「利用」については、①通航管理、②無人遠隔島、③構造物がある。

d. 環境管理法制からの検討

横浜国立大学大学院 環境情報研究院環境情報学府 准教授
及川敬貴

国連海洋法条約は、加盟国に対し、EEZ・大陸棚に対する主権的権利と管轄権を認める一方、一定レベルの環境管理を義務付けた（条約第12部）¹。わが国は同条約の批准に必要な法制度の一つとして、1996年に排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（以下、EEZ・大陸棚法という。）を制定し、EEZ・大陸棚へのわが国環境法の適用を認めた（3条）。しかしながら同法には、数ある環境法がいかなる理念のもとに、どのように適用されるかについて特段の定めをおいていない。そこで、現行の環境法に定められた理念及び仕組みが、EEZ・大陸棚における環境の保護・保全のためにいかに適用されている（及びされうる）のかを調査する必要がある。かかる作業は、多様な観点から、かつ、広狭さまざまなスコープで行いうるが、以下では、いわゆる生物多様性（Biodiversity）の宝庫としてのEEZ・大陸棚をいかに管理するかという問題意識の下に、理念（予防的アプローチ）、手続（環境影響評価）、手法（海洋保護区域）の順に若干の考察を施す。

① 生物多様性の宝庫としてのEEZ・大陸棚

世界的にはもちろん、わが国の環境管理法制においても、生物多様性の確保が基本理念の一つとなりつつある²。生物多様性とは、①遺伝子の多様性、②種の多様性、③生物群集や生態系の多様性を意味し、その保全とは、①②③をいずれも保全することである。生物多様性保全の理由としては、それ自体に価値があることはもちろん、それが人間社会に多くの利益をもたらすこと（例：生態系サービス）等が指摘されている。

わが国の生物多様性国家戦略では、いまだ生物多様性の価値の金銭評価に踏み込んでいないものの、海外の国家戦略の記述からは、海の生物多様性の金銭的価値は陸のそれをはるかに上回ることがうかがわれる。たとえば、ニュージーランドの国家戦略は次のように述べる。

¹ 同条約では、海洋環境の保護・保全の義務を加盟国の一般的な義務として定め（192条）、そのうえで、EEZ・大陸棚における天然資源の開発についても同様の義務を設定し（193条・208条など）、さらに、あらゆる発生源から海洋環境の汚染を防止する対応をとること（194条）等を求めている。

² わが国は地球サミット（1992年）で署名のために開放された生物多様性条約を翌年（1993年）に批准し、同年に制定をみた環境基本法で、“生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立って”（3条）いるという認識の上に、環境保全の基本指針として、“生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保”（14条2号）を掲げた。1995年には同条約6条にもとづく生物多様性国家戦略を策定し、それ以降、多くの国内法令に環境・生物多様性関連の規定が加えられ、資源の利用・開発を促進してきた諸法が「環境法化」する（例：海岸法1999年改正）一方、かつての自然保護法は生物多様性管理法へと変貌しつつある（例：自然公園法2009年改正）。さらに、国家戦略は第二次（2002年）、第三次（2007年）と改訂され、2008年には生物多様性基本法が制定をみた。2010年3月16日には、初の法定戦略として「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定された。

“1997年に経済学者により行われた研究結果によれば、ニュージーランドの「固有の生物多様性」がもたらす年間価値は、同国の国内総生産の2倍以上に相当する可能性がある。すなわち、1994年における陸の生物多様性・・・の年間価値は460億NZドルであ[る]。・・・中略・・・。また、同じ年における海の生態系サービス (Marine ecosystem services)は、1840億NZドルと見積もられ、そのうち3億1500万NZドルが漁業を通じて得られたものと考えられている。合計2300億ドルが「固有の生物多様性」からもたらされる年間価値であるが、同じ1994年における国内総生産は840億NZであった。”³ ([]内及び下線は筆者による)

世界第6位の広さのEEZ・大陸棚を有するわが国の場合、当該海域における生物多様性の価値は金銭的にも非常に大きなものとなるだろう。EEZ・大陸棚管理法制のあり方を考えるにあたって、生物多様性の確保の要請が重要となる所以である。

② 予防的アプローチ

生物多様性条約では、生物資源に各国の主権が及ぶとされたこと(3条)に注目が集まってきたが、いわゆる予防原則・予防的アプローチ(以下、予防的アプローチという。)を明示的に採用したことも一つの特徴である(前文)。予防的アプローチとは、環境上の重大な脅威が存在する場合において、科学的な確実性が十分でないことをもって、当該影響を回避・緩和する措置の採用を延期する理由としてはならない、というものである。一方、環境上の重大な脅威の発生が科学的に確実な場合にそれを回避・緩和するための措置を採用するものとする、というのが未然防止的アプローチである。生物多様性条約における予防的アプローチの採用は、各国の国内法にも影響を及ぼしており、わが国の生物多様性基本法3条3項にも、次のような規定がおかれている。

“生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない”

これに対して、海洋基本法18条は、“海洋の生物の多様性の確保・・・を図るために必要な措置を講ずる”とする(第1項)が、それに続けて、“前項の措置は・・・海洋環境に対する悪影響を未然に防止する観点から、これを実施する・・・”と定めている(第2項)。

³ アジア・太平洋諸国の生物多様性国家戦略及び地域戦略については、生物多様性アジア戦略のウェブサイトを参照(<http://biodiversityasia.net/>)。

そして同法にもとづいて 2008 年に策定された海洋基本計画では、“・・・国連海洋法条約等において海洋環境の保全等を図ることが義務付けられている一方で、生態系を始めとする海洋環境については未解明な部分が多いことに加え、海洋環境が一度損なわれてしまうとその再生・回復が困難となることから、悪影響を未然に防止する観点から、必要に応じて予防的な対策を講じるとともに、生態系、海洋汚染物質等の海洋環境に関する科学的知見の充実を図ることが必要である。また、海洋環境の状況を的確に把握し、その結果に応じて海洋の管理や利用方法の柔軟な見直しを行っていくことが要である。”との定めがおかれた。これらの規定に関しては、不確実性や不可逆性への認識、順応的管理の必要性といった点について生物多様性基本法と共通点が見られるものの、海域管理における予防的アプローチの適用は「未然防止的アプローチ」の観点から必要な場合に限るとしているようにも読める。

EEZ・大陸棚の自然環境については多くのことが未知である一方で、それが魚類等の伝統的な水産資源にとどまらない、各種の遺伝資源等を含んだ生物多様性の宝庫であることはほぼ確実である（その金銭的価値が膨大なものとなりうることについては上述のとおり）。そうであれば、海洋由来資源大国であるわが国の公共政策の基本原則は、科学的な不確実性の存在を前提としながらも、EEZ・大陸棚の生物多様性を可能な限り適切に確保する、というものになるはずである。海洋基本法や海洋基本計画は、生物多様性の確保に関して、「未然防止的アプローチの観点から、必要な範囲でのみ、予防的アプローチを適用する」というスタンスを採用しているようにも見えるが、予防的アプローチの趣旨を反映する形での管理を否定するように解釈されるべきではない。むしろ、EEZ・大陸棚が、(1) 遺伝資源等の含んだ広い意味での生物多様性資源の宝庫としてわが国を新たな資源国家として位置づける基礎となりうること、ならびに、(2) 私人の所有権が環境管理上の大きな制約要因となる陸域と比べて、国が第一義的かつ積極的な管理権限を設定・行使しうる空間であることに鑑みれば、同海域は、予防的アプローチを適用しやすい管理対象空間として、制度設計上も認識されるべきであろう。

③ 環境影響評価

海洋基本計画の第 2 部「3. 排他的経済水域等の開発等の推進」をうけて、今後わが国では、EEZ・大陸棚の利用、開発等を円滑かつ計画的に推進するための措置が講じられていくことが明らかになった。これにより、当該海域への開発圧力の増大が見込まれる。そこで、開発等に付随する環境影響を事前に評価・把握し、重大な環境上の悪影響が予想される場合には、代替案や当該悪影響を緩和する措置の採用等を促すという、いわゆる環境アセスメントの仕組みが必要となる。

EEZ・大陸棚法が制定された翌年、わが国では環境影響評価法が成立し、1999 年に全面施行された。EEZ・大陸棚における利用、開発行為を環境影響評価法の適用対象とすることに理論上の障害は見当たらないし、事前の影響評価という仕組みが予防原則の手続的な適用の一環であると解すれば、同法の適用はむしろ積極的に進められるべきであるように見える。しかしながら、實際上、当該海域での開発行為等が同法の適用対象となる場面はきわめて限られている。大別して二つの理由がある。

一つは、アセスメント対象事業について法が採用している制限列举方式である。環境に重大な悪影響を及ぼす行為は、当該行為の規模の大小とは関係なく存在するはずであるが、わが国の法律上、アセスメントの対象となる開発行為等は大規模なもの（第1種事業）に限られている。ゆえに、そもそも法令上のアセスメントの対象になるものが少ない。規模の小さな事業に対しては地方自治体の条例の対象となる場合はあるが、EEZにおける開発等が条例の適用となる可能性は少ない。

もう一つは、環境影響評価法そのものの適用除外である。EEZにおける開発等で重大な環境影響が予想されるものの一つに天然資源の海底掘削があるが、この行為に付随する環境影響の評価・管理には鉱山保安法が適用されることとなっており、環境影響評価法の適用はない。

一つ目の点については、環境影響評価法固有の問題として議論が重ねられてきたが、最近公表された報告書（「今後の環境影響評価制度の在り方について（案）」（環境影響評価制度専門委員会報告案）（2010年1月））では、アセスメント対象事業に係る制限列举方式を堅持する方向が打ち出されている。同報告書は、本年予定されている法改正の基調を構成することから、かかる制限列举方式は改正法へも受け継がれることになるだろう。二つ目の点については、EEZにおける開発等に関する個別法（例：鉱山保安法）の規定を洗い出し、必要とされる環境配慮の確保に適した規定ぶりとなっているかどうかを検討する作業が必要となる。

他方、近時の科学技術の発展を背景として、EEZ・大陸棚においては、今後、伝統的な資源開発・利用行為だけではなく、二酸化炭素の深海貯留、海洋牧場、それに生態系維持回復事業（例：外来生物の駆除作業）などの新たな事業が展開される見込みが高い。これらの新事業についても、海洋生態系・生物多様性の特性を考慮に入れながら、適切な環境配慮を確保する仕組みを構想することが求められる。たとえば、アメリカの連邦議会では、2009年12月16日、「EEZにおける持続可能な沖合養殖のための規制システム及び調査に関する法案」（H.R. 4363）が上程された。この法案では、沖合養殖事業に関する環境影響評価（4条）や、当該事業に起因する天然資源への損害が発生する場合の損害評価（12条）の規定をおくとともに、各種規制権限行使に当って予防原則の適用を可能とならしめるための科学調査を進めること等が定められている。

④ 汚染物質の排出・投入規制と海洋保護区域（MPA）

環境保全の観点から EEZ・大陸棚での利用、開発行為を管理するには、海洋汚染の原因物質を排出・投入する行為そのものを規制するやり方と一定の海域を保護区として指定し、当該区域内で特定行為を規制する、いわゆるゾーニングがある。海洋環境保全のためのゾーニングとして知られるのが、海洋保護区域（MPA）である。

④-1 汚染物質の排出・投入規制

EEZ・大陸棚において、船舶、海洋施設及び航空機から油、有害液体物質等及び廃棄物を排出・投入する行為は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規制を受ける。これによって、船舶から海洋へ廃棄物を投入する行為は一般的に禁止される（10条1項）が、環境

大臣の許可を受けた場合には、当該禁止は解除される（10条の6第1項）。

許可の対象となるのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律にもとづいて指定された海域（排出海域という。）への一定の廃棄物や水底土砂を投入処分する行為である（10条2項5号）。この排出海域は、領海の外に広がる EEZ である。許可申請に際しては、“当該廃棄物の海洋投入処分をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類”が添付されなければならない（10条の6第3項）。これは、個別法にもとづく環境アセスメントの一種である。

④-2 海洋保護区域（MPA）

海洋保護区域（MPA）については、そもそも公海部分（EEZ・大陸棚）にそうした区域を設定できるのかどうかという問題があるが、世界各国でその設定が進んでおり、2007年にはアメリカの前政権（ブッシュ政権）がハワイ沖に世界最大となる保護区域を指定した。わが国でも、海洋基本計画において、“生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省の連携の下、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進する”との記述が見られる。

わが国の現行法上、MPAなるものを明示的に定めたものは見当たらない。それに相当する指定区域の根拠となりそうなものとして、自然公園法（国立公園内の海域公園地区）、自然環境保全法（自然環境保全地域内の海域特別地区）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護区）、水産資源保護法（保護水面）等があるが、いずれの法律にもとづく指定区域も、海域を対象とする場合は、領海内の沿岸部を中心とするものであり、EEZ・大陸棚を対象とするものは少ない。

こうした中で、昨年（2009年）、自然公園法と自然環境法については、MPAとも関連する可能性のある改正がなされた。

自然公園法には、1970年以來、海中公園地区の制度が導入されているが、これは国立公園または国定公園について、当該公園の「海中の景観」を維持するために、その区域の「海面内」に指定されるものである。指定状況は、2004年3月当時、64地区、2766ha（小数点以下は省略）であったものが、2009年までに69地区、3744haとなっている。2009年改正により、海中公園地区に代わって、海域公園地区が設けられることとなった（22条）。条文上は、上の「海中の景観」が「海域の景観」へ、「海面内」が「海域内」へ変更されたのみであるが、この制度が設けられた趣旨については、海中だけを対象とした海中公園地区を、海上を含む制度に見直し、海中と海上が一体的に豊かな生物多様性を育む、干潟、岩礁域等の保全を推進する、との説明が見られる（環境省ホームページ）。なお、自然公園法の改正と併せて、自然環境保全法にもとづく海中特別地区も海中の自然環境に加え、海上の自然環境を保全するための海域特別区に改められた（27条）。改正趣旨は自然公園法についてと同様である。

これらの新たな区域指定制度の主なねらいは、藻場、サンゴ礁、干潟などの浅海域の保全にあるといわれている。しかしながら、海鳥の生息地となる岩礁などが保全の対象となるのであれば、浅海域を越えた海域もまた、これらの制度の適用対象となる可能性もないとはいえない。

e. 諸外国の EEZ・大陸棚管理法制の検討

海洋政策研究財団 研究員 太田義孝

① イギリスにおける海洋及び沿岸アクセス法の制定と海洋管理機関の概要

1) 海洋および沿岸アクセス法の制定

労働党政権の下、2002 年より法案の策定が試みられてきたイギリスの海洋管理のための法制度は、Marine and Coastal Access Act (海洋及び沿岸アクセス法)として昨年(2009 年)11 月 12 日に制定された。この制定に先立ち、イギリス政府は 2007 年に海洋及び沿岸アクセス法の原案についての白書を発表しており、また、この白書にもとづいて、利害関係者への説明文章の配布や地域的な集会の開催を含めた啓発活動とパブリックコメントの実施により、国民の理解と法案の綿密な策定に努めていた。その後、2008 年 12 月に、利害関係者からの意見を反映した審議法案が、イギリス国会上院に提出され、一年をかけて上院、下院によりその内容が検討された。最終的な法律制定は、王室の裁可を持って行われた。

総合的な海洋管理の観点から、この法律の制定に関し注目されるべき点は、新たに設立される海洋管理機関(Marine Management Organisation・MMO)の機能、役割と言える。

本報告においては、海洋および沿岸アクセス法の概要と海洋管理機関の内容について説明する。また、同法律でも取り扱われており、新たな海域管理の手段として国際的関心が高まっている海洋空間計画についても概略を述べる。

2) 海洋及び沿岸アクセス法の概略

海洋及び沿岸アクセス法は、すでに競合する海域利用の調整と今後の新たな海域、および海洋資源利用の実施を戦略的また包括的に行う事を目的として制定された。単一の法制は、海洋における活動を管理する為これまで重層化していた開発に関する手続きを環境アセスメント等の管理制度の質を下げることなく効率化する。さらに、同法制の利点として、今後気候変動等の環境変化によって生じる海洋の利用・管理への影響とその対策に、政府の柔軟な対応を促す事を可能にする。また、同法律では、沿岸域管理と直接関連する事項として、「沿岸へのアクセス」という項目を加え、散歩等による国民の沿岸地域環境への触れ合いを促す事を政策の重要な目的として提示している。

法案は、11 部に分けられており、各部において内容の軸となるものが扱われている。各部の内容については下記の通り。

(1) 海洋管理機関：海洋管理機関(Marine Management Organisation)の設置、機能の説明¹

¹ 海洋管理機関は、今回制定される海洋及び沿岸アクセス法に基づいて設立され、イギリス海洋管理において主導的な立場をとり、環境・食糧・農村地域省大臣を通して議会への報告任務を持つ。また、環境・食糧・農村地域省大臣は、海洋管理機関が持続可能な開発の達成に寄与する様、管

- (2) 排他的経済水域、英国海域とウェールズゾーン：領水、排他的経済水域、大陸棚を含む英国海域の管理
- (3) 海洋計画：戦略的、効率的な海洋管理を行うための英国海洋計画(Marine Planning)の作成
- (4) 海洋許認可：海洋における活動への許可を簡素化し、透明性のある一貫した海洋許認可(Marine Licensing)システムの説明²
- (5) 明確な目的を持った海洋保護地区 (Marine Conservation Zone) を含む柔軟な海洋保護政策の提示
- (6) 沿岸漁業及び海洋保護管理局 (Inshore Fisheries and Conservation Authorities (IFCAs)によるウェールズ、イングランド地方の沿岸域漁業管理の向上³
- (7) 遊魚、商業漁業、貝類漁業、移動淡水漁業に関する法規制の向上
- (8) 海洋活動許可証システムと海洋保護に関する市民レベルでの道徳的拘束力と国民による地元強制力の導入
- (9) Coastal Access (沿岸アクセス) :徒歩による沿岸へのアクセスの向上計画の導入⁴
- (10),(11) その他、ナチュラルイングランド (非省庁公共団体) や横断的問題への対策についての規定

3) 地域的な枠組みとの関連

海洋及び沿岸アクセス法はその制定にあたって、国連海洋法条約の締結国としての立場、また国際海事機関の加盟国としての立場を重視している。海洋生態系の保全についても、生物多様性条約の締結国であり持続可能な開発に関する世界首脳会議の参加国として、2010年までに現在の生物多様性の衰退を緩和し、また2012年までには海洋保護区のネットワークの設置、2015年までには水産資源の回復を目指す事を政策目標として掲げている。地域的には、オスロパリ条約の締結国として、イギリス周辺の北海における生態系の質の向上を目指すとともに、国際海洋探査委員会との協力をもって海洋管理を進めると述べている。欧州連合との関連においては、下記の地域協定が海洋及び沿岸アクセス法による海洋管理に影響を与えるため、特に欧州海洋戦略枠組み指令については、その指令が EU 統合的海洋政策の環境政策の主軸である事に言及した上で、指令に推奨される Good Environmental Status (適切な環境状態) を海域で隣接する他国との調整と海洋及び沿岸アクセス法 (特に、調整機能を果たす Marine Management Organisation (海洋管理機関)、Marine Licensing (海洋許認可)) によって実施していく。

² 海洋許認可は空間的な意味での海域利用についての許可ではないと理解される。これは、海洋及び沿岸アクセス法において space (空間) という表現は Marine Planning (海洋計画) に言及してのみ使われており、Marine Licensing (海洋許認可) についてはあくまでも漁業免許等の利用許可にのみ言及されている。

³ 海洋及び沿岸アクセス法においては、沿岸漁業は12海里以内での漁業を扱うが、実際の政策実施において管理を行う Inshore fisheries (沿岸漁業) は沿岸から6海里以内の海域における漁業を取り扱う。現存の Sea fisheries Committee では、6海里以内の海域 (内水を含む) の漁業活動の管理を行っているが、今後鮭、鱒や他の淡水魚の漁業についての管理は環境庁が行う。

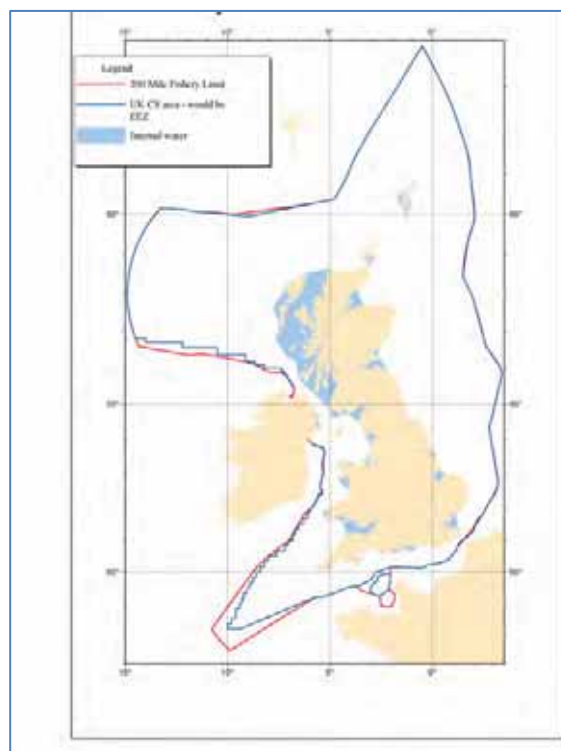
⁴ Coastal Access (沿岸アクセス) は、イギリスの沿岸線における一般国民のレジャー利用を広げるといった政策目的に関する用語であり、沿岸の自然 (崖や砂浜を含む) が広く人々にレジャーの為に利用される事を奨励、保障している。

海洋及び沿岸アクセス法に関連するEU法制の枠組み

産業	共通漁業政策 (Common Fisheries Policy) 再生利用指令 (EU Renewables Directive) 海運燃油に関する法律 (Legislation on marine shipping fuel)
海洋保護	野鳥指令 (Birds Directive) ハビタット指令 (Habitats Directive)
水質と投入	海水浴場水質指令 (Bathing Waters Directive) ハビタット指令 (Habitats Directive) 貝類生息水指令 (Shellfish Waters Directive) 都市排水処理指令 (Urban Waste Water Treatment Directive) 水政策枠組み指令 (Water Framework Directive)
環境評価	環境影響アセスメント指令 (Environment Impact Assessment Directive) 戦略的環境アセスメント指令 (Strategic Environmental Assessment Directive)

4) 管轄海域

海洋及び沿岸アクセス法において、イギリスの海洋域 (UK Marine Area) は海洋の排他的経済水域、または大陸棚境界のどちらか陸より遠い地点を境界線として画定するとされている。イギリスはこれまで、海岸基線より 200 海里までの周辺海域を漁業水域法 (1976 年) により定められた漁業水域 (British Fishery Limit) としていたが、今回の法整備によって新たにその周辺海域を排他的経済水域として宣言した。海洋及び沿岸アクセス法によって、管轄される海域は原則としてイングランドの領水 (0-12 海里)、イギリス (グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国) の排他的経済水域及び大陸棚を含む周辺海域であるが、



スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの領水 (0-12 海里) との管轄権限は管理機関や海域利用の種類によっては各分権政府に委譲 (Devolved) される。また、マン島およびチャンネル諸島については、イギリス王室領である為、これと協調し、政策を実施していくとされている (マン島政府については、取扱事項にもよるが北アイルランド分権政府と同様の扱いが見られる。(海洋保護区の設置に関してはマン島、チャンネル諸島はイギリス

と統合して行われる)⁵。

また、今回の排他的経済水域の画定により従来の管轄水域に改正が加えられた。改正が加えられた法は下記の表のとおり。

表 1 : 改正が加えられた法一覧

Continental Shelf Act 1964	セクション8:海底ケーブルと海中パイプラインに関して
Fishery Limits Act 1976	セクション1 : 漁業水域に関して
Merchant Shipping (Prevention of Pollution) (Law of the Sea Convention) Order 1996	アーティクル1 : 管轄海域に関して
Energy Act 2004	セクション8 4 : (再生利用エネルギーゾーンに関して)
Energy Act 2008	セクション1: (ガス輸入と貯蓄ゾーンに関して)

5) 海洋および沿岸アクセス法による法施行の分担

海洋および沿岸アクセス法の制定によって、イングランド周辺海域においては、漁業管理と海洋保護に関する取り締まり (0-6nm) は海洋管理機関、環境庁、沿岸漁業管理局の責務となる。沿岸漁業管理局は地域的な漁業管理対策における主務を担い、環境庁は淡水、移動性魚種の管理を受け持つ。海洋管理機関は、国家的な漁業対策を主導する。下記の表において、海軍は、取り締まり実施の権限を持つが、法令遵守についての責務は持たない。

各法の執行機関の分担は下記の表の通り。

表 2 : 各法の執行機関の分担

施行する法	管轄海域 (海里)	海洋及び沿岸 アクセス法制 定以降の主要 施行機関	施行権限及び 責務	施行実施権
EA fisheries legislation and byelaws (migratory and freshwater fish)	0 - 6	EA	IFCA / MMO/ RN	

⁵ 2010年2月4日には、スコットランド海域における海洋管理の為の Marine(Scotland) Bill(スコットランド海洋法案)が、当地方国会における最終審議を通過し、法律制定となった。スコットランドは、1) 領海 (海岸線より 12 海里内) における海洋保護、2) 領海に終えける←? 沿岸漁業、3) 12-200 海里内の漁業 (ヨーロッパ連合共通漁業法に基づく)、4) 再生利用可能エネルギーの開発、5) 沿岸管理政策、6) 廃棄、浚渫、7) 養殖、8) 海洋作業、9) 環境汚染、10) 科学調査の 10 事項に関しての海洋管理をイギリス政府より分権されている。領海外の海洋保護、ヨーロッパ連合海洋政策の施行 (海洋戦略など)、国際海洋政策の施行 (OSPAR など)、石油天然ガス開発、海事に関する海洋管理は、イギリス政府の管轄とされている。

IFCA Byelaws (sea fish)	0 – 6	IFCA	EA / MMO / RN	
UK sea fisheries legislation	0 – 6	IFCA / MMO	EA	RN
UK sea fisheries legislation	6 – 12	MMO	IFCA	RN
EU sea fisheries legislation	12 – 200	MMO		RN
Marine environment licensing	0 – 200	MMO		RN
MMO Byelaws (including MCZs and European marine sites) and the general offence of damaging an MCZ	0 – 6	IFCA	EA	RN / MMO
MMO Byelaws (including MCZs and European marine sites) and the general offence of damaging an MCZ	6 - 12	MMO	IFCA	RN
General offence of damaging an MCZ	12 – 200	MMO		RN
Wildlife and Countryside Act 1981, Conservation of Seals Act 1970	0 – 6	MMO	IFCA / EA	Police / RN
Wildlife and Countryside Act 1981, Conservation of Seals Act 1970	6 - 12	MMO	IFCA	Police / RN
Offences under Habitats Regs 1994	0 – 6	MMO	IFCA / EA	Police / RN
Offences under Habitats Regs 1994	6 - 12	MMO	IFCA	Police / RN
Offences under Habitats Regs 2007	12 – 200	MMO		RN
Legislation applying in international waters	Beyond 200	MMO		RN

EA: Environment Agency 環境庁

MMO: Marine Management Organisation 海洋管理機関

IFCA: Inshore Fisheries and Conservation Authorities 沿岸漁業および保護局

RN: Royal Navy 海軍

6) Marine Management Organisation (海洋管理機関)

i) 海洋管理機関の概要

海洋管理機関は、政府によって策定された海洋政策声明(Marine Policy Statement)に基づいた政策実施を効率的、戦略的に遂行する管理機関である。このような実施機関としての機能が当管理機関に委譲、統合される事により、これまで海域利用の調整、管理、支援に関わる各省庁(環境・食糧・農村地域省、交通省、エネルギー気候変動省、地域社会・地方政府省、防衛省、文化・メディア・スポーツ省)が政策の策定に集中して取り組む事が可能になる。

海洋管理機関は、今後行われる海洋計画(Marine Planning)の構築をもって海域の総合的な利用調整を図り、また、これまでの縦割り制度により多角的に管理されていた行政制度を一元化する「とりまとめ機関-one stop shop」として機能するとされている。この管理体制の変革により、漁業や他の資源開発等の海域利用についても、利用目的に応じて異なった許可制(Marine Licensing)が適用され、そして、その実施基盤として海洋政策声明(Marine Policy Statement)一閣内の海洋政策に関わる省庁と英国環境・食糧・農村地域省大臣により今後2カ年以内に発表される一およびそれに基づいた海洋計画(Marine Planning)が用いられる。故に、海洋管理機関は、これまで政府関係省庁の多部署において取り扱われてきた海の保全と管理を、縦割りに分担された複雑な管理構造を一体化した調整機関としての役割を担っている。その為、1) 効率的で持続可能な海洋の利用を目的とした海洋計画の作成、2) 海洋許認可の実施がその主要な活動とされている。他の主要な活動としては海洋保護、EU指令の実施、海洋科学調査、情報整備、地方分権政府との調整、監視と施行や海洋での活動(風力発電、波力・潮力発電、砂利採集)への許認可そして海洋汚染に関する緊急事態への対応などが挙げられる。

実質的に、海洋管理機関は旧海洋水産庁(Marine Fisheries Agency)の機能を継承し、今後漁業管理を行う主要機関となり(沿岸漁業についてはInshore Fisheries and Conservation Authorities)漁船への操業認可の発行、漁業努力量の管理、漁獲量の管理と漁業に関する活動は取り締まりを、EU共通漁業政策に即して行う。また、漁業管理における専門性を確立することで環境・食料・農村地域省に漁業政策に関する適切なサポートも行う。機関本部は、2010年4月までに、イギリス北部、ニューキャッスル近辺のタインサイド(Tyneside)に設立され、400人程度の従業員が主に旧海洋水産庁(Marine Fisheries Agency)より移行される。

ii) 海洋管理機関による海洋管理の統合化

海洋及び沿岸アクセス法の策定に先立って2007年にイギリス政府は、海洋法案白書(A Sea Change-Marine Bill White Paper)を発表した。当白書において海洋管理機関は、「海洋専門知識の中心となり、一貫性のあるアプローチを提供し、情報及びデータの調整を改善する事で、行政上の負担を軽減する」と紹介されており、その設

立目的が統合的な海洋管理にあると理解される。エリオットら(Elliot et al 2006)⁶は海洋管理機関の可能性について、現行の海洋管理（特に海洋環境管理に関する）における縦割り行政による非効率性と、その結果としての海洋政策における一貫性の欠如を指摘している。同調査から導き出された英国海洋行政の実情は下図に示されているが、海洋管理機関の担う役割としてあらわされている左の **ROLES** の項目（下記の表においては、オレンジ枠にて表示）に着目することで、現在の縦割りの管理組織の在り方と新たな機関のもつ管理機能の統合化が理解できる。

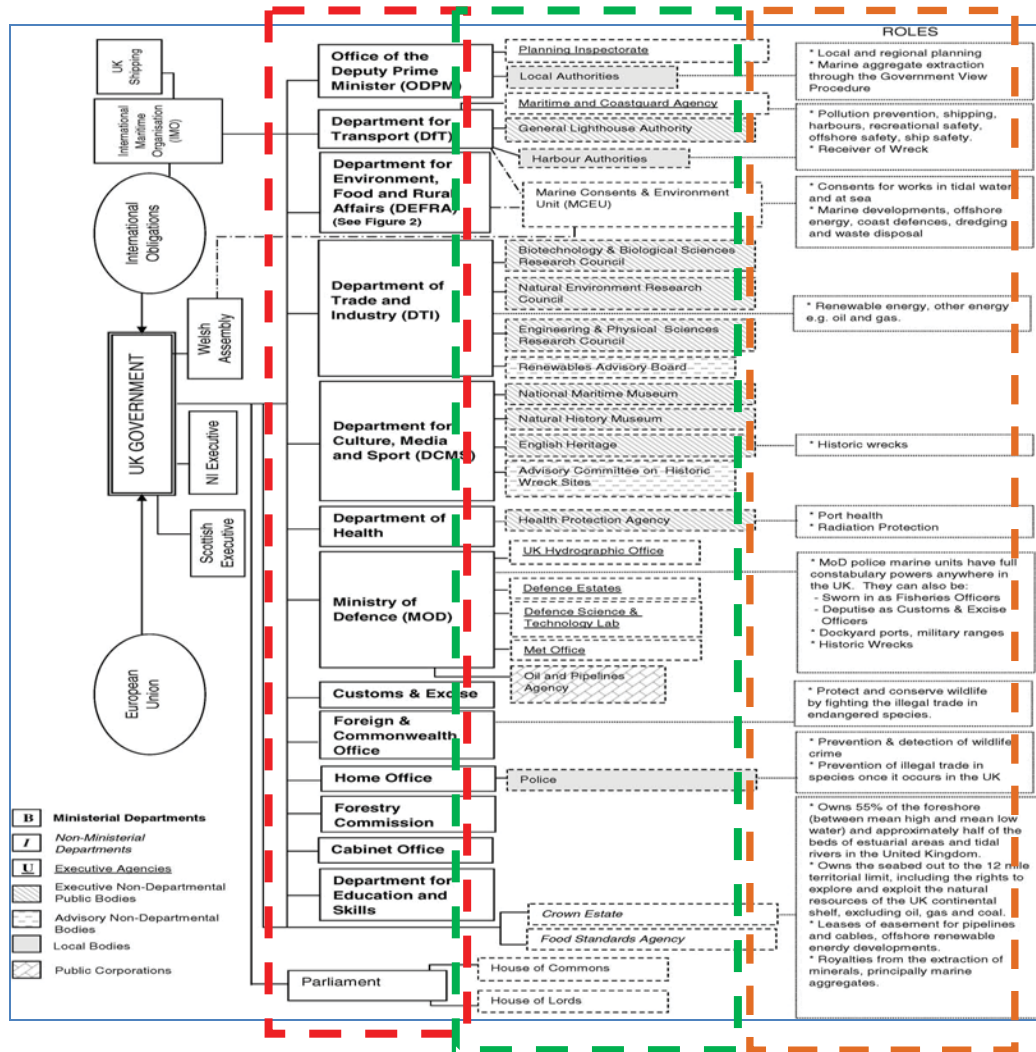
下記の図（ダイアグラム）は、2006年にイギリス・Hull大学のMichael Elliotらによって発表された論文—‘Integrated marine management and administration for an island state—the case for a new Marine Agency for the UK’より引用したものである⁷。

図1は、現状の省庁間における海洋管理の業務の分布が示されている。10以上もの省庁によって縦割りに行われている海洋管理の様子が赤い点線にて囲まれている部分である、そして緑の点線で囲まれているのが海洋管理に関わるすべての業務である。最右側の **ROLES** と題された柱（オレンジの点線にて囲まれている）に示されている項目が、今後 Marine Management Organisation(海洋管理機関)によって統合化される責務である。

⁶ Elliot et al. 2006. *Integrated marine management and administration for an island state—the case for a new Marine Agency for the UK*. Marine Pollution Bulletin Vol. 52.5

⁷ 上記参照

図1 海洋及び沿岸アクセス法制定以前の海洋管理に関する組織ダイアグラム（政府内）

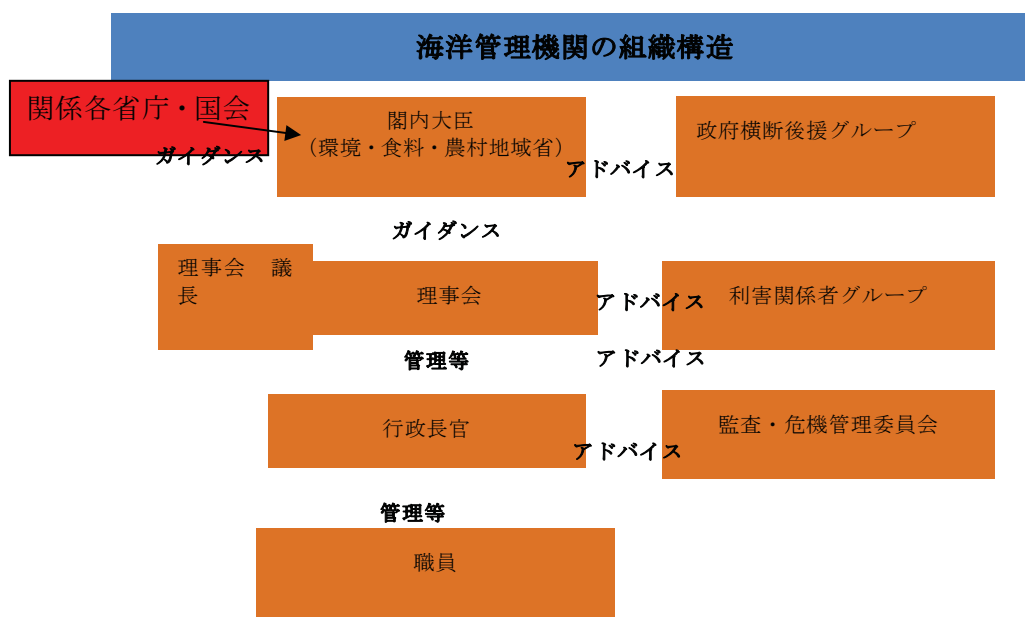


iii) 海洋管理機関の組織

Marine Management Organisation(海洋管理機関)は省庁から独立した非省庁公共団体⁸である。この公共団体は独自の法（この場合海洋、及び海岸アクセス法）によって行政、調整、通商的な機能を果たす事を確立されている部門横断型行政機関であるため、Marine Management Organisation(海洋管理機関)は独自の職員、予算を持ち、外部監査は国立監査局によって行われる。団体に関連する政府省庁は担当大臣（環境・食料・農村地域省）を通して、海洋管理機関が持続可能な開発の達成に寄与する様、管理局に対し指針（guideline）を出す。そして担当大臣はこの指針を出す準備におい

⁸ 非省公共団体は、中央政府の業務において一定の役割を果たす団体であるが、政府や大臣から独立して業務を行う物であると規定されている。このような、行政機関の設置は多数行われており、環境・食品・地方問題担当省（Department for Environment, Food & Rural Affairs: DEFRA）についてみると、約40の非省公共団体が多様な業務を行っている。DEFRAに関連する非省公共団体の主な種類としては、行政的非省公共団体（Executive NDPBs）、助言非省公共団体（Advisory NDPBs）、課徴団体（Levy bodies）の三つがあるが海洋管理機関は行政的非省公共団体（Executive NDPBs）である。これらの団体は中央省庁の管理のもとにはあるものの、ある程度の独立性を有しつつ、公共サービスを提供する主体である事から、一般に外郭公共団体と訳されることもある。

て、海洋管理機関の機能と資源を勘案して、海洋管理機関と協議する義務がある。つまり、Marine Management Organisation(海洋管理機関)においては各関係省庁、国会の政策意向を受けた閣内大臣（環境・食料・農村地域省）が、政府横断後援グループのアドバイスの元、その活動目標を設定し、その目標に基づいて理事会⁹、理事会議長が、利害関係者グループのアドバイスを参考に運営管理を行い、行政長官と職員が業務を実施する。



閣内大臣（環境・食料・農村地域省）

閣内大臣は、海洋管理機関の目標を設定し、環境・食料・農村地域省が従来の非省庁公共団体に対して行っている管理制度（半年に一度の理事会開催、行政官との意見交換等）を用いてその運營業績を管理する。閣内大臣は国会に対し海洋管理機関の活動や予算についての報告義務を持ち、環境・食料・農村地域省が海洋に関する政策的関わりのある各省庁を代表してこの役割を担っている。閣内大臣は、海洋管理機関に関する彼の責務の遂行（活動目標の設定等）において政府横断後援グループより助言を受ける。海洋管理機関の独立性は、関係各省庁の合意の元に作成されたガイダンスにより与えられている。

閣内大臣は、持続可能な開発を目的とした海洋管理機関の活動についてガイダンスを提出し、そのガイダンスの準備において海洋管理機関の機能と予算等の資金について検討する。このガイダンスは国会により精査されその提出後 40 日以内に意義が出ない限りにおいて、閣内大臣より海洋管理機関に提出される。

⁹ 一般的に、省庁における Board の役割は省庁の経営に関する事項を扱う内部組織で、大臣および事務次官を補佐する機能を有する。

政府横断後援グループ

政府横断後援グループは海域における政策に関与する各省庁の高官を含み、閣内大臣（この場合環境、食糧、農村地域省）は他の閣僚とも必要に応じて協議を行う。故に、当グループからの指導は海域における持続的な開発のあり方についての部局横断的な見解である。

理事会議長、理事会

海洋管理機関は理事会（8名まで）と理事会議長により指導されている。理事会員は、議長との相談の上で閣内大臣により指名される。理事会の議長は元英国海軍士官の Chris Perry 氏であり、現在、海洋の持続可能な開発の為の「三本柱」となる経済（砂利採取、再生エネルギー、港湾、海運等）、環境（生息域、水産資源、水質）、社会分野（文化遺産、娯楽、防衛）の専門家から理事会委員を募集している。理事会は各産業、海洋利用、専門セクターの代表として構成されるのではないが、利害関係者からの助言を受ける事も想定されている。

長官

長官は、理事会議長により指名され、閣内大臣により承認される。長官は会計・統合・実施業務に従事し、また監査・危機管理委員会の設立し、他の戦略的に重要とされる科学、情報、規則に関する委員会の設立も行う。

② 海洋空間計画 (Marine Spatial Planning) に関する国際的動向

1) Marine Spatial Planning とは？

海洋空間計画 (Marine Spatial Planning-MSP) は、総合的な海域管理と多様な資源の持続可能な利用を目的とした海洋の管理・利用計画である。多様を極める海域利用の調整と効率化の為、MSP は、近年総合的な海洋政策の実施に有用であると認識され始め、EU 諸国、アメリカ、カナダ、オーストラリアの海洋政策においても予備調査、ガイドラインが発表されている。実践的な取り組みとしての MSP は、これまで海洋保護区の設置を目的とする計画が主であり、オーストラリアにおけるグレートバリアリーフ、アメリカのフロリダ州における MSP の事例は地域の海洋保護区の成功とともに有名である。同様に、過去に諸外国より提示されていた予備的な資源管理計画においても、MSP は生物多様性を基盤とした生態系保全のための空間選択の「道具」として提示されている (イギリス Irish Sea Pilot 等)。しかしながら、これらの MSP は、その計画を参考にした政策利用の価値基準が海洋保護区設置に重点をおいて設定されてはいるが、海域の多目的利用に付随する複雑な空間管理の分析と理解、そしてその流動的な利用関係の効率化と統合的な海域調整にとって有用であるとも認識されている。この為、最近 IOC から出版されたガイドラインや米国の省庁間海洋政策タスクフォースより発表された「沿岸・海洋空間計画の暫定枠組み」において、MSP は利害関係者間の相互理解、政策実施者間の連携を促し、生態系保護、海洋保護区の設置に限らず様々な海洋資源利用に対応した海洋環境の保全や地域社会の発展にとって重要であると説明されている。

2) MSPに見られる地域的多様性

国際的に、MSPは海洋環境の多様な資源利用とその管理の為に構築される空間管理計画であると定義されている。International Council for the Exploitation of the Sea (ICES)は、MSPが海洋生物多様性等の海洋保護のみを目的とした保護計画ではなく、総合的な海洋空間利用と管理の為により包括的、空間的な計画であり、われわれを新たな統合的管理政策へといざなう概念的な変革（海洋を空間的にとらえると言う）を踏襲していると述べている。ヨーロッパでは、2007年にECより発行されたブルーブックにおいてMSPはiMSP（intergrated Marine Spatial Planning）と定義されている。これは、MSPにIntegrated Coastal Zone Management（統合的沿岸管理）における総合性の概念を投射しながら、ICZMが一般的に陸域に面した海域の問題に焦点を当てているのに対して、陸域から離れた海域にも適用可能な空間計画としてMSPを認識している表れであろう。また、イギリスでは、新たに施行される海洋及び沿岸アクセス法が、多様な海洋資源の利用のために、異なった地域の海域で、それぞれの地域性を重視したMarine Planning（海洋計画）を作成する事を規定しており、統合的な海域の管理・利用のためには、MSPにおいて陸域での社会経済特性の認識と海洋環境の特性を重視する事が必要であると示唆している。また、中国では沿岸管理計画として海域の機能的特徴を見据えたOcean Zoning（海域区分）が2002年より行われているが、その海域区分は科学的根拠の明確さや利害関係者の参画において海洋の持続可能な利用を保証するとは言い難い。

アメリカは、MSPをヨーロッパの統合的なアプローチに倣い、CMSP（Coastal and Marine Spatial Planning－沿岸及び海洋空間計画）として、国家戦略としての海洋空間管理計画を進めている。昨年12月には、これまで州レベルで行われていた海洋保護区の設置のみを目的としない、より総合的な（風力発電、海底鉱物の開発などの事業開発の可能性や地域社会の発展、また海運航路の維持、海洋安全保障等を考慮に入れた）CMSPの実施に関する暫定的枠組みを省庁間海洋政策タスクフォース（ホワイトハウス環境質諮問委員会）より発表した。また、オーストラリアは、前述の通りグレートバリアリーフの海洋保護区が有名であるが、1998年に発表された海洋政策（Ocean Policy）でも、Marine Bioregional Planningとしてすでに環境保護を目的としたMSPの適用が図られている。

米国 Coastal and Marine Spatial Planning 暫定枠組み概要

米国における沿岸・海洋空間計画（CMSP）枠組み	
<u>CMSP の概要</u>	<ul style="list-style-type: none"> • 包括的、順応的、統合的で、生態系に基づく透明性の高い空間計画策定プロセスであり、健全な科学に基づき、現在及び今後予測される海洋・沿岸・五大湖地域の利用を分析するためのもの。 • 利用間の対立を軽減し、環境への影響を低減し、両立可能な利用を促進し、重要な生態系サービスを保護して、経済的目標、環境上の目標、安全保障に関する目標、及び社会的目標を達成するため。
<u>CMSP における権限関係</u>	<ul style="list-style-type: none"> • CMSP が想定するプロセス及び政策決定は、既存の連邦法規の権限の下で実行。 • 既存の法律や機関の権限に優先することを目的とするものではない。 • 但し、既存法規による法的な制約がある場合は、国家海洋会議（NOC）が、関連連邦機関と連携して、立法的解決又は規制変更のどちらが必要かつ適切であるかを評価。
<u>地理的適用範囲及び策定規模</u>	<ul style="list-style-type: none"> • 領海、EEZ、大陸棚が含まれる • 内陸へ向かっては、平均満潮線まで（沿岸・五大湖の内湾及び河口が含まれる） • CMSP を開始するための計画策定の規模は、大規模海洋生態系（LME）。必要に応じて修正を加えた LME に基づく以下の 9 つの地域計画区域に分割される。

MSP の主な国際事例

国名	プロジェクト名	情報 URL
<i>Australia</i>	<i>Great barrier Reef Marine Park · Bioregional Planning</i>	http://www.gbrmpa.gov.au/ http://www.environment.gov.au/coasts/mbp/index.html
<i>Belgium</i>	<i>GAUFRE Project</i>	http://www.maritieminstituut.be/main.cgi?s_id=159=&lang=en
<i>United Kingdom</i>	<i>Irish Sea Pilot</i>	http://www.jncc.gov.uk/page-1541
<i>China</i>	<i>Territorial Sea Zoning</i>	http://www.unesco-ioc-marinesp.be/ (仮英訳はこのサイト内のMSP REFERENCEに掲載)
<i>Canada</i>	<i>Eastern Scotian Shelf Integrated Management (ESSIM) Plan</i>	http://www.mar.dfo-mpo.gc.ca/oceans/e/essim/essim-intro-e.html
<i>United States</i>	<i>US Task Force for Marine Spatial Planning</i>	http://www.whitehouse.gov/administration/eop/ceq/initiatives/oceans/interim-framework
<i>European Union</i>	<i>Maritime Spatial Planning</i>	http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/spatial_planning_en.html

*その他、デンマーク、ドイツ、オランダ、エクアドル、フィンランド、メキシコ、ニュージーランド、バルト海でも海洋空間計画の作成は行われている。

今後、諸外国において MSP の適用が一層盛んになることは否めない。そして、MSP の政策実践に関する研究に伴い、計画基盤となる科学的知見を得る為の環境調査方法や空間管理計画の為の環境プログラムの開発も、現在速いスピードで進行している。また、実践的な海洋空間計画の構築のために、海域沿岸の社会経済を考慮に入れた社会科学データの分析や一部のデータの収集にのみとらわれない学際的研究による新たな視点の模索がなされている。しかしながら、これらの技術、社会経済的プログラムは予備調査として MSP に適用されているが、収集可能なデータに限りがある事、まだその「科学的な精度」に疑問がもたれることから、その結果を政策に反映することはいまだ困難とされている。また、海洋の生態系区分を管理単位とした場合に重要とされる境界をまたいだ海域（公海を含む）における MSP の適用については、Vulnerable Marine Ecosystem (脆弱な海洋生態系)の保護や底引き網の使用を抑制する海洋保護区の設置に関して限られた議論がなされているだけである。今後、法的、経済的側面を考慮に入れた海洋空間計画と生態系を考慮に入れた地域的海洋ガバナンスに関するより一層の調査研究が必要である。

3. まとめ

平成 19 年に海洋基本法が制定され、総合海洋政策本部が設置されたことにより、政府の海洋政策への取組みは、制度・体制の両面で飛躍的に強化された。同本部のリーダーシップの下、関係省庁の連携により、大陸棚の延長申請、海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の策定、海賊処罰・対処法の制定、離島の保全・活用策の推進など、我が国の海洋政策はめざましい発展をみせている。

一方で、我が国の管轄海域の総合的な開発等を進めるための仕組みづくりには、まだ手がついていない。海洋基本法においては、海域の特性に応じた排他的経済水域及び大陸棚の開発、利用、保全等への取組みがうたわれているが、これを可能にするような制度の構築については、目に見える進展はない。現在のところ、排他的経済水域等において生じる様々な問題について、分野横断的・一元的に対処する制度はない。また、総合的な見地から一義的に対応する行政機関も存在せず、誰が海域の管理に責任を有するのかは明確になっていない。

排他的経済水域等の戦略的・計画的な開発、利用、保全等を推進していくためには、必要となる情報の収集・管理を体系的に行い、これに基づいてビジョン・計画を策定し、開発、利用、保全に関わる活動の調整を行うことなどにより、海洋空間の総合的な管理を行うことが必要であり、法律面の手当ても含めた制度の整備が急務となっている。

当財団では、民間の立場から提言を行うことにより、本件をめぐる議論に一石を投じ、政府による取組みを促すことを目的として、平成 19 年度から排他的経済水域等の総合的な管理に関する調査研究に取り組んでいる。本調査研究では、排他的経済水域等の総合的な管理の具体的な進め方のみならず、そのために必要な法制の整備についても検討し、提言を作成して世に問うこととしている。

本年度は、昨年度までと同様に総合的海洋政策研究委員会を開催するほか、同委員会の下に法制ワーキンググループを設置して法制上の問題について専門的見地から集中的に検討を行うことにより、専門家の支援をいただきながら調査研究の促進を図った。これにより、現行の海洋空間に関する制度の概要とその問題が整理でき、また、今後海洋空間の管理を進める上での問題について考察を加えることができ、次年度のとりまとめに向けた大きな足がかりができた。海洋における空間的計画の導入や、一元的に行政処分を行い海洋管理に携わる機関の設立など、諸外国における先進的な動きについても情報の収集・分析を行っており、我が国における制度の提案に大いに参考になると考えられる。

本調査研究は、検討すべき事項が多岐にわたり、かつ、高度に専門的な検討が必要とされるため、議論の整理に時間を要したが、とりまとめに必要な材料は出そろってきている。次年度においては、さらに精力的に調査研究を推進し、新しい海洋立国にふさわしい我が国の海洋管理のあり方やその実現のための法制度について提言したい。



この報告書は、競艇交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成21年度 我が国における海洋政策の調査研究報告書
(総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究)

平成22年3月発行

発行 海洋政策研究財団(財団法人シップ・アント・オーシャン財団)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16 海洋船舶ビル
TEL 03-3502-1828 FAX 03-3502-2033
<http://www.sof.or.jp> E-mail: info@sof.or.jp

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISBN978-4-88404-238-7